

令和3年 第109回定例会

あわらし市議会会議録

令和3年8月31日 開会

令和3年10月13日 閉会

あわらし市議会

令和3年 第109回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号 (8月31日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第7号の上程・提案理由説明	6
報告第8号及び報告第9号の一括上程・提案理由説明・審査結果報告	6
議案第43号から議案第51号の一括上程・提案理由説明・決算審査結果報告 ・総括質疑・委員会付託	8
議案第52号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	16
議案第53号及び議案第54号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	17
議案第55号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	18
陳情第1号の上程・委員会付託	19
散会の宣言	19
署名議員	20

第 2 号 (9月8日)

議事日程	21
出席議員	22
欠席議員	22
地方自治法第121条により出席した者	22
事務局職員出席者	22
開議の宣告	23
会議録署名議員の指名	23
一般質問	23
木下勇二君	23
一般質問	34
吉田太一君	34

一般質問	44
北浦博憲君	44
一般質問	55
堀田あけみ君	55
一般質問	67
青柳篤始君	67
一般質問	71
平野時夫君	71
延会の宣言	83
署名議員	84

第 3 号 (9月9日)

議事日程	85
出席議員	86
欠席議員	86
地方自治法第121条により出席した者	86
事務局職員出席者	86
開議の宣告	87
会議録署名議員の指名	87
一般質問	87
室谷陽一郎君	87
一般質問	99
三上寛了君	99
一般質問	109
島田俊哉君	109
一般質問	125
山川知一郎君	125
散会の宣言	135
署名議員	136

第 4 号 (9月27日)

議事日程	137
出席議員	138
欠席議員	138
地方自治法第121条により出席した者	138
事務局職員出席者	138
開議の宣告	139
会議録署名議員の指名	139
議案第52号の委員長報告・質疑・討論・採決	139
議案第53号から陳情第1号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	142

報告第10号の上程・提案理由説明	144
報告第11号から報告第15号の一括上程・提案理由説明	144
議案第56号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	145
発議第5号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	151
発議第6号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	152
発議第7号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	153
散会の宣言	154
署名議員	155

第 5 号（10月13日）

議事日程	156
出席議員	157
欠席議員	157
地方自治法第121条により出席した者	157
事務局職員出席者	157
開議の宣告	158
会議録署名議員の指名	158
議案第43号から議案第51号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	158
発議第8号から発議第9号の一括上程・趣旨説明・総括質疑・討論・採決	165
特別委員の選任	166
議員派遣の件	167
閉議の宣告	167
市長閉会挨拶	167
議長閉会挨拶	168
閉会の宣告	169
署名議員	169

第109回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

令和3年8月31日（火）

午前9時30分開議

- 1.開会の宣告
- 1.市長招集挨拶
- 1.開議の宣告
- 1.諸般の報告
- 1.行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 7号 放棄した非強制徴収公債権等の報告について
- 日程第 4 報告第 8号 令和2年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 日程第 5 報告第 9号 令和2年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について
- 日程第 6 議案第43号 令和2年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第44号 令和2年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第45号 令和2年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第46号 令和2年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第47号 令和2年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第48号 令和2年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第49号 令和2年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第50号 令和2年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第14 議案第51号 令和2年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第15 議案第52号 令和3年度あわら市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第53号 あわら市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第54号 あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を

- 改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第55号 工事請負契約の締結について（令和3年度 西口交通広場
シェルター設置工事（その2））
- 日程第19 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

（散 会）

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木康男	副市長	城戸橋政雄
教育長	甲斐和浩	総務部長	後藤重樹
創造戦略部長	西川佳男	市民生活部長	堀江好美
健康福祉部長	糠見敏弘	経済産業部長	武田正彦
土木部長	永井宏昌	教育部長	江守耕一
土木部理事	西川秀和	土木部理事	龍田雅人
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一	代表監査委員	伊東秀一

事務局職員出席者

事務局長	大角勇治	事務局長補佐	早見孝枝
主査	佐々木良晃		

◎議長開会宣告

○議長（山田重喜君） ただいまから、第109回あわら市議会定例会を開会いたします。

（午前9時30分）

◎市長招集挨拶

○議長（山田重喜君） 開会に当たり、市長から招集の挨拶がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 本日ここに、第109回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

8月も本日で終わりとなりますが、朝晩は多少涼しさを感じるようになったものの、厳しい暑さと不安定な天候が続いています。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、若い世代への感染拡大やインド由来の変異ウイルス「デルタ株」の流行を背景に、依然として猛威を振るい続けております。全国的な感染拡大に歯止めがかからず、お盆の帰省とも重なり、今月中旬に入って新規感染者は連日のように最多を更新してまいりました。

年代別感染者数では、65歳以上の割合は低下する一方、若年層で増加傾向にあり、中でも「10代から20代、30代」の若い世代に感染が拡大しており、家庭内や職場での感染が増加しています。

福井県におきましても感染拡大が続いていることから、24日まで発出されていた県独自の「福井県緊急事態宣言」が9月12日まで延長されたところです。また、市内における感染者も8月以降増加傾向にあり、感染の収束は一向に見込めない状況です。

市民の皆様におかれましては、改めて「おはなしはマスク」や「マスク会食」などの徹底、不要不急の他県との往来はお控えいただきますとともに、感染拡大防止につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

次に、北陸新幹線開業に向けた駅周辺整備につきましては、西口賑わい施設や西口交通広場の整備が進み、ビジネスホテルの建設も着工され、徐々にではありますが、駅周辺に整備される施設の姿が浮かび上がってまいりました。

このような中、県は23日に北陸新幹線敦賀開業後の並行在来線に関する経営計画の骨子案を発表いたしました。この骨子案の運行計画では、特急が廃止されることから、普通列車を中心に24本の運行が増便される案が示されるとともに、運賃水準は、開業後5年間は定期外と通勤定期が1.15倍、通学定期が1.05倍となる案が示されました。また、開業後10年間で累積赤字が約70億円となる試算が

されており、その赤字を補填するための経営安定基金を設け、半分の35億円は沿線市町が拠出する案が示されております。

北陸新幹線敦賀開業後の運行計画や財政負担などは、開業後のあわら市の市政運営にとって大きな影響があることから、動向を注視しつつ、開業後のまちづくりや財政運営などを検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会に提出いたします議案は、健全化判断比率等の報告3件のほか、各会計の決算の認定等に関するもの、令和3年度補正予算、条例の制定に関するものなど13議案となっております。

各議案の内容につきましては後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（山田重喜君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（山田重喜君） 諸般の報告を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 事務局長。

○事務局長（大角勇治君） 諸般の報告をいたします。

本定例会までに受理いたしました陳情等につきましては、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおりでございます。

次に、本定例会に市長より提出されました付議事件は、報告3件、議案13件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下14名であります。

なお、本日の会議には伊東代表監査委員が出席しております。

以上でございます。

○議長（山田重喜君） 一部事務組合議会等の議会報告につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山田重喜君） 次に、行政報告ですが、さきの一部事務組合議会等の報告と同様、時間短縮を考え、理事者との調整の上、行政報告はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田重喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、毛利純雄君、10番、吉田太一君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（山田重喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月13日までの44日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より10月13日までの44日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

◎報告第7号の上程・提案理由説明

○議長（山田重喜君） 日程第3、報告第7号、放棄した非強制徴収公債権等の報告についてを議題といたします。

○議長（山田重喜君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました報告第7号、放棄した非強制徴収公債権等の報告について申し上げます。

本案は、あわら市債権の管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき、同項2号から5号に該当するものとして、令和2年度中に放棄した非強制徴収公債権等について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権につきましては、水道料金6件、13万2,310円となっております。

以上、ご報告いたします。

○議長（山田重喜君） 報告第7号は、これをもって終結いたします。

◎報告第8号及び報告第9号の一括上程・提案理由説明・審査結果報告

○議長（山田重喜君） 日程第4、報告第8号、令和2年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、日程第5、報告第9号、令和2年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について、以上の報告2件を一括議題といたします。

○議長（山田重喜君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました報告第8号、令和2年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について及び報告第9号、令和2年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について申し上げます。

報告第8号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度における本市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の、いわゆる健全化判断比率と各公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、健全化判断比率等報告書に記載のとおりであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため該当がありません。また、実質公債費比率は対前年度比0.1ポイント減の6.9%、将来負担比率は対前年度比0.8ポイント増の46.9%となっており、それぞれに設定された本市における早期健全化基準を大きく下回る数値となっております。

次に、各公営企業2会計に係る資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率については、公営企業の全ての会計において資金不足となっていないため該当がありません。

なお、これらの指標については、議会への報告後、公表することにしております。

報告第9号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度の芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては報告書に記載のとおりであります。資金不足比率については資金不足となっていないため、該当がありません。

以上、ご報告いたします。

○議長（山田重喜君） ただいま上程された報告に関して、代表監査委員から審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 代表監査委員、伊東秀一君。

○代表監査委員（伊東秀一君） 議長のご指名をいただきましたので、令和2年度あわら市財政健全化判断比率等審査、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の審査結果をご報告申し上げます。

まずもって、議員の皆様におかれましては、日頃から地域住民のためにご尽力いただいておりますことに対しまして感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、本審査の結果をご報告申し上げます。

本審査におきましては、健全化判断比率、それから資金不足比率につきまして、その算定の基礎となる事項を記載した書類の提出を求めまして、慎重に審査をいたしました。その結果、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、いずれも関係法規に準拠して適正に作成されているものと認められました。

審査の内容につきましては意見書としてまとめ、お手元に配付してございますので、ただいまからのご報告に併せご覧いただきたいと思います。議案書の最初のほうに「令和2年度決算に基づくあわら市財政健全化判断比率等審査意見書」、それから同じくもう一つ、「令和2年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計資金不足比率審査意見書」、この二つをつけておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

まず最初に、お手元の「令和2年度決算に基づくあわら市財政健全化判断比率等審査意見書」の1ページの真ん中より下の表をご覧いただきたいと思います。

表の左上から、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字はなく、早期健全化基準から見て問題のない状況にあります。次に、③実質公債費比率につきましては6.9%と、前年度に比べて0.1ポイント改善しております。早期健全化基準である25.0%を18.1ポイント下回る良好な状況にございます。④の将来負担比率につきましては46.9%と、前年度に比べて0.8ポイント悪化しておりますが、早期健全化基準350%を大幅に下回るよい結果となっております。

次に、資金不足比率について申し上げます。今ご覧の意見書の2ページの下側の表と、併せましてもう一つの財産区のほうの意見書の1ページの表と併せてご覧いただきたいと思います。

二つの公営企業会計と芦原温泉上水道財産区水道事業会計は、いずれも資金不足の状況になく、経営健全化基準から見て問題のない状況にあります。

以上、健全化判断比率等の審査の結果を申し上げますが、あわら市の人口減少に歯止めがかからない状況が続く中で、今後も北陸新幹線関連事業の本格化に伴う財政負担が見込まれることを踏まえ、将来世代への負担が増加することに懸念を抱かざるを得ません。

したがって、事務事業の改善を徹底し、限られた資源が効果的、効率的に活用されるよう努めるとともに、経常的経費の節減により財政体質の健全化を図るよう、今後におかれましても関係者の一層のご努力をお願い申し上げます。

以上をもちまして、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査のご報告といたします。

○議長（山田重喜君） 報告第8号及び報告第9号は、これをもって終結いたします。

◎議案第43号から議案第51号の一括上程・提案理由説明

・決算審査結果報告・総括質疑・委員会付託

○議長（山田重喜君） 日程第6、議案第43号、令和2年度あわら市一般会計歳入歳出

決算の認定について、日程第7、議案第44号、令和2年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第45号、令和2年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第46号、令和2年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第47号、令和2年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第11、議案第48号、令和2年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第49号、令和2年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、日程第13、議案第50号、令和2年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について、日程第14、議案第51号、令和2年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分について、以上の議案9件を一括議題といたします。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第43号、令和2年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第51号、令和2年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分についての各会計決算の認定及び剰余金の処分に係る9議案について、提案理由を申し上げます。

議案第43号から議案第49号までの7議案につきましては、一般会計をはじめとする各会計における令和2年度決算を監査委員による決算審査意見書を付して提出するもので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

まず、議案第43号、一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は190億2,787万6,905円、歳出総額は181億3,953万9,132円で、歳入歳出差引額は8億8,833万7,773円となっております。この中には、繰越明許費として令和3年度へ繰り越すべき財源2億3,630万7,189円が含まれておりますので、歳入歳出差引額からこれらの額を差し引いた実質収支額は6億5,203万584円となるものであります。

歳入の主なものを収入済額の多い順に申し上げますと、国庫支出金の54億3,434万6,724円をはじめ、市税45億3,510万4,636円、地方交付税33億8,831万3,000円、市債14億1,953万8,000円、県支出金12億4,603万1,625円、地方消費税交付金6億2,027万3,000円、繰入金5億5,852万3,430円、繰越金5億4,705万3,521円、諸収入3億5,073万1,983円、分担金及び負担金2億1,200万9,566円などとなっております。

一方、歳出につきましては、支出済額の多い順に申し上げます。民生費の47億5,556万8,213円をはじめ、総務費41億8,663万7,656円、土木費27億5,214万9,061円、教育費15億891万1,803円、公債費14億8,744万5,921円、衛生費8億2,983万3,840円、農林水産業費7億

4,098万1,374円、商工費6億5,949万1,225円、消防費6億271万3,614円、諸支出金4億2,624万9,430円などとなっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

議案第44号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は29億945万9,838円、歳出総額は28億5,700万8,327円で、歳入歳出差引額は5,245万1,511円となっております。

歳入の主な内訳といたしましては、県支出金20億6,477万4,854円、国民健康保険税5億6,282万5,128円、繰入金2億3,007万5,543円、諸収入2,491万91円、繰越金2,146万161円などとなっております。

一方、歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費20億2,086万96円、国民健康保険事業費納付金7億4,149万5,015円、総務費5,711万5,793円、諸支出金2,114万4,105円などとなっております。

次に、議案第45号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は3億7,692万5,459円、歳出総額は3億7,666万5,059円、歳入歳出差引額は26万400円となっております。

歳入の主な内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料3億185万9,980円、繰入金7,363万6,879円、諸収入68万6,050円などとなっております。

一方、歳出の主な内訳といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金3億7,119万2,097円、総務費492万1,412円などとなっております。

次に、議案第46号、農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は205万1,985円、歳出総額は125万9,040円で、歳入歳出差引額は79万2,945円となっております。

歳入の主な内訳といたしましては、共済掛金126万7,000円、諸収入46万6,438円などとなっております。

一方、歳出の主な内訳といたしましては、総務費78万9,600円、共済諸費44万1,440円などとなっております。

続いて、公営企業会計の決算について申し上げます。

議案第47号、水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、水道事業収益7億9,535万9,611円に対し、水道事業費用7億1,978万657円で、7,557万8,954円の利益となりますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は6,770万8,803円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入額6,872万1,710円に対し、支出額1億8,355万2,018円で、1億1,483万308円の収入不足が生じています。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額627万2,161円、過年度分損益勘定留保資金2,857万7,519円、当年度分損益勘定留保資金7,998万628円で補填をいたしております。

次に、議案第48号、公共下水道事業会計決算については、収益的収入及び支出

で、下水道事業収益11億8,306万630円に対し、下水道事業費用11億4,273万7,433円で、4,032万3,197円の利益となりますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は3,135万164円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額6億1万531円に対し、支出額9億8,719万3,322円で、3億8,718万2,791円の収入不足が生じています。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額897万3,033円、過年度分損益勘定留保資金734万1,377円、当年度分損益勘定留保資金3億7,086万8,381円で補填をいたしております。

議案第49号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算につきましては、収益的収入及び支出で、水道事業収益1億3,803万3,633円に対し、水道事業費用1億5,634万8,189円で、1,831万4,556円の損失となりますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純損失は1,869万6,489円となっております。この不足額につきましては、前年度繰越利益剰余金で補填をいたしております。

また、資本的収入及び支出では、収入額47万5,000円に対し、支出額1,586万9,220円で、1,539万4,220円の収入不足が生じています。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金1,512万6,645円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26万7,575円で補填をいたしております。

次に、議案第50号、令和2年度あわら市水道事業会計剰余金の処分については、令和2年度決算に係る剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるものであります。

当年度未処分利益剰余金6億512万1,204円のうち、建設改良積立金に6,700万円を積み立てるものであります。なお、残額5億3,812万1,204円については、翌年度繰越利益剰余金として次年度に繰り越します。

議案第51号、令和2年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分については、令和2年度決算に係る剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

当年度未処分利益剰余金9,770万321円のうち、減債積立金に3,100万円を積み立てるものであります。なお、残額6,670万321円については、翌年度繰越利益剰余金として次年度に繰り越しいたします。

以上、9議案についてよろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田重喜君） ただいま議題となっております議案第43号から議案第51号に関し、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 代表監査委員、伊東秀一君。

○代表監査委員（伊東秀一君） それでは、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

令和2年度の決算審査は、去る7月8日から29日までの4日間にわたりまして、あわら市の一般会計をはじめ特別会計、企業会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業の会計の決算状況につきまして、関係書類及び主要施策の成果報告書等を慎重に審査いたしました。

その結果、一般会計、特別会計及び企業会計等の決算につきましては、それぞれ関係法規に準拠して作成され、諸帳票は証拠書類と符合し、計数も正確であると認められました。

審査の内容につきまして、「各会計決算審査意見書」としてまとめたものをお手元に配付しておりますので、本日のご報告に併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、決算審査の概要をご報告申し上げます。

今申し上げました意見書につきましては、議案書の真ん中あたりになると思っております。決算書の後に各意見書がついておりますので、まずは「あわら市各会計決算審査意見書」をお開きいただきまして、そちらの2ページ中ほどの各会計状況、収支状況の表をご覧いただきたいと思っております。

一般会計の令和2年度歳入決算額は190億2,787万7,000円と、前年度に比べまして24.3%の増、また歳出決算額は181億3,953万9,000円と、これも前年度に比べ22.9%の増となっております。前年度と比較しますと、歳入歳出ともに大幅に増加しております。

次に、意見書の4ページをお開きいただきたいと思っております。あわら市の財政比率の推移のグラフが出ております。4ページ、グラフが三つございます。

上段のグラフはあわら市の財政力指数を示しておりますが、令和2年度は0.60と、前年度に比べまして0.02ポイント悪化しております。中段のグラフは財政の硬直化を表す経常収支比率を示しておりますが、令和2年度89.1%、これは前年度に比べて1.0ポイント改善しております。同じく4ページ下段のグラフでございますが、公債費の財政負担割合を表す実質公債費比率を示しております。令和2年度は6.9%と、前年度に比べて0.1ポイント改善しております。

続きまして、ちょっと飛びまして16ページをお開きいただきたいと思っております。

16ページ中ほどの第22款市債の表でございます。令和2年度の市債の収入済額は14億1,953万8,000円で、前年度より1億1,968万6,000円減少しております。

同じく16ページの下段の表、市債の現在高状況をご覧ください。令和2年度の市債の現在高は176億2,851万7,000円で、前年度に比べ2,192万円減少しております。パーセントで0.1%減少しております。この市債残高を市民1人当たりに換算しますと64万1,000円になります。

人口減少とその影響による市民1人当たりの市債残高の増加は、年を追うごとに進行している状況であることから、次の世代に大きな負担を残すことのないよう

に、財源確保に一層の努力を図り、市債発行に当たりましては慎重な対応を望むものであります。

以上、一般会計の歳入歳出決算を審査いたしました結果、事務事業の改善による経費の削減、それから収入確保への取組も見受けられましたが、繰り返しになりますけれども、人口減少による自主財源の減少が避けられない状況が明白でありますので、高齢化に伴う社会保障費の増大、北陸新幹線関連整備事業の本格化や市債の返済などによる多額の財政負担が見込まれることを考慮いたしますと、従来にも増して費用対効果を重視した、コスト意識を持ち合わせた施策を実施されますように要望いたします。

次に、特別会計について申し上げます。

同じ意見書の33ページをお開きいただきたいと思います。

33ページ(2)に国民健康保険特別会計の欄がございまして、令和2年度の歳入決算額は29億946万円、歳出決算額は28億5,700万8,000円で、差引き5,245万2,000円の黒字となっております。前年度に比べますと、歳入で1億3,006万2,000円の減少、歳出が同じく1億6,105万4,000円の減少となっております。また、被保険者数は年々減少している状況にございまして、保険税収入も前年度に比べ1,043万円の減収となっております。

続きまして、意見書の34ページ、上段の表、保険税収納状況をご覧ください。

全体の収納率につきましては、この表の一番下でございまして、令和2年度収納率87.4%と、前年度に比べ0.4ポイント改善しております。しかしながら、滞納繰越分の収納率につきましては、25%付近を推移するという状況が続いていることを踏まえ、滞納繰越分の債権管理につきまして、さらに取り組んでいただきたいと思います。

次に、意見書の36ページをお開きください。(3)後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入決算額は3億7,692万5,000円、歳出決算額は3億7,666万5,000円で、差引き収支は26万円の黒字となっております。

後期高齢者医療制度の主体は福井県後期高齢者医療広域連合となっておりますので、主な歳出につきましては、真ん中に歳入歳出の決算額比較表がございまして、歳出の欄を見ていただきますと、広域連合への納付金3億7,119万2,000円と、歳出全体の98.5%を占めている状況でございます。

また、同じ36ページの下段の表、保険料の収入状況、これは全体の収納率を申し上げますと、この表の一番下の計のところ99.5%と、前年度と比べまして0.3ポイント増となっており、従来から高い収納率を維持しております。そうはいいましても、今後も一層の保険税収入の確保に向けた努力をお願いしたいと思います。

次に、37ページの(4)農業者労働災害共済特別会計について申し上げます。

歳入決算額は205万2,000円、歳出決算額は125万9,000円で、差引き79万3,000円の黒字となっております。

また、一番下のほうに共済の給付についての表がございますけれども、44万2,000円と、前年度に比べまして27万9,000円、38.7%減少しております。

この特別会計につきましては、共済加入世帯数が年々減少していることを踏まえ、当会計の適正な運用を維持するためにも、歳入の確保に向けて加入者の促進に努めていただくとともに、農作業事故の発生防止の指導・啓発といった取組を継続していただきたいと思います。

続きまして、41ページをお開きください。基金について申し上げます。

令和2年度は、合計の欄にありますように、4億2,669万1,000円を積み立てる一方で、5億8,852万3,000円取り崩しております。

したがって、令和2年度末の残高は、一番右端でございますけれども、55億7,860万7,000円で、主に財政調整基金の取崩しにより、前年度と比較しまして1億6,183万2,000円減少しております。

基金は、将来の施設整備や維持補修など、健全な行財政運営上、重要な役割を担うものであります。今後とも、設置目的に沿った計画的な積立てと効率的な運用を心がけていただき、一層の有効活用に努めていただきたいと思います。

以上が一般会計及び特別会計の決算審査の概要でございますが、これらを取りまとめまして43ページ以降に審査意見を提示しておりますので、改めてご高覧いただければと思います。

それでは次に、公営企業会計について申し上げます。

次に、お手元の「令和2年度あわら市各公営企業会計決算審査意見書」をお開きください。

まず、5ページをお開きいただきたいと思います。水道事業会計について申し上げます。

主な業務実績の表でございますけれども、令和2年度末の給水人口は2万4,768人となっております。前年度に比べ251名減少しております。また、年間有収水量は327万 m^3 と、前年度より1.2%増、有収率も82.4%、これは0.6%減となっております。

令和2年度の経営成績につきましては、8ページをご覧ください。

8ページの表でございますが、営業収益から営業費用を差し引きました営業損益につきましては、真ん中あたりで三角の数字が出ておりますが、1億2,852万円の赤字となっております。これに営業外収益、それから営業外費用を加減しました経常損益、これは下のほうにございますけれども、経常損益につきましては6,774万7,000円の黒字となっております。

水道事業会計は、県水引受水費、それから減価償却費並びに企業債利息などの固定的な費用が大きな割合を占めております。一般会計からの補助金を受け入れてもなお厳しい経営状況にあります。今後さらに人口減少が見込まれる中、長期的展望に立った事業運営と経営の健全化に向けてまして、さらなる努力を望むものであります。

次に、公共下水道事業会計、17ページをお開きください。

令和2年度、これも表のほうを見ていただきたいんですが、処理人口は2万6,497人で、前年度に比べますと354人減少しております。人口普及率につきましては96.3%で、0.1%増加しております。

次に、20ページをお開きください。経営成績について申し上げます。

先ほどと同じように、営業損益につきましては、表の中ほどでございます、4億3,875万2,000円の赤字となっております。これに営業外収益及び営業外費用を加減した経常損益は、下のほうでございますけれども、3,139万9,000円の黒字となっております。さらに、ここから特別損失を差し引いた当年度の純損益につきましては、3,135万円の黒字となっております。純利益は前年度に比べ1,882万1,000円の増加、増益でございます。

下水道事業につきましても、経営環境が非常に厳しい状況にあることは十分に認識していただき、さらなる経営の合理化、効率化を図るとともに、供用区域内の下水道接続率の向上を推進して収益の増加につなげるよう、望むものであります。

最後に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計について申し上げます。

これは別の意見書でございます。「令和2年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算審査意見書」というのを議案書のほうにおつけしておりますので、そちらをお開きください。

5ページをお願いいたします。令和2年度の経営成績でございますが、5ページの表にありますように、営業損益が2,541万3,000円の赤字となっております。中ほどのところに営業損益の数字が記載されております。また、その下のほうの経常損益につきましても1,867万6,000円の赤字となっております。ここから特別損失を差し引きました当年度の純損益につきましては1,869万6,000円の赤字で、前年度と比較しますと296万6,000円の減益となりまして、赤字決算となりました。

財産区の水道事業会計につきましては、給水人口の減少とともに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、あわら温泉への宿泊客が激減し、経営環境として、今後も引き続き厳しい状況が見込まれるところでございます。したがって、これまで以上の経営の合理化、効率化による経費の節減に努めるなど、なお一層の経営努力を望むものであります。

以上、一般会計、特別会計、公営企業会計、芦原温泉上水道財産区水道事業会計の決算審査の概要を申し上げます。決算審査における指摘や要望いたしました事項につきましては、各所管並びに関係者の一層のご努力と真摯な取組をお願い申し上げます。決算審査のご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山田重喜君） それでは、上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） ただいま議題となっています議案第43号から議案第51号までの9議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

ここで、伊東代表監査委員の退席を許可します。お疲れさまでございました。

（伊東代表監査委員 退席）

○議長（山田重喜君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

（午前10時29分）

○議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎議案第52号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（山田重喜君） 日程第15、議案第52号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第52号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

議案第52号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ2億2,899万3,000円を追加し、予算の総額を163億4,378万9,000円とするものであります。

まず、歳出の主なものをご説明いたします。

総務費では、一般管理費で会計年度任用職員管理システム構築業務委託料1,500万円、情報化推進費でネットワーク用備品880万円を計上する一方で、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金240万1,000円を減額いたしております。

民生費では、令和2年度の実績確定に伴う国や県への返還金として、障害者福祉費で障害者自立支援給付費国庫負担金返還金など1,199万5,000円、こども園費で子ども・子育て支援交付金返還金など児童福祉に関する返還金1,102万3,000円、ひとり親世帯臨時特別給付費でひとり親世帯臨時特別給付金国庫補助返還金1,492万9,000円、生活保護扶助費で生活保護費国庫負担金返還金など1,237万7,000円を計上する一方で、老人福祉総務費で坂井地区広域連合負担金1,307万3,000円を減額いたしております。

衛生費では、環境衛生費で坂井地区広域連合負担金89万7,000円、塵芥処理費で福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金593万1,000円を減額いたしております。

農林水産業費では、農地費で農道保全対策事業負担金750万円を計上しており

ます。

商工費では、観光施設費でセントピアあわら管理委託料308万円を計上いたしております。

土木費では、道路橋りょう新設改良費で道の駅整備に係る設計業務委託料1,500万円、建物解体工事2,500万円、土地購入費2,705万2,000円、物件移転補償料1,023万5,000円を計上いたしております。

このほか、除雪対策費で雪に強いまちづくり支援事業補助金1,159万4,000円、都市計画総務費で道路改良工事5,381万4,000円、土地改良施設機能補償工事5,899万1,000円を計上する一方、住宅管理費で市営住宅長寿命化工事4,007万7,000円を減額しております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金495万4,000円、県支出金255万2,000円、諸収入6,759万4,000円、繰越金2億5,125万9,000円を計上する一方、市債で9,736万6,000円を減額いたしております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） ただいま議題となっています議案第52号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

◎議案第53号及び議案第54号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（山田重喜君） 日程第16、議案第53号、あわら市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議案第54号、あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案2件を一括議題といたします。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第53号、あわら市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第54号、あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

議案第53号、あわら市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、各種行政手続の簡素化、効率化を実現し、行政改革を推進するため、押印の見直しを行う所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、あわら市職員のサービスの宣誓に関する条例、あわら市固定資産評価審査委員会条例、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例に規定する「押印」を削る、あるいは「署名」に改めるものであります。

議案第54号、あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、旅客特定車両停留施設の新設または改築についても、道路の新設または改築と同様に、条例に定める基準に適合させなければならなくなったため、当該条例に旅客特定車両停留施設に関する基準を新設する所要の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） ただいま議題となっています議案第53号及び議案第54号の2議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎議案第55号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第18、議案第55号、工事請負契約の締結について（令和3年度 西口交通広場シェルター設置工事（その2））を議題といたします。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第55号、工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

議案第55号、工事請負契約の締結についてにつきましては、令和3年度 西口交通広場シェルター設置工事（その2）について、8月12日に条件付き一般競争入札を執行いたしました。その結果、第一建設株式会社が落札し、同社と8月24日に仮契約を締結したところであります。

つきましては、落札事業者と本契約を締結いたしたく、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 質疑なしと認めます。

○議長(山田重喜君) ただいま議題となっています議案第55号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

○議長(山田重喜君) これより討論、採決に入ります。

○議長(山田重喜君) 議案第55号、工事請負契約の締結について(令和3年度 西口交通広場シェルター設置工事(その2))について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 討論なしと認めます。

○議長(山田重喜君) これより、議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山田重喜君) 起立全員です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎陳情第1号の上程・委員会付託

○議長(山田重喜君) 日程第19、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題とします。

○議長(山田重喜君) 陳情第1号については、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおり、総務厚生常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣言

○議長(山田重喜君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、9月8日は午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変お疲れさまでございました。

(午前10時52分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第109回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

令和3年9月8日(水)

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(延 会)

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木康男	副市長	城戸橋政雄
教育長	甲斐和浩	総務部長	後藤重樹
創造戦略部長	西川佳男	市民生活部長	堀江好美
健康福祉部長	糠見敏弘	経済産業部長	武田正彦
土木部長	永井宏昌	教育部長	江守耕一
土木部理事	西川秀和	土木部理事	龍田雅人
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	大角勇治	事務局長補佐	早見孝枝
主査	佐々木良晃		

◎開議の宣告

○議長（山田重喜君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田重喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、毛利純雄君、10番、吉田太一君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（山田重喜君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇木下勇二君

○議長（山田重喜君） 通告順に従い、4番、木下勇二君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） おはようございます。通告順に従い、4番、木下勇二、一般質問をさせていただきます。

本日、私のほうから、三つのテーマに沿ってお伺いしたいと思います。

まず1番目ですが、公益社団法人あわら市シルバー人材センターの事業運営支援についてということで、よろしく願います。

本市のシルバー人材センターは、旧の金津町においては、平成5年10月に設立されております。また、旧の芦原町においては、それより3年後の平成8年10月に設立されているところであります。その後、平成16年3月1日のあわら市合併に伴い、一つの自治体には一つのシルバー人材センターという大原則、法規定もございますので、翌月4月1日付をもって両町のシルバー人材センターが合併して今日に至っているわけであります。

シルバー人材センターは、60歳以上の会員の皆さんと事務局職員で運営されております。令和2年度の事業実績をお聞きしますと、会員数332名、売上高、請負事業、委任事業、派遣事業、3事業合わせて約1億5,700万円に上るとお聞きしております。

シルバー人材センターは、自主・自立、共働・共助を基本理念とし、高齢者の持つ活力、培った高度な技術を生かし、再度、社会参加を図る高齢者の就業システムであります。また、公益社団法人として、高齢者の健康、生きがい、社会参加のために、会員の皆さんが就業や奉仕活動を通じて地域社会に貢献するという大きな役割

を果たしております。

こうした重要性をご認識いただいた上で、シルバー人材センターの事業支援についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、あわら市シルバー人材センターの令和3年度の総会資料によりますと、令和2年度収支決算書で評価損益当期計算額は約150万円の赤字となっております。その主な原因は、現下のコロナ禍、大変厳しい中、受託事業が減ってきており、これに伴う受託事務費10%相当額が減少し、これが運営を圧迫している主な原因と思われまます。この赤字額については、センターの過去5年間の収支決算書を見ても、令和元年度こそ赤字は出しておりませんが、その他の年は全て100万円以上の赤字を出しておる次第であります。

そこで、あわら市においては、毎年シルバー人材センターに補助金を出しておられると思いますが、この補助金を増額する考えはないか、お伺いしたいと思います。

2点目でございますが、事業運営の大きな柱であります会員数が、平成21年3月の469人をピークに毎年減少している状況であると聞いております。このことから、シルバー人材センターにおいては会員拡大に取り組んでおり、毎月入会説明会の開催、ホームページや年2回発行するシルバー人材センターの広報への掲載など、いろいろ努力しているようではありますが、なかなか効果が出ないのが現状であるとお聞きしております。

こうしたことを踏まえ、市広報に定期的にシルバー人材センター会員募集の掲載はできないものでしょうか。市広報に掲載する記事は、市からの情報を最優先するということは十二分に承知しておりますが、シルバー人材センターの持つ公共性、公益性を考慮して掲載できないか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、武田正彦君。

○経済産業部長(武田正彦君) まず、1点目のコロナ禍において事業運営が苦しい状況になっているシルバー人材センターへの市からの補助金が増額できないかのご質問にお答えします。

あわら市シルバー人材センターの受託事業収益は、民間企業及び公共事業両方の受託事業の減少に伴い、平成27年度より年々減少しており、市では平成30年に補助金額を増額したものの、令和元年度を除く平成28年度以降令和2年度までの収支におきまして、年間100万円を超える赤字となっております。

特に、コロナ禍における民間、公共両方の事業の自粛や中止などにより、令和2年度の収益は、前年と比べて約1,800万円の減となっております。ただし、令和2年度の赤字につきましては、受託事業収益の大幅な減少に加え、中核職員の当該年度での退職を控える中、円滑な事務の引継ぎを行うため、正規職員を1名採用したことにより、一時的に人件費が増大したこともその要因と考えられます。

令和3年度につきましては、当該中核職員が退職したことから収支が改善すると

見込まれ、現在のところ補助金の増額は必要ではないと考えております。

なお、シルバー人材センターに対する市の補助金につきましては、高年齢者の安定した雇用の確保の促進、定年退職者に対する就業機会の確保などの措置を講ずることを目的としました、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく補助金でございます。規定により、国と同額を補助額として決定をしております。

今後は、社会経済情勢を十分に勘案するとともに、センターの事業実施状況や収支状況の推移、そして市の財政状況などを踏まえ、センターと協議の上、適正な補助金となるよう、柔軟に検討してまいります。

続きまして、2点目のシルバー人材センターの会員確保のために、市広報で掲載の啓蒙支援はできないかについてのご質問にお答えします。

市の広報紙「広報あわら」では、あわら市からのお知らせなどに加え、公共性、公益性が高く、市民にとって有益な情報を掲載するため、国や県、各種団体等からの依頼に基づき、様々な記事を掲載しているところです。

現在、シルバー人材センターの広報につきましては、年2回発行されていますセンターの広報紙を市の広報紙に折り込んで各世帯へ配布をしています。年2回の発行月以外で市の広報紙面を使った広報につきましては、担当の商工労働課にご相談いただければ掲載は可能でございます。

また、市の広報紙以外にも、フェイスブックなどSNSを活用した情報発信も行っておりますので、併せてご依頼をいただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

会員の確保でございますが、本年4月1日付で、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が一部改正されました。個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を、法制度化を整え、事業主としていずれかの措置を制度化することが努力義務とされたところでございます。いわゆる70歳定年制の努力義務でございます。このことを踏まえますと、シルバー人材センターの会員確保、増強については、ますます難しくなってくるので、さらなるご支援のほどをよろしく申し上げます。

また、あわら市のシルバー人材センターに対しての補助金の補助形態としては、国の補助額と同額の補助金を支出しているようではありますが、これを毎年度シルバー人材センターの事業運営を見計らいながら補助金の額を増やすことはできないものでしょうか、再度お伺いします。

次に、先ほど申し上げましたように、センターの事業運営に大きく左右する、事業受注量が減っているという件でございますが、あわら市からの発注をもっと増やすことはできないものでしょうか。例年と言いますと、多分、来月10月から令和4年度の予算編成にかかると思いますが、予算編成に当たっては、シルバー人材センターの発注額を再度点検していただいて、前例踏襲でなく、少しでも多く発注す

るような調査、精査をお願いしたいと思います。

シルバー人材センターの事業量の増大が、取りも直さずシルバー人材センターの支援という形に成り代わりますので、この点についてもお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、武田正彦君。

○経済産業部長(武田正彦君) では、1点目の毎年度シルバー人材センターの事業運営を見計らった補助金の増額につきましてのご質問にお答えします。

最初の答弁と繰り返しになりますけれども、センターへの補助金増額につきましては、まず社会経済情勢、それからセンターの事業実施状況と収支状況、そして市の財政状況、これらを踏まえまして、まずセンターと協議をし、適正な補助金となるよう、ここは柔軟に対応したいと考えてございます。

それから、続いて2点目のシルバー人材センターの事業受注量が減っている中、あわら市からの発注をもっと増やせないかというご質問でございまして、まず、あわら市からシルバー人材センターへの発注につきましては、先ほど申し上げました高齢者の安定した雇用の確保の促進、それから定年退職者に対する就業機会の確保、こういった法律の趣旨に基づき発注をさせていただいているところでございます。

センターからの事業報告を見せていただきましたが、従来からの就業開拓に加えまして、子育て、あるいは介護、環境といった新しい分野での就業機会の掘り起こしを今後推進したいということでございます。こういう取組につきましては、あわら市としましても協力をしてまいりたいと考えております。

また、コロナ禍で受注の数は確かに減少されているということですが、その一方で、施設入場者の体温測定ですとか、巣籠もり需要の高まりに伴いますインターネット通販事業者の関連の商品の梱包ですとか、そういった受注があったということもお聞きをしております。こうした、従来とは違った観点からも、あわら市からセンターに発注できるような業務がないかは、検討したいと考えております。

なお、あわら市の様々な部署から発注される業務につきましては、これはシルバー人材センターで把握をされているということでございますので、調査の前にまずはセンターとの情報の共有を図りたいと考えております。その上で、この法律の趣旨に適応する業務の確認、並びに発注の促進を関係各課に周知を図りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) ありがとうございます。特に令和4年度に向けての事業量の増強について、よろしく願いしたいと思います。

シルバー人材センターは、先ほども申し上げましたように、あわら市の高齢者の就業については、なくてはならない公益社団法人であります。今後、シルバー人材

センターの事業運営にさらなるご支援をいただきますよう、強く要望して質問を終了します。

次に、2点目でございます。小学生の通学路の安全確保についてお伺いしたいと思います。

今年7月9日、千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、5人の児童が死傷するという大変痛ましい事故が発生いたしました。この事故が発生したことを受けて、警察庁は文部科学省、国土交通省と共に通学路の合同点検を実施することを全国の警察に通知いたしました。

千葉県八街市の死傷事故など、通学路における交通安全を脅かす交通事故が後を絶たないことから、警察庁、文部科学省、国土交通省が連携して対応策を検証し、その結果、教育委員会、学校が主体となって、警察と道路管理者と連携して、通学路における合同点検を実施することとなっているものであります。

警察庁は、各都道府県警察に対し、教育委員会、学校、道路管理者と連携し、通学路における合同点検を実施するとともに、実効性のある交通安全対策を実施するように通知したとのことであります。具体的には、見通しのいい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所など、学校が危険箇所としてリストアップして、これを教育委員会が取りまとめ、これをベースに学校、PTA、道路管理者、地元警察による合同点検を実施することとあります。また、対策が必要な箇所については、道路管理者、地元警察署から技術的な助言を得ながら対策案を検討、作成することになっているようであります。

そこでお聞きしたいと思います。

あわら市にも具体的な指示が来ていると思いますが、今後どのようにこの合同点検を進めていくのかお伺いします。また、現在までに教育委員会が把握している市内小学校の通学路の安全確保の状況についてもお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 千葉県八街市の小学校の死傷事件を受けて、国が通学路合同点検実施要領を作成したが、どのような合同点検となっているかのご質問にお答えいたします。

国はこの事件を受けて、7月に文部科学省、国土交通省、警察庁の連名で、通学路における合同点検等実施要領を発出しました。その内容は、学校は、通学路における危険箇所をリストアップして教育委員会に報告すること、教育委員会は、その報告を基に学校や道路管理者、地元警察署による合同点検を実施することなどで、今年9月までに実施を求めるものになっています。

この通知を受けて、教育委員会では、例年より早く合同点検を実施したところでございます。具体的には、7月に各学校が通学路を点検し、その報告を基に、8月に教育委員会、学校、道路管理者、あわら警察署が合同で現場を確認し、対策の検討を

行いました。

今後は、点検結果を基に道路と車道の境界線がないところでの外側線の設置、交通量が多いところでの警察による見回り強化といった対策を取るとともに、歩道や横断歩道の設置を道路管理者や県公安委員会に求めていく予定です。

なお、現在、JR芦原温泉駅周辺では新幹線関連工事が施工されていますが、金津小学校への通学路については、仮設歩道があるところへ通学路を変更するとともに、工事車両の出入口に警備員を配置するなど、児童の安全対策が取られています。

次に、2点目の市内各小学校の通学路の安全確保について、どのように把握しているかとの質問にお答えします。

過去に危険箇所として確認した現場では、何らかの対応を講じています。例えば、本荘小学校下の県道三国金津線、仏徳寺付近では、通学路となっていた県道はカーブがあるため見通しが悪く、スピードを出す車が多いことから、通学路の変更を行いました。また、北潟小学校下の県道北潟平山線、北潟小学校から富津区へ向けては路側帯が狭く危険なため、道路を拡幅して歩道が設置されました。

しかし、改善に時間を要するものにつきましては代替策を講じています。例えば、本荘小学校下の県道三国金津線、下番区民館付近は道路の拡幅が難しく、歩道を設置できないため、路肩に白線を引いて路側帯が設けられました。また、金津小学校下の金津本陣IKOSSA前交差点は信号機設置が難しいことから、運転者へ注意喚起のため交差点にカラー舗装が施されました。

いずれにしましても、物理的な安全対策だけでなく、登下校時の地域住民の見守り活動は、運転者に注意を促す大きな役割を果たすことから、今後も地域住民と協力して、児童・生徒の安全を守っていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 再質問させていただきます。

今回の千葉県八街市の5人が死傷するという事故を受けまして、菅義偉首相は7月9日、総理官邸で、八街市の北村市長と会談し、全国の危険な通学路ではスクールバスの導入の検討も始めたということをお伝えしたと聞いております。北村市長のお話によりますと、総理は会談の中で、全国の子どもたちの安心・安全に、危険な通学路についてはスクールバスの構想もありだと述べ、総理は、実証事業として八街市でスクールバスの利用を始めるという構想を示したとも言います。

市内小学校の安心・安全確保のために必要な歩道の 신설、改修については、多額な費用がかかると思われます。また、事業化するにしても短時間ではできません。しかしながら、事故は待ってられません。子どもたちの安心・安全を守るためには急務な対策が必要と考えられます。

八街市も実証事業をやるようでありますが、あわら市のスクールバスの運行の現状をお聞きします。スクールバスの導入については、私は、児童の交通安全に加えて防犯対策につながるのではないかと思います。スクールバス運行の区域の拡大

を検討してみてもどうか、お伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) あわら市のスクールバス運行の区域拡大を検討しているかどうかについてお答えいたします。

本市では現在、小学校で9路線、中学校で9路線、計18路線がスクールバスを運行しております。このうち、小学校のスクールバスについては、小学校の休校や統合により遠距離通学になった区域を対象に運行しております。これらの地区以外にスクールバスの利用を広げることは、ほかの徒歩通学をしている区域との公平性を欠くおそれがあることから、今のところスクールバスの運行は考えておりません。

教育委員会としては、さきにも述べさせていただきましたように、毎年、通学路の安全点検を行い、それに伴う安全対策を行っていきます。加えて、地域の方々のご協力をいただくことで、子どもたちの安全を確保していこうと考えております。

ただし、議員ご質問のように、今回の千葉県八街市の事故を受けて、菅総理が、全国の危険な通学路についてはスクールバスを運行させる構想もあり得ると発言されました。そして、8月17日には国会議員有志による公立学校へのスクールバス導入を目指す議員連盟が設立されました。今後とも、国や県、近隣自治体の動きを注視していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) ご答弁いただきました。ぜひともスクールバスの拡大、距離とかわろいろ、学校の統廃合もあるかと思うんですが、政府も考えているようですが、その辺も前向きにご検討願いたいと思います。

子どもたちの安心・安全を守るのは、あわら市教育委員会の重要な役割だと私は思っております。特に、今回問題となりました交通安全はもとより、防犯対策も含めて子どもたちの安心・安全を守っていただきたいと思います。このことについて、再度、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 木下議員の質問にお答えいたします。

子どもたちが安全に学校に登校し、元気に学校生活を送る、そして笑顔で帰宅するということは保護者の希望であり、そして学校の願いでもあります。

しかしながら、世の中にはいろんな事件や事故が起き、子どもたちが巻き込まれることもあります。記憶に新しいところでは、大津市で車両同士が衝突し、交差点で信号待ちをしていた保育園児の列に突っ込み、園児が死傷するという痛ましい事故が起きました。また、川崎市では、バス停でスクールバスを待っていた児童に大人がナイフを振りかざし、無差別に襲うというふうな事件も起きました。

これらも含めて、その都度、全国で起きた事件、事故を受け、学校、教育委員会で

は警察、関係機関と連携し、安全対策を行ってきました。そして、その際いつも大きな力となっているのは、保護者の協力と見守り隊など地域の力でした。今後とも、保護者や地域の方々の協力をいただきながら、子どもたちの安全、そして安心を確保していきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) ご答弁ありがとうございます。子どもたちの安心・安全を守るためにさらなるご努力のほど、よろしくお願したいと思います。

続きまして、3点目の質問、土砂災害対策についてお伺いしたいと思います。

今年7月3日に発生した静岡県熱海市伊豆山地区における大規模な土砂災害は、死者26人、行方不明者1人という誠に痛ましい大惨事でありました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族に対して衷心より哀悼の意を表させていただきます。

あわら市においても、いつこのような大惨事が起こるか分かりません。そこでお伺いします。

あわら市の災害危険箇所は何か所あるのでしょうか。土砂災害危険箇所の指定に当たっては、航空写真や地図から土石流、地滑り、崖崩れの危険があると判断された場所であり、県がこれらの危険箇所を現地調査し、実際に危険性が高いところは、土砂災害防止法に基づき、住民への地元説明や市の意見を聞いた上で、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定するものだと思います。現在、あわら市に指定された警戒区域は何か所ありますか。また、そのうち特別警戒区域は何か所ありますか、お伺いします。さらには、あわら市における区域指定は全て完了しているのか、お伺いしたいと思います。

警戒区域に指定されますと、土砂災害防止法第8条第3項の規定に基づいて土砂災害ハザードマップを作成し、住民に危険性を注視するとともに、避難体制の整備など、対策を進めることになっております。ハザードマップは今年5月に作成されているようですが、土砂災害から人命を守るためには、土砂災害区域に住まわれている市民の方の認識が非常に重要となってきます。この点について、どの段階まで進んでいるか、お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部長、永井宏昌君。

○土木部長(永井宏昌君) 1点目の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は何か所あるか、また市内の区域指定は全て完了しているかとのご質問にお答えをいたします。

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを目的とした土砂災害防止法が平成13年4月に施行されました。これを受け福井県は、土砂災害による被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況の基礎調査を行い、

地区住民への説明を行っています。

本市においては、平成18年度から平成23年度にかけて、大雨などで急な斜面や谷間を流れる河川、または緩やかな台地で土砂災害が発生するおそれがある土砂災害警戒区域を順次、福井県が指定をしております。

土砂災害の種類には、急傾斜地の崩壊と土石流、地滑りがあります。現在、市内では、急傾斜地の崩壊区域186か所、土石流区域40か所の合計226か所が指定されており、地滑り対象はありません。これら市内全ての226か所が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定をされております。このうち、急傾斜地の崩壊区域184か所、土石流区域35か所の合計219か所は、土砂災害での建物の崩壊などにより、生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる、特に注意が必要である土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されております。

また、市内区域の指定は、全て完了しております。

2点目の土砂災害警戒区域に住まわれている市民への周知について、どの段階まで進んでいるかのご質問にお答えします。

市内の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域につきましては、土砂災害防止法第8条第3項に基づき、それぞれの区域の表示や最寄りの避難場所の位置、土砂災害の種類、土砂災害に関する日常の心得などを記載した土砂災害ハザードマップを平成21年に福井県が作成し、市内の該当する地区の全戸に配布しています。

また、市では昨年度、平成19年度作成の洪水ハザードマップの見直しを行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載し、今年6月に市内全戸に配布し、周知を図っています。このほか、広報紙やホームページなどで情報を掲載するとともに、区や市内事業者などからの依頼により開催しています防災出前講座においても周知を図っております。防災出前講座の参加者の中には、区内に土砂災害警戒区域に指定されている箇所があることを知らない方がいたことから、今後さらなる周知啓発を行い、市民の土砂災害に関する認識を高めていく必要があると考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） ありがとうございます。特に226のうち219か所、いわゆるレッドゾーンについては警戒すべきだと思います。また、警戒区域に指定されている市民、住民の方へのさらなる周知をよろしくお願いしたいと思います。

再質問させていただきます。

今回の熱海市の土砂災害は、最上部において盛土堆積が行われ、流出した土砂7万4,000m³のうち、実に5万5,000m³の盛土が流出したと報道されており、このことが被害が拡大した一因とも言われております。

そこで、あわら市の土砂災害危険箇所の上流部において、このような盛土堆積が行われている場所がないか、既に調査したかもしれませんが、あるかないか、お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部長、永井宏昌君。

○土木部長(永井宏昌君) あわら市の土砂災害危険箇所の上流部において、このような盛土堆積が行われている場所がないか調査されたかというご質問にお答えしたいと思います。

平成26年度に、市内の谷や沢を埋めた造成盛土や傾斜地盤上に腹づけした大規模造成地の部分についての調査を行っております。この調査において、市内の土砂災害危険箇所の上流部の盛土堆積された箇所は確認されておられません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 再質問させていただきます。

今回の熱海市の大惨事の教訓としまして、土砂災害の危険性が高まっているにもかかわらず、熱海市は高齢者の避難は出しておりましたが、住民全員に対しての避難を促す指示がなかったこと、被害現場の多くが区域指定されておらず、住民に危険性が伝わっていなかったことが挙げられております。

土砂災害警戒情報が発令された後、速やかに市が避難勧告を行い、住民が安全に避難できる体制を構築することが不可欠だと思います。既に区域指定がなされた区域も含めて、万全な体制を講ずるべきと考えます。市として、警戒避難体制の構築について、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

また、あわら市においても太陽光発電のソーラーパネルが数多く設置されております。特に、今回も一時問題になりましたが、急傾斜地における太陽光パネルの設置について、土砂災害の原因になるとも言われております。このことについて調査されましたか、お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) まず、市として警戒避難体制構築について、今後どのように取り組んでいくのかというご質問でございますが、市では現在、県危機対策・防災課や福井地方気象台等と連携を取りながら、災害時の情報収集に努めてございます。災害発生の可能性が高い場合には、速やかに避難指示等の発令、指定避難所の開設を行いまして、市民の皆様の避難を促しております。

しかし、避難指示等を発令いたしましても、その指示に従わない、また、その情報を取得できないという理由により避難しないという事案が全国でも問題になってございます。

指示に従わないことにつきましては、議員ご指摘のとおり、住民の皆様には災害の危険性が伝わっていないということが原因だと考えられますので、11月7日に開催いたします市の総合防災訓練ですとか、各集落にて開催いたします防災出前講習の中で、災害の危険性と避難の重要性を再度周知するよう努めてまいります。

また、災害時の情報取得につきましては、NHK等のテレビ放送でテロップ表示

がされます。アラートの登録を速やかに行ってまいりますとともに、市におきましても、現在活用しております防災行政無線ですとか、防災行政無線からの放送内容を電話で確認できる災害情報テレホンサービス、また緊急速報メール、Yahoo!防災アプリについて、再度周知を行ってまいります。

また、今後につきましては、DXを推進する中で、より速くて正確な情報の収集ですとか、情報難民となりやすい高齢者等の情報取得方法の検討を行うなど、市の警戒避難体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部長、永井宏昌君。

○土木部長(永井宏昌君) 私のほうから、2点目の傾斜地におきます太陽光パネルの設置について、土砂災害の原因になると言われていますけれども、その調査はされたかといったことについてお答えをしたいと思います。

市内の太陽光パネルの設置箇所について、経済産業省の再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)で、ホームページに公表しております事業計画認定箇所を、図面上で傾斜地であるかの机上調査を行った上で、該当箇所について現地の確認を行っております。この現地の確認については、1か所確認されております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) ありがとうございます。市民のこういう警戒する認識が非常に大事だと思います。今後ともさらなる努力をお願いしたいと思います。

また、太陽光パネル、1か所だけあるというお話ですが、今後ともその箇所については、豪雨のときは注意してほしいなと思っております。

最近、我が国において激甚災害が多数発生しております。昨年においては、7月に発生いたしました九州・熊本、球磨川の大洪水であります。そして、今年7月3日に発生した静岡県熱海市の土砂災害、さらには、先月8月に発生しました、九州・中国地方の記録的な豪雨など、多くの犠牲者を出しております。

県内においても、7月29日に記録的な大雨により、福井市、越前町では山間部の土砂崩れや河川の氾濫が相次ぎ、家屋への浸水も発生しているところがございます。幸い、今回は福井県においては、死者、行方不明者は出しておりませんが、住民に対しての早期の避難指示の発出が、被害者が多く出るか出ないかにかかっておると思います。

地球温暖化の影響もあり、近年、異常気象は予測し難いとも言われます。過去に例のない想定外の豪雨も予想されますので、総合的な防災避難体制について、市長の考えをお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 就任後半年の間に豪雨等がございまして、初めてあわら市で避難指示を出したと、そういうときにどういう行動をしたかというのも我々として

認識しておりまして、なかなか思うようにはいかないし、避難所の開設、あるいは避難所での運営の仕方とか、まだまだ改善すべきところは多々あると考えております。

全体的な総合的な防災訓練につきましても、より実践的な訓練を関係機関と共にやっているということと、防災士などの皆さんも数が増えておりまして、それぞれの地域で担う——自主防災組織というのは、どちらかというところ区長さんがやっております、その区長さんが毎回替わると、それがまた組織的に機能が低下するということもありますので、今後、各地域とか集落において防災をしっかりと担っていただけの方、防災士さんなどと連携しながら、しっかりと体制を整えつつ、今いろいろご意見いただいた点も踏まえまして、総合的に安全・安心なまちづくりというものをしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） ご答弁ありがとうございます。市民の生命と財産を守る仕事、大事な仕事であります。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今、台風シーズン、豪雨も予想されます。その辺も警戒態勢を怠らず、本部長を中心に対処策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

◇吉田太一君

○議長（山田重喜君） 続きまして、通告順に従ひ、10番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 皆さん、おはようございます。通告順に従ひ、10番、吉田太一、一般質問を行います。

今回の質問は、6月の選挙のときに、市民の皆様には街頭演説で訴え続けてまいりました内容でもあり、私が議員として4年間取り組んでいくテーマでもありますデジタル技術を生かした生活の改善について、質問をいたします。

今回の一般質問は、6月の選挙のときに考え、7月中に一般質問を作成しました。今回、広報あわら8月号にDX推進基本計画などが掲載されることを知らずに質問書を提出いたしました。重複するところがあると思ひますが、今回質問をさせていただきます。

まず初めに、スマートシティに向けての挑戦という題目で、一つ目、あわら市のDXプログラムではどのようなものが考えられるのか。二つ目、生活のDX、産業のDX、教育のDX、行政のDXの具体的な現時点での考えは何か。三つ目、マイナンバー推進はどこまで進んだか、また、マイナンバーカードを持つことによるメリットは何か。今後、マイナンバーカードに予想されるサービスは何か。最後に

四つ目、二つ目と重なりますが、デジタル技術を生かした防災、交通、福祉、医療、教育、行政などの生活改善の考え方と今後の進め方について質問をいたします。1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 1点目のあわら市のDXプログラムではどのようなものが考えられるかのご質問にお答えします。

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル技術を活用することにより、人々の生活をよりよいものへ変革することとされています。本市では、DXを積極的に推進し、先端技術を活用することにより、地域課題を解決するとともに、新たな価値創造につなげ、地域力を高め、魅力的なまちづくり、利便性の高いまちづくりを進めるため、本年6月にDX推進基本計画を策定したところです。

取組の方針として、生活、産業、教育、行政の四つの分野での取組を推進するため、基本計画を基にアクションプログラムを作成することとしておりまして、現在その作業を行っております。

庁内の各専門部会において、地域の課題等の整理、既存事業のDX化の検討、具体的な施策や事業の検討を行っており、年度内にはまとめたいと考えております。また、プログラム策定後は、関係機関や団体などと連携しながら、強力で推進してまいりたいと考えています。

次に、2点目の生活のDX、産業のDX、教育のDX、行政のDXの具体的な現時点での考えは何かのご質問にお答えします。

まず、生活のDX、これはくらしのデジタル化でございますが、市民生活の質の向上を目指し、未来技術を活用したまちづくりや健康分野でのICT活用、デジタル技術を活用した地域防災や防犯力の向上などを推進いたします。

産業のDX、しごとのデジタル化でございますが、DXによる市内企業、事業所などにおけるサービス強化、既存事業の再生、新規事業の創出などによる付加価値化を目指し、ビジネスモデルの変革や業務効率化、IT人材の確保育成、スマート農業、デジタル技術を活用した観光の振興などを推進いたします。

教育のDX、まなびのデジタル化でございますが、GIGAスクール構想で整備した環境の利活用を目指し、リモート教育の実施や映像アーカイブの作成、保存を通したふるさと教育の実施など、教育分野のICT化を推進いたします。

最後に、行政のDX、自治体のデジタル化では、デジタル市役所の実現を目指し、業務の効率化やオンライン手続の拡充、ペーパーレス化への取組、ビッグデータの収集、分析や政策への応用などを推進してまいります。

次に、3点目のマイナンバー推進はどこまで進んだか、カードを持つことのメリットは何かのご質問にお答えします。

まず、マイナンバー推進はどこまで進んだかについてお答えします。

マイナンバーカードの最新の交付率は、8月31日現在、全国37.41%、福井

県35.79%となっておりますが、本市ではこれらを上回る40.68%で、市民1万1,236人が既にマイナンバーカードを取得しております。これは、本県では勝山市、高浜町に次いで第3番目の交付率となっております。

マイナンバーカードはデジタル時代のパスポートとも言われています。本市では、DXを推進するための重要なデバイス（媒体）と捉えており、今年度は3月末までに交付率60%を目指しています。

次に、マイナンバーカードを持つことによるメリットについてお答えします。

現在できることとして、マイナンバーの提示が必要な場面でマイナンバーを証明する書類としての利用、本人確認の際の公的な身分証明、各種証明書のコンビニ交付、e-Taxによる確定申告などがあります。

今後、マイナンバーカードに想定されるサービスにつきましては、健康保険証としての利用が可能となります。これにより、本人が同意すれば、初めての医療機関等でも特定健診情報や薬剤情報が医師等と共有できるほか、マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報が閲覧できるようになります。

令和4年度には、スマートフォンへのマイナンバーカードの機能搭載、令和6年度には運転免許証の一体化が行われる予定となっております。

また、国においては、マイナンバーカードの所管は、この9月からデジタル庁になりました。今後、国民の利便性向上に資する行政手続などについても、マイナンバーカードの利活用は進むものと考えています。

最後に、4点目のデジタル技術を生かした防災、交通、福祉、医療、教育、行政など、生活改善の考え方と今後の進め方についてのご質問にお答えします。

防災や交通におけるDXの取組として、例えばカメラやセンサーによる防災情報の取得、AIを活用した避難支援など、地域防災・防犯における活用や、ICTやIoTを活用し、市民の買物や交通における利便性の向上などが考えられます。

福祉、医療については、運動や栄養、社会参加状況、病歴、服薬などの医療、脈拍、血圧、体温などのバイタル情報の安全な連携、活用により、一人一人に適したサービスの展開というものが考えられます。

教育については、学校や校外などで、いつでも誰とでも学習できるリモート教育の環境の実現や校外学習などが考えられます。

行政については、行政手続のオンライン化や地域課題の解決に向け、デジタル技術を活用した効果的な施策の実施などが考えられます。

なお、これらを実現するためには、地域格差のない高速通信網が不可欠と考えております。現在、市内全域をカバーするWi-Fi6を用いた高速無線通信網の整備を進めています。今月からアクセスポイント設置場所の調査を進め、順次設置工事に着手してまいります。令和4年4月には、人口カバー率おおむね100%となる高速通信サービスを提供することとしています。

また、DXはデジタルにネガティブな世代、苦手な世代にとっても分かりやすいものにならなければなりません。全ての世代に受け入れられ、若い世代がふるさとあ

わらを受け継いでいくためにも、DXの必要性や活用などに関して、広く市民や関係団体、事業者等への周知に努めていきたいと考えております。

市民の皆様には、市が進めるDXに対する理解を深めていただきながら、市民と共にDXの取組を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) DXの取組について、今後アクションプログラムを作成し、年度内にまとめたいとのことでしたが、カメラやセンサーによる防災情報の取得や健康管理のためのバイタル情報、リモート教育、行政手続のオンライン化など、一例として答弁をいただきましたが、観光面でのバーチャルツアーや外国人への音声ガイドなど、幾つも戦略はあろうかと思えます。今後、具体的な施策をできるだけ早く策定し、地域間競争に負けないよう取り組んでいただきたいと思います。

それでは、再質問をさせていただきます。

DX推進スケジュールによると、マイナンバーカード独自活用サービスの検討が7月から10月いっぱいとなっていますが、現時点での検討内容をお示してください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長(西川佳男君) DX推進によると、マイナンバーカード独自サービスの検討が7月から10月いっぱいとなっている中で検討内容をということですが、現時点で着目しておりますのは、市役所に皆さんが来られたときに、同じように名前を書き、住所を書きを何度もされている場合があるかと思えます。身近なものではございますが、これをカードを使って手書きの省略をやりたいということ今検討しております。また、これは電子申請とか予約システムでも同じようなことがございます。パソコンに打ち込むだけで、これについても何とか省略化ができないかということを検討させていただいております。

また、社員証、職員の出退勤管理用のカード、かざすだけでとかいって、やりたいということも考えております。ただ、これにつきましては、現時点での調査で、専用のアプリとかランニングコストを考えると、なかなかすぐには実現は難しいと、こういうことを検討させていただいております。

なお、議員ご指摘のDX推進スケジュールの7月から10月、これは令和3年度のスケジュールでございます。なぜ10月までとなっておりますかといいますと、当初予算を見込んで、来年度すぐできるものを洗い出ししようということやっておりますので、先ほど市長のご答弁にもございましたように、DX、今後どんどん進んでまいります。物によっては、投資費も下がっていけば取り組めるものもどんどん出てくるかと思えますので、この活用の検討については常にずっと続くものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） DXというのは大変重要で、終わりのないような事業だと思います。

現在、DX推進室に関わっている人数は何人でしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長（西川佳男君） 現在、DX推進室は8人おります。8人の内訳としましては、政策広報課が6人、その他の課から2人、計8人でございます。この8人、いずれも現時点では兼務として従事させていただいております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 今、8人、全て兼務と聞きました。DXに関しては多岐にわたる事業であることから、専門に取り組むべきだと私は思いますが、市長はDX推進課を設置する考えはございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） デジタルの基本計画、DX基本計画をこの年度途中につくりましたので、当座、DX推進室というものをつくり兼務をかけていたり、あるいは、庁内に若手職員を中心にデジタル推進員というのが17名おまして、そういう人たちが中心に今検討しておるところです。

来年度に向けましては、必要に応じて専任の室長を置いたり、あるいはデジタル推進課というようなものについては検討してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 先ほども言いましたが、DXの取組について、今後具体的な施策をできるだけ早く策定し、地域間競争に負けないよう取り組んでいくためにも、ぜひともDX推進課を設置していただきたいと思います。

次に、2問目の質問に移りたいと思います。

次期市長選挙に出馬の意向はということで、佐々木市長は来年1月の市長選挙への出馬をいまだ表明しておりませんが、次期市長選に出馬の意向があるのかどうか、お尋ねをいたします。

2点目、市政1期目を終えるに当たり自己評価について質問をいたします。

市長に就任3年6か月、就任初日から大雪や北陸新幹線福井開業に向けて芦原温泉駅周辺整備等、また、現在のコロナ禍の中、待ったなしの大変な状況の中で市政運営をされてきました。さらに、財政のやりくりなど、気の休まることなく、市民のために日々職務を全うしてきたと私は見ています。市長自身の1期目の総括を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 次期市長選に出馬の意向はとのご質問にお答えをいたします。

私が市民の皆様をはじめ、各方面の方々からの温かいご支援と力強いご推薦を賜り、平成30年2月の市長選挙で初当選してから、はや3年7か月が経過いたしました。私は就任当初より、10年先、20年先を見据えて、誰もが夢や希望を持ち、ワクワク・ドキドキ・キラキラと笑顔で元気に暮らすまち「誰もがときめくあわら市」の実現を掲げ、全身全霊をかけ取り組んでまいりました。

また、北陸新幹線敦賀開業に向けた芦原温泉駅周辺整備や、農林業、商工業、観光の振興、子育て支援や健康づくりの充実など、関係機関や団体などと連携を図り、職員と一丸となり、スピード感を持って実行してまいりました。

これらの施策の企画、実施に当たっては、議会のご意見を賜りながら、また政策議論を通じた職員との議論、市長ふれあいトークや各種イベントでの意見交換などを行い、様々なご意見を施策に取り入れてまいりました。

さらに、就任直後からの豪雪や北陸新幹線敦賀延伸の1年間の延期、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、予期せぬ事案や新たな課題に対しても果敢に取り組んでまいりました。皆様のご支援のおかげで着実に歩みを進めてまいりました。

しかしながら、道半ばのことも多く、これまで歩んできた道のりを後戻りさせることなく、しっかりと前に進めなくてはいけないと考えています。

したがって、市民の皆様のご理解とご支援をいただけるのであれば、引き続き市勢の発展や市民生活の向上に向けて、この一身をささげてまいる所存であり、次期市長選への出馬を決意するものであります。

次に、市政1期目を終えるに当たり、自己評価についてのご質問にお答えします。

市長選挙に立候補した際に掲げた五つの公約や、これまでに実施してまいりました主な取組について、自分なりの評価を申し上げたいと思います。

まず一つ目は、JR芦原温泉駅及び周辺の機能の充実と着実な整備の推進です。

福井県の北の玄関口にふさわしい駅周辺整備を推し進めるため、「和心あふれる賑わい空間」をコンセプトとした芦原温泉駅周辺まちづくりプランを就任直後の7月に策定いたしました。このプランに基づき、西口賑わい施設をはじめ、西口交通広場や東西自由通路など周辺施設の整備を着実に進めており、今年5月には西口立体駐車場が完成いたしました。また、土地活用検討街区には民間事業者によるビジネスホテルを誘致し、現在その建設が進められております。開業が1年遅れとなりましたが、予定どおり令和5年春には主な施設の整備を終えたいと考えています。

次に二つ目は、農業、農村の活性化、商工業、観光のさらなる振興です。

地域の活力は、地域に根づき、そこに暮らす人々やその地域を愛し、そこで活躍する人々の活気が根幹となります。就任直後の豪雪では、集落活動として重要な自助、共助が十分に機能していない集落も見受けられ、コミュニティーの衰退を痛感いたしました。このため、各集落ごとにその実態をまとめた集落カルテを作成するとともに、集落の再生を図るために、まち・むらときめきプランを平成31年3月に策定いたしました。このプランに基づき、集落の主体的な取組を支援するための

活動補助金を新設したほか、地域の担い手の育成に努めてまいりました。

また、農業関係では、深刻化する鳥獣被害から農村環境を守るため、鳥獣害対策室を新設し、猟友会や地域の皆様と連携し、鳥獣害対策の強化を図ってまいりました。

商工業の活性化につきましては、商工労働課を新設し、コロナ禍においては商工会と連携し、きめ細やかな経済対策を展開しました。

また、企業等の魅力や市内で暮らすことの魅力を紹介するガイドブック「BRIDGE」を製作し、企業等の雇用の確保や若者の定住、ふるさと愛の醸成、さらにはUIJターンの促進を図っています。

観光振興につきましては、新幹線開業に向けた誘客やインバウンドの拡大に向け、「和心あふれる国際的な感幸地」をコンセプトとするあわら市観光振興戦略を平成31年4月に策定いたしました。「ちはやふる」を活用したイベントを継続して実施するとともに、競技かるたの全国女流選手権大会やあわら世界大会を開催するなど、市の知名度向上や誘客拡大にも努めてまいりました。このほか、コロナ禍におきましても観光素材の発掘や磨き上げを広めるとともに、感幸創造マイスターなど観光を担う人材の育成に努めております。

また、歴史や景観、坂井北部丘陵地の食などを生かして、あわら市北部地域の活性化や観光振興の拠点として、吉崎に道の駅「蓮如の里あわら」の整備を進めているところです。

三つ目は、子育て支援の強化、高齢者が元気に暮らすまちづくり、医療福祉の充実、スポーツ・文化の振興、ふるさと教育の充実です。

結婚、出産、子育ての支援を図るために、婚活イベントの充実や出産祝い金の創設、高校生までの医療費無償化、ひとり親家庭の支援など、子育て支援施策を充実してまいりました。しかしながら、令和2年度の出生者数は150人となるなど、出生者数の低下には歯止めがかからず、さらなる支援策の充実を図る必要があると考えております。

また、健康寿命を延ばすため、各地区において健康長寿のつどいを開催し、高齢者のフレイル予防の啓発などに努めてまいりました。このほか、乗り合いタクシーについて、高齢者が利用しやすいよう、その利便性を高め、好評を得ています。

教育に関しては、小中学校の特別室のエアコンの整備、トイレの洋式化、金津小学校のプールの改築をはじめ、GIGAスクール構想の推進、スクールバスの無料化など、よりよい学びの環境づくりに努めました。

文化の振興については、金津創作の森美術館において、やなせたかしさんや「ちはやふる」の企画展の開催など、市民が親しみやすい企画展示を実施するなどし、入館者の拡大、創作の森の知名度の向上を図りました。

四つ目は、主要幹線道路など社会基盤の整備の推進と防災対策の充実です。

平成30年2月の豪雪における1,500台もの車両の立ち往生を機に、一日も早い国道8号福井バイパスの4車線化と県境道路の事業化を求める声が高まりました。

このため、市議会や関係団体、県などと共に、国や県選出国會議員などに対し、強く要望活動を展開し、大雪後1年足らずでそれら事業化が決定したことは異例なことであり、大きな成果であったと考えています。

また、各集落での自主防災組織の設立の促進や、より実践的な総合防災訓練の実施、洪水ハザードマップの改定など、市民の命と安全を守る安全・安心なまちづくりを進めることができたと考えています。

五つ目は、福井しあわせ元気国体・元気大会の成功とあわらの魅力発信です。

同大会では、準備、運営にご尽力をいただいた関係者やボランティアの皆様のおかげで、大会を成功裏に終わらせることができました。また、先月開催されたインターハイでは、国体で培ったノウハウを生かすとともに、万全なコロナ対策を施し、高校生にとって記憶に残るすばらしい大会になったと考えております。こうした大会のレガシーを生かし、今後、スポーツの振興や市民の健康づくり、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上が公約に対する自己評価となりますが、このほかの主な取組についても若干触れさせていただきます。

コロナ対策につきましては、関係機関と連携し、感染予防対策を徹底するとともに、現在、ワクチン接種を鋭意進めております。コロナ禍における市民生活への支援や経済対策につきましても、市民への各種交付金や小規模事業者への支援、経営安定資金等への利子補給制度の創設、県民宿泊客拡大に向けた支援、プレミアム付商品券の発行など、本市の状況に応じて適宜効果的な支援策を講じてまいりました。

また、社会経済情勢に応じた適切な行財政運営に努めてきました。

行政面では、創造戦略部の創設をはじめ、商工労働課や市民協働課を新設したほか、鳥獣害対策室やDX推進室、道の駅整備室など、適宜体制の強化を図ってきました。また、行政サービスの基本となる職員のマナーやコミュニケーション能力向上の研修を毎年実施するとともに、メンター制度の充実や夏季休暇を増やすなど、職員の処遇改善にも努めているところです。

財政面においては、財政需要が拡大する中、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、重要施策の推進に当たっては、国や県からの財源を確保するなど、健全財政に努めました。就任当初の平成29年度末には約32億円であった財政調整基金については、令和2年度末には約26億円となっております。今年度、当初予算で約9億円を取り崩す予定でありましたが、地方交付税の増額や国からの交付金などの活用により、財政調整基金を取り崩すことなく、むしろ積み増しできる見込みとなっております。

市政を預かる3年半の間に様々な事業を展開し、目に見える成果があったものもありますが、施策の中には、着手したもののまだまだこれからというものや、設置した目標などに到達せず、引き続き改善を要するもの、そして、新たに生じた課題や市民ニーズなどに応えるための問題など、課題はまだまだ山積みしています。引き続き、市民や関係機関の皆様、議員各位のご理解とご支援をいただき、市民の幸

せを第一に、粉骨砕身、取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) ただいま市長の次期市長選への出馬の意向をお伺いしました。

また、3年7か月の総括もお伺いをいたしました。

そこで、次期に向けて、あわら市をどのようなまちにしていきたいのか、また、その展望と決意についてお伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 次期に向け、あわら市をどのようなまちにしていきたいのか、その展望と決意についてのご質問にお答えいたします。

市長就任以来、人口減少、少子高齢化が進む中、様々な課題に関係機関や団体と連携して、市民目線でスピード感を持って全力で取り組み、一人一人が笑顔で元気に暮らせるまちを実現するため、たくさんのときめきの種をまいてきました。こうした施策の種は今少しずつ芽吹き始めています。今後、色とりどりのときめきの花がしっかりと花咲くよう、引き続き市民の皆様に参加いただき、議会の皆様、そして職員と共に全力で取り組んでまいりたいと考えています。

これからの市政の展望といたしましては、一つ、北陸新幹線開業効果の最大化と活用、二つ、DXによるときめきスマートシティの実現、三つ、市民の感幸・活力創造活動の推進。この「感幸」というのは、通常の観光産業の「観光」ではなく、幸せを感じるという感幸でございまして、自身が幸せを感じるとか、人々を幸せにするという意味を込めております。これら三つを柱として、あわら市が大きく飛躍できるよう、施策に誠実に取り組んでまいりたいと考えております。

一つ目の北陸新幹線開業効果の最大化と活用というのは、具体的には西口賑わい施設や市道105号線など、駅周辺整備を令和5年春までに着実に完成させること、あるいは、整備施設の円滑な運営、効果的な活用によるにぎわいを創出するということ、バスやレンタカーなど2次交通の充実を図ること、観光客やビジネス客、移住者、企業の誘致を拡大するということ、あわら温泉を中心に、道の駅「蓮如の里あわら」や金津創作の森美術館をはじめ、市内外の観光スポットを巡る広域周遊観光を推進することなどを着実に進めたいというものでございます。

二つ目のDXの推進によるときめきスマートシティの実現は、DXの推進により、市民の生活が便利に、暮らしやすく、より豊かなものになるスマートシティを実現したいというものです。具体的には、DXを積極的に推進し、先ほども申しましたが、先端技術を活用することで地域課題を解決するとともに、生活、産業、教育、行政のDX化を進めます。

人口減少に負けないまち、子どもや若者にも共感される魅力あるまちを目指し、デジタルを苦手とする世代にも受け入れられ、また、若い世代がふるさとあわらを受け継ぎ、地域力を高めるために、未来を先取りする取組を市民や関係者と共に強

力に進めたいと考えています。

三つ目の市民の感幸・活力創造活動の推進は、全ての世代の市民が心豊かに健康で笑顔になる活動、地域の活性化や文化・芸術・スポーツの振興などにつながる活動を応援するというものです。具体的には、子どもや若者、子育て世代、青壮年、高齢者、障がいのある人、在住外国人など、誰もが健康づくりや地域活動をはじめ、活力あるまちづくりや各種ボランティア、文化・芸術・スポーツ、国際交流などの活動に気軽に参画できる仕組みを整えるとともに、これらの活動をサポートする事業を充実していきたいと考えています。

現在、コロナ禍で冷え込んでいるこうした活動を、収束後、活発化していく必要があると考えています。市民の多様な個性を大切に、誰もが自分らしく輝くまちづくりを進めたいと考えています。

これら三つを市勢発展の原動力とし、これまで進めてきた子育て支援、健康づくり、安全・安心なまちづくりなど、各種施策を着実に進めてまいりたいと考えています。

あわら市を取り巻く環境が大きく変化する今、10年後、20年後をしっかりと見据えて、一人一人が笑顔で元気に暮らせる、誰もがときめく活力あるあわら市を目指し、不退転の決意で、引き続き職員と共に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、議員各位のより一層のご理解ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 現在、私が聞くとおるところによりますと、立候補者、予定者、今、市長は出馬表明をしましたが、市長を入れて3名の方が出馬予定と聞いております。

市長にお伺いしますが、公開討論会を行う考えはございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 前回の選挙のときも、JC、青年会議所が公開討論会を開きまして、参加させていただきました。もしもそういう機会があるならば、ぜひそういうものについては参加し、皆様と意見を交わし、またそれを広く市民に訴えたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） ぜひ公開討論会はしていただきたいと思います。

現在の市長の考え、意気込みは分かりました。これからも議会が協力できるよう、しっかりと説明をいただき、これまで市長が立案、企画した事業など、また継続していく事業など、途中で途切れることのなきよう、しっかりと今後も取り組んでいただきたいと思います。

令和4年3月議会も一緒に、あわら市のため、あわら市民のために働けることを

期待し、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山田重喜君） 暫時休憩いたします。再開は11時10分からといたします。
(午前10時56分)

○議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前11時10分)

◇北浦博憲君

○議長（山田重喜君） 通告順に従い、5番、北浦博憲君の一般質問を許可します。
(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 通告順に従い、5番、北浦博憲、一般質問をさせていただきます。

今回は3項目させていただきます。

第1項目、北潟湖周遊サイクリングロードの早期実現について。

1点目、整備事業の進捗状況。

北潟湖周遊サイクリングロードの整備状況を確認してみますと、国道305号コース、県道福井金津線コース、全線整備されている南湖周遊コースを合わせ、全長13.6kmのうち、およそ6.5kmが整備されています。未整備区間は国道305号コースの一部2.0km、県道福井金津線コースの全線5.1kmとなっています。

あわら市自転車活用推進計画では、令和5年春の道の駅「蓮如の里あわら」の開業に向け、未整備区間の優先的な整備促進、さらに道の駅の基本計画では休憩施設を設けるなど、自転車の駅として位置づけられています。

市長も以前の定例会一般質問の答弁の中で、早期整備のため、県に対し強く要望しているとのことがありました。早期実現には一日も早い事業着手が必要と思います。事業主体となる福井県との協議など、サイクリングロード事業全体の進捗状況をお伺いいたします。

2点目、サイクリングロード未整備区間用地の地籍混乱の解消。

国道305号コースは平成8年度に事業着手されましたが、一部地権者の同意を得られなかったことなどから、4.8kmのうち2.0kmが未整備となっています。国道305号コース未整備区間の事業着手に当たり、福井県からは、地権者の事前同意を得ること、事業完成後の経済波及効果や、どの程度のにぎわい創出が可能か把握すること、三つ目に、買収事務に支障となる公図と土地の位置や形状が相違する、いわゆる地籍混乱の解消にあわら市の協力を求められていると聞いています。

地権者の事前同意書は、北潟地区区長会長から既に建設課に提出されており、自転車を活用した交流人口の拡大や観光振興などへの取組をまとめた、あわら市自転車活用推進計画は本年3月に策定済みです。あと、残っている地籍混乱の解消事業を早急に終えるべきと思います。これの進捗状況をお伺いいたします。

以上2点につきまして、答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部理事、西川秀和君。

○土木部理事(西川秀和君) ただいまの北浦議員のご質問の北潟湖周遊サイクリングロードの早期実現についての質問2点についてお答えいたします。

1点目の事業主体となる福井県との協議など、サイクリングロード事業全体の事業進捗はどうかとのご質問にお答えします。

北潟湖周遊サイクリングロードは、北潟湖南周遊コース3.7km、国道305号コース4.8km、県道福井金津線コース5.1kmの合計13.6kmの計画となっています。このうち、平成11年に北潟湖南周遊コース3.7kmが供用されております。また、国道305号コースは、計画4.8kmのうち2.8kmが整備されておりますが、2.0kmが未整備のままで、平成13年度以降、事業は中断しております。県道福井金津線コースは計画のみとなっております。

市では、吉崎地区の道の駅整備の検討に合わせて、北潟湖周遊サイクリングロードについて、令和元年度から県と協議を行っております。国道305号コースの事業再開に向けては、自転車を活用した総合的な計画である自転車活用推進計画を策定し、サイクリングロードの利用者を増やすことや知名度を上げるなどの市としての取組が求められました。

このため本市では、学識経験者や地元関係者を含むあわら市自転車活用推進計画策定委員会において、今年3月にあわら市自転車活用推進計画を策定しております。この計画で、北潟湖周遊サイクリングロードを市のモデルルートに位置づけて、サイクリング環境の整備を推進することとしました。なお、さらにこの計画を推進するため、金津地区や芦原地区、細呂木地区の市民、観光関係者や地元団体代表者、サイクリング協会や行政などで構成するあわら市自転車活用推進委員会を今年7月に設置し、利活用促進の協議を行っております。

また、県は今年度、このモデルルートにおいて、迷わず安全に走行できる環境を整備するため、車道上に青色の自転車通行位置のV字型の路面標示、いわゆる矢羽根と申しますが、そのような路面標示や案内看板を設置する予定です。

さらに、市では、令和元年度から、サイクリングロードの早期の事業再開を重要課題として福井県知事に直接要望しております。

次に、2点目の福井県から協力を求められている地籍混乱地の解消事務を早急に終えるべきと思うが、これの進捗状況はどうかとのご質問にお答えします。

国道305号コースの事業中断については、一部地権者の同意が得られなかったことや地籍混乱地の解消ができなかったことが原因と伺っております。これらの原因の解消については、県との協議の中でも協力を求められております。

市においては、事業中断から長い年月が経過していることから、再度、未取得地の地権者やその相続者等の確認作業を行っております。未取得地の中には、公図に

ない箇所や現地と合わない箇所、二重登記がされている箇所や公図に境界がない箇所などが存在しております。このような地籍混乱地の解消には多くの時間や費用が必要となるほか、地元の協力が不可欠となるため、解決方法について、県や地元と協力し、検討してまいります。

なお、所有者が明らかな未取得地については、関係区長のご協力により地権者の同意が得られております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 再質問をさせていただきます。今ほどのご説明の中で、順次いろいろと事業を推し進めていただいているということでございますが、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問は2点目の地籍混乱の解消についてでございますが、一昨年(2019)年12月23日、北潟地区、吉崎地区、細呂木地区、3地区区長会の連名で、北潟湖周遊サイクリングロード早期実現要望書を、3地区、2,338人の署名を添えて、県庁にて福井県土木部長に手渡しをいたしました。この際、県側から、用地買収の前提となる地籍混乱の解消にあわら市の協力が必要との話がありました。この話は、期成同盟会の総会、あるいは役員会の席上などにおいて、役員の方が担当課に対し、地籍混乱の解消に向けて、スピード感を持って取り組むよう要望をされているというふうに伺っております。

現在、相続人の調査とか、あるいは地籍混乱事務について、今後、福井県と協力し、検討して進めていくとのことですが、具体的にどう検討して進めていくのでしょうか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部理事、西川秀和君。

○土木部理事(西川秀和君) ただいまの具体的な進め方についてのご質問にお答えいたします。

先日、私が県に伺いまして書類を確認しましたところ、例えば公図上において、一つの字の中に複数の地権者、たくさん記載があります。あるいは、境界線がない箇所があります。境界の記載がないので、その隣接者も当然不明ですし、境界線の位置次第では、その隣接者の土地も必要な土地に該当する場合も考えられます。当然20年近く中断されていた事業ですので、様々な問題があると思っております。このような事例を解消していくためには、行政だけでなく専門家の意見なども聞く必要があるかもしれません。

まず、事業化されていない状況の中で、その解消方法について、それぞれの箇所、箇所について、具体的に、県や市の役割をしっかりと再度お互いに認識するという作業を行っていきたいと思っております。

県のサイクリングロード事業につきましては、市も同じベクトルだと思っております。着実に本事業を前へ進めてまいりますので、今後も議員のお力添え、よろ

しくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 着実に進めていただきたいと思います。

国道305号コース、当初の整備工事着手から既に25年が経過をしています。道の駅「蓮如の里あわら」のオープンは再来年の4月、その1年後には新幹線芦原温泉駅の開業を控えるとともに、サイクリング愛好者などを取り込んだ観光振興への取組を推進していくためにも、早期の事業再開が必要だと思えます。

サイクリングロード用地の地籍混乱の解消は、整備事業の一丁目一番地です。喫緊の課題としてあわら市も取り組む必要があると思えます。これについて、市長のご所見をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 県といろいろ話をする中で、自転車の活用計画をつくってくれとかということで、できることから一歩ずつ進んでいると僕は思っています。自分はそのをよく通りますし、地籍混乱地の問題というのは、なかなか解決は簡単ではないということも承知しておりまして、できるところからということですが、今、西川理事のほうで専門的に県のほうでいろいろ詰めていますので、そういうのを見ながら、議員おっしゃるような方向で、できるだけ早く整備できればと私も思っておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 市長の答弁のとおり、これからも速やかに進めていただくように、よろしくお願いいたします。

続きまして、第2項目、自主防災組織への支援。

1点目、自主避難所運営の手引。

台風が接近し、暴風や豪雨が続き、自宅は風当たりが強くて心細い、市役所から避難指示や高齢者等避難の行動を促す情報は出されていないが、どこかに避難したい。私が区長をしていました平成30年9月の台風21号の際には、独り暮らし高齢者の方などが集落センターへの自主的な避難を希望されたことから、一時的に集落センターに避難していただいたことがありました。

自主避難所は指定避難所と違い、区民館などでの住民による共助活動として、自主防災組織が運営を担うことになると思えます。しかし、避難される方の持ち物は何が必要なのか、自力で来ることが困難な人の送迎をどうするのか、スタッフは何人必要なのかなど、私も台風21号の際には、何をどう準備してよいのかも分からず、苦労した覚えがあります。

新型コロナウイルス感染症対策や、状況によっては必要となる指定避難所への避難方法などを含めた自主避難所運営の手引があれば、自主防災組織の皆様は活動し

やすくなると思います。地域の状況により運営内容は変わるかもしれませんが、標準的な手引、マニュアルの作成を行うことが必要だと思います。市のお考えをお伺いいたします。

2点目、小学校、公民館などを自主避難所として活用。

先月8月の大雨の際には、福井市、大野市、鯖江市が小学校や公民館などを自主避難所として市が開設したとの福井新聞の報道がありました。あわら市として、公民館や小学校などの指定避難所を自主避難所として活用することはできないのか、お伺いをいたします。

3点目、一時避難場所運営の手引。

あわら市地域防災計画では、地震災害発生の際には、神社境内、地域内の公園、区民館などを一時避難場所として位置づけ、一時避難場所の運営は共助活動の一端として自主防災組織が担うこととなっています。災害発生後、一時避難場所に向かう際には、家族や隣近所の方の安否確認、住宅や車庫など建物の被害状況、障がいのある方への支援などが必要になってきます。

一時避難場所では、役割分担をしながら、指定避難所までの道路は通れるのか、橋は渡れるのかなどの調査、さらに、火災が発生している場合には初期消火活動も必要になってきます。迅速な災害対応をまとめた一時避難場所運営の手引、マニュアルが必要だと思います。市の考えをお伺いいたします。

以上3点につきまして、答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) まず、自主避難所運営の手引の作成が必要ではないかのご質問にお答えいたします。

市では昨年、避難所担当職員用に新型コロナウイルス感染症に備えた避難所開設マニュアルを作成しており、これを基に職員向けに避難所開設のための説明会も開催しております。

議員ご指摘のとおり、実際に災害が発生した際には、区長をはじめ市民の皆様がどのような対応を取ればよいか、判断に困ることも想定されます。このことから、各地区において自主避難所を円滑かつ適切に開設するために、開設の仕方、準備物、受付票や問診票、また、現在新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況も踏まえ、避難所に掲示する感染症防止のための掲示物や消毒マニュアル等を自主避難所運営の手引として、11月7日に開催する市総合防災訓練までにはお示しをさせていただきたいと考えております。

もとより、自主避難所を開設するに当たっては、地域の実情に合わせて、自分たちで避難所を円滑に開設、運営できるようにすることが重要であると考えております。市では、今後とも、各区において防災出前講習を開催するほか、各区が開催する防災訓練に対して講師を派遣するなどの支援を継続することにより、地域が主体となった災害への備えを充実強化してまいります。

なお、11月7日に伊井小学校で実施する市総合防災訓練では、体験型災害訓練とともに、コロナ禍における避難所開設についての展示も行ってまいりますので、区長をはじめ各区の防災リーダーの皆様、ぜひともご参加いただきたいと思いますと考えております。

次に、小学校、公民館などを自主避難所として活用できないかのご質問にお答えいたします。

市では、県危機対策・防災課や福井地方気象台等と連携を取りながら、災害発生の可能性が高い場合には、レベル3の高齢者等避難やレベル4の避難指示を発令し、指定避難所の開設を行います。

市民から住家に対する災害の不安により、自主的に避難したい旨の要請が市に対してあった場合には、市は、まずは区長及び自主防災組織の会長に、地区の集会所等を自主避難所として開設していただくよう要請をいたします。その際には、先ほどのご質問で回答いたしました自主避難所運営の手引を基に開設していただきます。その上で、自主避難希望者が多数となる場合や、集会所等の安全が不確実な場合には、市として学校や公民館等の指定避難所を自主避難所として開設いたします。

しかしながら、災害の状況によっては、自宅内の2階への垂直避難、在宅避難や、安全な近くの親戚、知人宅に避難することも必要でございますので、新たな避難方法の準備につきましても市民の皆様にも周知してまいります。

次に、一時避難場所運営の手引の作成が必要ではないかのご質問にお答えいたします。

大規模災害の発災直後には、自助、共助の働きが非常に重要とされており、身近な人の安否確認や救出・救護、初期消火など、各自主防災組織での初動対応が求められております。一時避難場所については、地震等の災害発生時に、各集落でまとまり難を逃れることや、各集落の安否確認を行うために必要な場所として、各自主防災組織において避難経路とともに定めるものとしております。

議員ご指摘のとおり、家族や隣近所の方の安否確認の方法や初期消火の方法、避難する際の持参物等、慣れない災害に対して、区長をはじめ市民の皆様がどのような対応を取ればよいか、判断に困ることも想定されます。これら必要となる対応は、一時避難場所運営の手引として、先ほど答弁させていただきました自主避難所運営の手引とともに、市総合防災訓練までにお示しをさせていただきます。

なお、一時避難場所まで向かう避難路の選定に関しましては、地域の実情や災害の程度により、その被災状況は千差万別となるため、様々な状況に備えた想定と訓練が重要となります。

また、福井県は、本年度から各区に潜む災害の可能性や、災害時要援護者がどこに住んでいるかを区の地図に落とし込む、地域防災マップの作成を推奨しております。これを受けて、現在、防災安全対策室職員とあわら市防災士の会の有志がマップ作成のための取組を進めているところです。今後、各区の地域防災マップ作成を進めていく中で、地域の実情に即した避難路についても、自主防災組織と協議しな

から確認に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) では、再質問をさせていただきます。

1点目の自主避難所運営の手引、それから3点目の一時避難場所運営の手引についてですが、これらを活用した地域での共助活動が市民の皆さんの安全確保と被害の軽減につながることを期待したいと思います。

この二つの手引ですが、今年度中に改定を予定している市の地域防災計画や防災ガイドブックに組み入れるべきと思いますが、これについてはどうでしょうか、お伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) 市では現在、防災ガイドマップを作成して改定を行っているところでございますので、今ほど申し上げました自主避難所運営の手引、それから一時避難場所運営の手引につきましては、一部にはなろうかと思えますけれども、掲載、検討してまいりたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 2点目の小学校、公民館などを自主避難所として活用するに際して、開設する場合にはどういうタイミングで、どういう方法で市民の皆さんに周知することになるのか、お知らせを行うことになるのか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) 今ほどのご質問でございますが、市が自主避難所を開設する場合に当たりましては、指定避難所を開設するときと同様、NHK等のテレビ放送でテロップ表示されますアラートの登録、これを速やかに行っていきますとともに、先ほども答弁させていただきましたとおり、防災行政無線、それから防災行政無線から放送内容を電話で確認できる災害情報テレホンサービス、また緊急速報メール、Yahoo!防災アプリ、これらの活用を用いまして情報発信を行って、市民の皆様に迅速に伝わるように、周知に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) これも大変重要なことだと思いますので、また市民の方に分かりやすいように周知をしていただきたいと思います。

続きまして、第3項目、あわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例、いわゆる残土条例の見直し。

1点目、いわゆる残土条例に基づく許可件数、許可事業ごとの現在の状況。

ほかの市町の建設工事で発生した土砂などが、土採取跡地の埋立てや農地のかさ

上げなどに使われ、また、単に投棄、放置され、その結果、土砂の流出や崩壊、自然生態系への影響、土壌汚染や地下水汚染などの問題を引き起こすことがあります。

本市においては、建設発生土などの土砂の埋立てなどに対応するため、県内で唯一、あわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例、いわゆる残土条例を制定しています。この条例に基づく許可件数、許可事業ごとの現在の状況についてお伺いをいたします。

2点目、いわゆる残土条例の見直し。

本年7月の熱海市伊豆山地区での盛土部分の大規模土石流による災害は、多くの犠牲者と住宅などに大きな被害をもたらしました。犠牲の方々に哀悼の意を表しますとともに、ご家族の皆様にもお悔やみを申し上げたいというふうに思います。

発生の原因として、排水設備や土砂の流出を防ぐ堰堤の不備とともに、盛土の高さが法令基準の3倍以上あり、不適切な盛土であったと言われていました。

本市では、特に北部丘陵地域において、福井県土採取規制条例、砂利採取法に基づく山砂の採取が行われ、採取が完了した跡地は山間部にあることが多いことから人目につきにくく、違法な高さの盛土や汚染された建設残土の搬入を地域住民の皆さんは危惧されています。

本市のいわゆる残土条例は平成17年4月に施行されていますが、内容はおおむね合併前の両町の条例を引き継いだ形になっています。災害の防止、地域の環境保全、土壌や地下水汚染防止の観点から、盛土高さの制限や搬入土量の定期的な市への報告、搬入する土砂などの発生場所ごとの確認可能な書面の添付や、安全基準に適合しない土砂などの埋立ての禁止、周辺住民の不安を取り除くための説明会の開催など、土地の埋立てなどに対する規制を強化していくべきと思います。

この点から、あわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例、いわゆる残土条例の見直しを行うべきと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部理事、龍田雅人君。

○土木部理事(龍田雅人君) まず、1点目のあわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例に基づく許可件数、許可事業ごとの現在の状況はどうなっているのかとのお質問にお答えいたします。

過去10年間における同条例に基づく許可件数は14件あり、事業用途ごとの内訳は、福井県の公共工事等による建設残土搬入先として指定されている場所が1か所1件、その他公共事業や民間事業による建設残土搬入が5か所8件、それと、しゅんせつ砂などの仮置き搬入が1か所5件となっております。また、現在、許可期間中の件数は5件ありまして、事業用途の内訳といたしましては、福井県の公共事業等による建設残土搬入先として指定されている場所が1か所1件、その他公共事業や民間事業による建設残土搬入が2か所4件となっております。

なお、近年の申請案件につきましては、用途は北陸新幹線関連の残土搬入など、

全て公共事業に属するものでございまして、場所につきましては、これまで許可した区域の拡張となっております。

次に、土地の埋立て等に対する規制の強化をするため、同条例の見直しが必要ではないかのご質問にお答えをいたします。

本市における同条例の申請箇所につきましては、地域の特性上、福井県土採取規制条例対象となる砂利採取場やその跡地が大半を占めております。このため、採取場が稼働している期間から、福井県をはじめ関係機関と連携し、適正な監視ができていたものと考えております。

また、採取跡地におきましては、採取事業完了時の地形や地権者といった様々な情報が整理されていることから、盛土の許可後における監視もスムーズに行えるものと考えてございます。

なお、盛土の許可の申請に関することは、あわら市条例及び施行規則で定めておりますけれども、技術的な基準は、都市計画法や森林法における開発許可の基準をはじめ、福井県の土採取関連条例や砂利採取の取扱要綱などを用いることとなっており、盛土時の土質による勾配や高さごとの小段の設置、排水経路などの確保、斜面の崩落等に対する形状的な規制に関しましては十分と考えてございます。

しかしながら、ご指摘の搬入土量の定期的な市への報告や、搬入する土砂等の発生場所ごとの確認につきましては、今後、許可条件として、それらを含めた規制の強化は必要であると考えてございます。

また、土壌汚染や水質汚染の防止、産業廃棄物の不法投棄防止といった環境保全の観点から、安全基準に適合しない土砂の搬入を未然に防ぐため、今後、他自治体の土砂条例等を参考にし、チェック体制の在り方を検討してまいります。

参考までに、現在、建設残土搬入先として稼働中の蓮ヶ浦の処分場につきましては、関係地区が事業者に対しまして、土壌及び放流水等の分析、調査の求めがあり、関係地区、福井県、あわら市、立会いの下、毎年8月に実施をしております。調査内容は、処分場内5地点での土壌分析、放流先水路2地点での水質検査を実施しております。これまでの結果では、各検査項目において問題はなく、基準値以下に保たれているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 再質問させていただきます。

1点目の許可件数、許可事業ごとの状況についてですが、現在稼働中の現場において、法令に違反した行為が行われていないかなどの点検、確認はどのような方法で行われているのか。また、許可期間を終えた現場において、新たな埋立て行為がなされていないかなどの状況を確認しているのか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部理事、龍田雅人君。

○土木部理事(龍田雅人君) 現在の確認状況ということのご質問にお答えさせていた

だきます。

盛土箇所のパトロールにつきましては、業者立会いの下でのパトロールを年1回、また、建設課職員のみでのパトロールを年2回実施、また予定をしてございます。それ以外に、道路パトロールに合わせまして、砂利採取跡地につきましては、目視による確認を不定期で実施しております。なお、砂利採取地につきましては、福井県との合同のパトロールによる年1回の点検を実施してございます。そのほか、三国土木事務所では、月1回の定期的なパトロールを実施いたしております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 次に、2点目の、いわゆる残土条例の見直しについてですが、都市計画法や森林法での開発行為の基準、福井県の土採取関連条例などを用いて盛土地の勾配や小段の設置、排水経路の確保など、斜面の崩落などに対する規制を行っているとのことでした。

しかし、都市計画法の開発行為許可や森林法による民有林での林地開発行為許可の規模は、土地の面積要件があります。また、福井県土採取規制条例は、土の採取の方法、土の採取に係る跡地の整備などについて、必要な規制を行うことが目的となっています。

このように、適用範囲や条件は限られていますし、さらにそれぞれの法令制定の目的も違います。現在のあわら市のいわゆる残土条例では、埋立てなどに関する技術的な基準、事業区域内外の安全対策、搬出入口付近の交通安全対策などの基準はどうなっているのか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部理事、龍田雅人君。

○土木部理事(龍田雅人君) 技術的な基準についてのご質問にお答えさせていただきます。

今ほど議員がご質問されましたとおり、盛土につきましては、技術的な基準につきましては、あわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則、この中におきまして、都市計画法や森林法における開発許可の基準をはじめ、福井県の技術的指導基準を用いることとしてございます。

あわら市の条例の中では詳細な基準の定めがないことから、福井県の技術的指導基準として、福井県土採取規制条例、同施行規則及び福井県砂利採取法事務取扱要綱、それに併せまして、日本道路協会が発行してございます盛土工指針がございません、こちらなどを参考にいたしまして、のり面の安定勾配や小段の設置等々の基準を定めてございます。これによりまして、のり面の安定等の確保がされているということと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 私は今ほどの再質問の中で、事業区域内外の安全対策、搬出入口付近の交通安全対策などの基準はどうなっているのかというお伺いをしたと思うので、それについてお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 土木部理事、龍田雅人君。

○土木部理事（龍田雅人君） 残土の搬出先の交通等々の特別な定めにつきましては、条例等の定めが現在のところございません。この条例の見直しを検討させていただく中で、そちらについても併せて検討させていただきますので、よろしくお願いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 建設残土は、通常は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物ではないとされ、また、土壤汚染対策法では3,000㎡以上の土地の区画形質の変更届の際に、土壤汚染のおそれがあると県知事などが認めるとき、土地の所有者などに土壤汚染状況調査の実施命令が出されることになっていますが、3,000㎡未満では調査は求められていません。

この二つの例のように、環境面から見ますと、現在のあわら市のいわゆる残土条例を含む法体系では、埋立て周辺地域への環境面の安全が守れないおそれがあります。ご答弁の中で、他自治体の例を参考にしてとありましたが、参考となる内容はどのようなものか、お伺いをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 土木部理事、龍田雅人君。

○土木部理事（龍田雅人君） 環境面からの参考になるものというご質問にお答えさせていただきます。

他の市や県の条例を拝見いたしますと、その中で、土壤の検査や水質検査の報告を必要としているところが幾つか見られます。また、土地所有者の責務といたしまして、定期的な状況把握の実施等を規定しているところもございます。

今後は、検査の対象とする事業の規模やそれぞれの検査頻度、それから土地所有者の責務等について、環境関係の各部署等々からの意見も聞きながら、また、先ほど参考に申し上げさせていただきました、関係地区が事業者に対して求めている調査内容等を参考にしまして、今後検討を進めてまいりたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 現在稼働中の蓮ヶ浦処分場では、周辺地区の皆さんが自分たちの生活環境を守るために、土壤の安全性や放流水などの分析調査を事業者に求め、福井県、あわら市の立会いの下、農業分析や水質調査を実施しておられました。

あわら市としても、埋立てが行われる場合には、事前のチェック体制の仕組みづ

くりなど、良好な自然環境と生活環境を守るため、法的な整備が必要だと思います。いわゆる残土条例の見直しにつきまして、市長のご所見をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) こういう条例とか整備は簡単にできるんですけど、実際、環境を検査するといったときの、知識を持った職員がいるかとかについては、やろうと思ったら、当然県の専門機関とかの協力も要るわけでございまして、そうなるとなかなかできないんですね。1か月に1回しかできないというのは、そういう専門家が県でも限られている中で、なかなか頻繁にできないんですね。条例の制定についても前向きにやりますが、それもうちだけでつukれないというか、言い方は悪いんですけど、環境を検査する環境衛生研究所みたいな専門家がいないので、そういうような人とかを巻き込んで、保健所なんかにいるんですけど、巻き込んでいろいろ検討をいたします。

こういう環境の問題で、先ほどからありますけど監視の問題ですけれども、これは、また今後、疑いがあるような行為があれば、その地区住民の方が区長さんを通じて市にお知らせいただくとか、そういうような地域のご協力も得ないと、ちょっと抜け穴になってしまいますので、条例等の改正についてのほかに、地区住民との連携の在り方ということについても、またいろいろご協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) いろいろクリアしなければいけない課題もあると思うんですけども、住民の生活環境を守るために対応をよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長(山田重喜君) 暫時休憩いたします。なお、再開は13時といたします。

(午前11時54分)

○議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

◇堀田あけみ君

○議長(山田重喜君) 続きまして、通告順に従い、6番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 通告順に従いまして、6番、堀田あけみ、一般質問を行います。

まず、一つ目といたしまして、生理の貧困について質問させていただきます。

コロナ禍で経済格差がますます広がる中、今、生理の貧困が大きな問題になっております。生理用品を買うことができない、母子家庭で仕事を減らされたお母さんに「生理用品を買って」とは言えないから、トイレットペーパーなどで代用している子どももいるのです。これは不衛生になり、健康面でもとても心配です。

経済的な困窮やネグレクトが原因で、生理用品を十分に手に入れることができない生理の貧困に直面している人は、若い世代を中心に増えてきています。こうした人への支援に取り組んでいる、もしくは検討している自治体は、内閣府の調査では581にも上ります。県では、福井市においては既に取り組んでおります。

現在、あわら市の小中学校ではどのようになっているのでしょうか。必要な生徒が保健室にもらいに行くということになっているのでしょうか。いろいろな心理的障がいを考えますと、保健室ではなく女子トイレに生理用品を整備すべきと考えますが、どう思われますでしょうか。

生理というものは、女性が社会で生活する上で切り離すことができないことです。排せつを行うときトイレットペーパーが必要なように、生理用品の常備も当たり前にするべきだと思います。せめてコロナ禍の下、生活に困窮している女性に、プライバシーを守りながら、必要な人に生理用品が渡るようにすべきと考えますが、そういう仕組みをつくる考えはあるのでしょうか。

もちろん、災害時の避難所生活にも必要です。阪神・淡路大震災のときには、避難所に支援物資として届いた生理用品を、避難所の年配男性の責任者が「こんな品物は要らない」と言って受け取らず、避難していた女性が大変困ったという事例もあります。以前の一般質問でも申しましたが、避難所運営に女性特有の要求をためらわずに出せるようにすべきと考えます。避難所運営に関わる人員の中に女性を入れて、できれば男女同数程度を希望しますが、それについて再度お答えをお願いいたします。

ところで、あわら市では、避難所に生理用品が備蓄されているのでしょうか。また、されているとすれば、どのくらいありますか。また、それで十分と考えますか。避難所となる学校に生理用品を多めに備え、学校のトイレでローリングストックしていくと、いざというときに地域住民も助かるのではないのでしょうか。市の考えをお聞かせください。

これで一つ目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、江守耕一君。

○教育部長(江守耕一君) まず、あわら市の小中学校の女子トイレに生理用品を整備すべきと考えるがどう思われるかとの質問にお答えします。

現在、あわら市の小中学校では保健室に生理用品を備え付けており、児童・生徒が必要となった場合には養護教諭を通して受け取っています。ご提案のように、生理用品をトイレに配置した場合、児童・生徒は自由に使用することができますが、困窮により必要としている児童・生徒に行き届くのかは確認できません。また、生

理用品を学校のどこに置いておくのかは、多感な時期を迎えている児童・生徒にとってはデリケートな問題であり、いたずらや特定の児童・生徒への中傷につながることも懸念されます。さらに、生理用品は必要なときに自分で用意して携帯する習慣を、学校生活の中で身につけていくことが大切であると考えています。

保健室は体調が悪くなったり、けがをした場合にだけ利用するところではなく、児童・生徒のプライバシーを確保し、悩みや心配事を聞く場所でもあります。保健室に児童・生徒が立ち寄り、養護教諭に話すことにより、心身ともに元気になることがあります。また、生理用品を受け取りに来たことをきっかけに養護教諭と話をするようになり、本当に支援が必要な児童・生徒を見つけることにもつながります。

教育委員会といたしましては、教育的見地と、支援を必要とする児童・生徒を見つけ出すという理由からも、これまでどおり保健室での手渡しを続け、児童・生徒とのコミュニケーションを大切にしていきたいと考えております。

なお、2点目以降のご質問については副市長が答弁いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 2点目以降は私からお答えいたします。

まず、生活に困窮している女性に、プライバシーを守りながら生理用品が渡るようにすべきとのご質問にお答えいたします。

本市における生活困窮者に対する自立支援相談窓口は市社会福祉協議会が担っており、長引くコロナ禍の影響により、相談に訪れる人が多くなっています。相談の内容は、緊急小口資金の貸付けなどのほか、必要な食料品や日用品を求めるものがあります。

本市では、昨年度から、支援対象児童等見守り強化事業に取り組んでいます。社会福祉協議会と三つの子ども食堂に対し、経済的困窮やネグレクト、いわゆる育児放棄などにより支援が必要な子どもたちを対象に、食の提供を通じた見守り活動を委託しています。なお、この事業では、食品のほか日用品を配布することも可能となっています。

ご質問の生理用品の配布につきましては、全国的にも広まりつつある中、本市におきましても、自立支援相談や見守り強化事業において取り組むこととし、9月1日から社会福祉協議会の事務所がある市姫荘、市役所福祉課、中央公民館及び湯のまち公民館の4か所において、都度、必要な数を配布することといたしております。

なお、プライバシーに配慮するため、配布を希望するマークを定め、これをスマートフォンの画面に表示するか、マークの入ったカードの提示、マークの指さしなどにより意思を確認し、配布は原則として女性職員が対応することとしています。

議員ご指摘のとおり、生理の貧困は経済的な困窮、ネグレクト、DVなど、複雑な家庭環境に起因しているものと認識しています。今後とも、必要な人に必要な支援をつなげることができるよう、市と社会福祉協議会、関係団体が連携を密にして支援体制の充実を図ってまいります。

次に、避難所運営の女性参加についてのご質問にお答えいたします。

さきの3月議会でも総務部長が答弁したとおり、女性の視点に立った避難所の設営、運営につきましては、大変重要であると考えております。既に、防災士の会に所属する女性会員から、避難所における性犯罪を防止するため、防犯ブザーの配置などについてアドバイスをいただいております。

なお、実際に避難所を開設し、避難所運営委員会を組織する際には、一定数の女性に委員として参画していただき、女性にとって安全・安心な避難所となるよう、仕組みづくりを進めてまいります。

次に、災害時用に備蓄している生理用品の数は、必要数が準備されているのかとのご質問にお答えします。

市では現在、生理用品の備蓄は行っておりません。大規模な災害が発生した際には、国において、被災自治体から具体的な要請を待たずに、被災者の命や生活環境に不可欠な必需品を被災地に緊急輸送するプッシュ型支援を行うこととしており、その品目の中に生理用品も含まれています。

また、市では、福井県民生協、株式会社コメリ、イオンリテール株式会社などと災害時応援協定を締結しています。地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、生活物資として供給が必要なものについて、市の要請により、保有または調達可能な物資が市の指定する避難所等に配送されることになっております。

これらのことから、必要なときに必要な量の生理用品を調達できるものと考えていますが、災害の状況によっては、物資が到達するまでに時間を要することもありますので、必要最低限の生理用品や各種紙おむつなどの備蓄につきましては、早急に検討いたします。

最後に、避難所となる小中学校に生理用品を多めに備え、ローリングストックしていく考えはあるかとのご質問にお答えします。

防災用の生理用品につきましては、おおむね3年以内の消費が推奨されています。備蓄を行う際には、議員ご提案の小中学校での使用を含めたローリングストックについて、協議、検討してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) では、再質問させていただきます。

以前も、私の時代、大分前ですけど、学校では保健室に生理用品というのは置いてありました。だから、保健室に置くのはすごく理解できますが、中には保健室に行きづらい、全国的な事例では、先生とのトラブルの中で受け取りにくい事例も聞いております。また、何回も保健室に通うことによって、貧困ということが分かってしまうことが懸念されます。本当にこれはデリケートな問題だけに、プライバシーの観点からも、トイレに生理用品を整備することも対策の一つだと私は思います。

また、昨日の新聞に、大野市も、生理の貧困の対策として生理用品を提供する体

制を整えた、生理用品を配置し要望に応じて配布する、児童・生徒には遠慮なく申し出れば、必要なだけもらうことができると、改めて周知したと書かれていました。

あわら市も同じように、児童・生徒が申し出れば、必要なだけもらえるようにしていただきたいと思いますが、これについていかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、江守耕一君。

○教育部長(江守耕一君) 先ほども答弁しましたとおり、今のところ、教育上の見地や、また困窮により必要としているかどうかの把握が難しいこと、またいたずら等への懸念から、トイレに配置することは考えておりませんが、ただいま議員ご指摘いただきましたご懸念に当たらないよう、学校現場への指導等はしっかりと徹底していきたいと考えておりますし、また、大野市の例でございますけれども、児童・生徒に対しましても、気兼ねなく申し出ただけであれば、必要なときに必要な量を、保健室ではございますけれども、もらうことができるということを改めて伝えていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 今のところそういう対応でお願いしたいと思いますが、今後、周りの状況も見まして、トイレに整備ということも前向きに考えて、柔軟に対応していただきたいと思います。

これは、教育委員会のほうには直接関係ありませんが、今、小学校、中学校だけのことを言いましたが、あわら市には金津高校もあります。高校にもトイレに生理用品を整備するように、市から要望することは難しいのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 東京都の話でございますが、東京都では、たしか10月1日からだったかと思っておりますけれども、都内の高校のトイレに配置するというところをお伺いしております。

先ほど申し上げた支援対象児童等見守り強化事業も併用しながら、こういう手法を取れば手に入るとか、そういったことを総合的にまた考えまして、必要に応じて高校のほうへの要請なども考えていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) ぜひ前向きにいただきたいと思います。

あわら市も、9月1日より、市役所に支援する窓口を設置することだと思っておりますが、そのほかに市姫荘、中央公民館、湯のまち公民館に無料配布を設置したということで、これに対してはすごく安心いたしました。

無料配布と同時に、この施設のトイレに生理用品の整備という考えはあるのかということと、また、この四つだけでなく、他の公共施設全てに配布すべきと思いま

すが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 公共施設の多くは不特定多数の方がいらっしゃいますので、そういった意味では、今のご提案のトイレに配置することについては、少々困難ではないかという具合に考えております。

それから、配布場所につきましては、確かに今4か所でございます。この4か所も9月1日から始めたばかりでございます。まだ周知が行き渡ってない部分もあるかと思いますが、今後ニーズに応じて、例えばその他の公民館に配置するとか、こういったことは柔軟に考えていく必要があると考えておりますので、まずはこういったことを始めたということの周知に努めてまいり、この4か所でのスタートで様子を見たいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 貧困ということはすごく見つけにくいことなんです。なかなか浮かび上がってこない数字だと思いますし、その中でも特に生理用品、女性の生理に関しましては、自分は女性でありますけど、隠そうという気持ちのほうで、いろんな面で強いところがあります。それで、欲を言えば、特に利用の多いこの4か所のほかに、IKOSSAとか図書館とかということも考えていただきたいと思えます。

坂井市の子ども食堂では、既に生理用品の無料配布を行っていると聞いております。私もみんなの食堂に参加しておりますので、次回からぜひこういうことを行っていきたくて思っております。

次に、生理用品を欲しいときにいろんな配慮をしていただいて、指さしとか、そういうことになっていると思うんですが、生理用品を渡すときの配慮としてはどのように考えておりますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 配布の際には黒いビニール袋に入れまして、中身が分からないようにお渡しできるような配慮をいたしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) これに対する周知はどのように考えておりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 健康福祉部長、糠見敏弘君。

○健康福祉部長(糠見敏弘君) 現在は、社会福祉協議会及び市のホームページのほうで掲載をさせていただいております。また、先ほど各相談窓口、社協とか、あるいはあわら市のほうには福祉課においていろいろな相談がありますので、その相談の内

容によっては、直接ご案内させていただくということになります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 渡すときの配慮は、本当に考えていただきたいと思います。特に口に出して、「はい、これね」みたいなことは言わないように、分からないようになっておかしいですけど、本当に気を配ってしていただきたいと思います。

次に、災害時の応援協定をしているとのご答弁をいただきましたが、この協定をしているところは主に市外のような気がします。市内にもドラッグストア、例えばゲンキーとかアオキとかヤマキンなどとの協定も結ぶべきではないかと思いますが、その考えはあるのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 先ほど1回目の答弁で申し上げた福井県民生協、コメリ、イオンリテール株式会社でございますが、コメリを除いて、食料品を含め総合的な物流を担っている事業者でございますので、生理用品に限らずいろんな物資が集めやすい、あるいは流通網を持っているという観点で、災害協定をこの3社と結んでいるところでございます。

先ほど申し上げましたが、災害時、例えば大規模な地震が起きた際には、恐らく市内の事業者も被災をし、調達が困難になるということも考えられます。状況によっては、いち早く調達する場合に、市内の量販店などで物資を調達することもございます。これまでの災害でも、まずは食料品を手に入れるためには身近なスーパーということも活用しておりますので、その辺は協定を結ぶまでもなく、柔軟に対応できるという具合に考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) あわら市にもそういうところがありますので、またスピード感ということも考えますと、やっぱり近くのあわら市内のところとも、協定という言葉の使い方なんですが、そういう話を事前に、そういうときをお願いしたいとかという話はできるのではないかと思いますので、そのことも含めてまた考えていただきたいと思います。

また、避難所として指定されております公共施設においても、学校同様、生理用品のローリングストックをしていただきたいと思っております。いろいろな困難を抱える方を支援する民間団体や教育、福祉などとの連携を組むことで、いろんなことも見え、また対応もできてくると思います。ぜひこれからの柔軟な対応を期待して、一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、二つ目の質問に移らせていただきます。

選挙投票率について。

今年から来年にかけて、あわら市も選挙の多い年になります。近くで言いますと、

6月にも市議会選挙があり、コロナ禍の中でいろいろな制限があり、従来の選挙活動はできず、新しい形での選挙であったように思われました。また、選挙管理委員の皆様もいろいろご苦勞があったことと思います。

全国的に、コロナの影響だけでなく、選挙のたびに投票率が下がってきております。あわら市も例外ではなく、市議選、市長選、知事選、衆議院、参議院選ともに毎回下がってきております。市議会選では、平成17年から見ますと、今回は約20%近く下がっております。全国の動向を検証しながら、今後の課題として考慮していくことが必要ではないかと思えます。

そこでお尋ねいたします。

あわら市の年齢別、男女別の投票率をお聞かせください。毎回投票率が下がっておりますが、これに対する検証はされていますか。また、対策は考えておりますでしょうか。特に、若い世代に投票してもらうための施策はありますか。学生に対する啓発はどのように行っていますか。

以上、お考え、対策をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) 1点目の年齢別、男女別の投票率についてのご質問にお答えいたします。

男女別の投票率につきましては、市民の皆様にとって最も身近な選挙である市議会議員選挙を例に申し上げますと、合併後最初の平成17年の執行時は、男性80.72%、女性82.82%、全体では81.85%でした。これに対し、先般執行されました令和3年の市議会議員選挙では、男性63.08%、女性64.78%、全体では63.98%となっており、男女別の投票率を比較しますと、若干ではありますが、女性の投票率が高い傾向となっております。

また、議員ご指摘のとおり、投票率は年々減少傾向が続いており、平成17年と比べ令和3年の投票率は、全体で17.87ポイント減少しております。

年齢別の投票率につきましては、投票日の選挙人は紙ベースによる選挙人名簿で管理していることから、全体的な年齢別の集計を行っておりませんが、市全体の投票率に近い投票率でありました中央公民館第17投票区を抽出して集計いたしましたところ、10歳代及び20歳代36.36%、30歳代51.70%、40歳代60.00%、50歳代64.64%、60歳代78.44%、70歳以上70.05%となっておりまして、若年層の投票率が特に低くなっております。この傾向は、国政選挙など他の選挙でも同様でありまして、若年層の投票率の向上は全国的な課題となっております。

次に、2点目の投票率の低下の原因の検証と対策についてのご質問にお答えいたします。

投票率の低下は全国的にも問題となっておりますが、政治的関心や投票に対する義務感の低下、自分の1票だけでは結果は変わらないという意識が原因と思われま

す。特に、若年層でこのような傾向が見られ、幅広い世代の意見を市政に反映させ、誰にとっても魅力あるまちづくりを実現するためには、若い有権者の投票率を上げる施策の強化が必要であると考えています。

また、今回の市議会議員選挙については、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、人が集まる投票所への来場を避ける有権者が一定数いたことも投票率低下の原因の一つであると思われます。今回の市議会議員選挙では、マスクの着用や手指消毒の徹底、定期的な投票所内の消毒及び換気、使い捨て鉛筆の使用、パーティションの設置など、感染対策を徹底するとともに、投票所の混雑回避のため、期日前投票の利用を呼びかけたところがございます。

期日前投票は、投票日当日に仕事などで投票に行けない方のために、告示日の翌日から投票日前日までの期間中に投票ができることから、投票率向上のため積極的な活用を推奨しているところです。市議会議員選挙における期日前投票は、平成17年の執行時は、投票者数のうち11.70%が利用しているのに対し、今回は28.07%が利用しており、制度の周知が広がっていると考えております。

なお、全国的に見ますと、秋田県や沖縄県などでは、投票者の約半数が期日前投票により投票を行っている事例もございます。

今後は、これまで期日前投票所で記載していた宣誓書を事前に記載することでスムーズな投票が行えるよう、宣誓書を入場券に印字してお送りするなど、投票しやすい環境を整え、さらなる制度の活用を推奨してまいりたいと考えております。

このほか市では、明るい選挙推進協議会委員に27人の方を委嘱しており、選挙期間中はもとより、選挙期間外においても啓発活動を行っております。新型コロナウイルスの感染が拡大し始めてからは、大規模な活動はできておりませんが、駅や大規模小売店、金津高校前での投票呼びかけ、他市町と連携した模擬投票などを実施しております。今後も、新型コロナウイルスの感染予防を徹底した上で、効果的な啓発活動を行ってまいります。

次に、3点目の若い世代に投票してもらおう施策はあるかのご質問にお答えいたします。

若い世代への投票促進の施策として、新成人に対しては成人式のアルバムとともに啓発のチラシを送付しています。また、各選挙の前には、特に学生などの若い世代がコミュニケーションツールとして利用することの多いフェイスブックを活用し、投票の呼びかけを行っております。また、あわら市に住民票を残したまま、進学などで県外に居住している有権者も一定数いるため、遠隔地でも市の選挙に投票できる不在者投票制度の周知にも力を入れているところです。

次に、4点目の学生に対する啓発活動はどのように行っているかのご質問にお答えします。

市では、県選挙管理委員会と連携し、各小学校への出前授業、模擬投票を行っております。昨年度は新型コロナウイルスの影響で実施できませんでしたが、今年度は芦原小学校など6校で実施を予定しております。また、市内各小中学校では、夏

休み期間中の課題の一つとして、選挙に関する標語、ポスターの制作を依頼するとともに、10月には金津高校の1、2年生を対象とした主権者教育を企画してございます。金津高校での主権者教育は、あわら市選挙管理委員会書記が講師となり、隔年で実施しております。期日前投票や不在者投票の制度、インターネットによる選挙運動の注意点や、若年層の投票率が低いことの問題点など、若い世代に特化した内容としており、投票率の底上げの一助になっていると考えております。

こうした施策を通して、将来の有権者である子どもたちの政治参加への意識の醸成を図っております。

今後も、これらの施策に加え、他市町の事例も参考にしながら、若年層の投票率の向上につながるような活動を強化してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、あわら市のさらなる発展のため、市民一人一人が政治をより身近に感じ、投票率が向上するよう、様々な啓発活動にご協力いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) では、再質問させていただきます。

ただいま第17投票区、中央公民館の年齢別の投票率を教えてくださいましたが、若年層の投票率の低下を周知させることによって意識を持たせる意味合いからも、本当は市全体の年齢別の投票率を行っていただき、広報などで市民に周知していただくのが一番いいのではないかと思います。DXもだんだん本格化していきますと、こういうこともできるのではないかと思います。それについていかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) 先ほども申しましたが、今現在は紙ベースで管理しているということで、なかなか難しい状況でございますが、今後、DXを活用してできるかどうかまた検討させていただきたいと思っておりますし、将来にわたっては電子投票などの制度が全国的に広まってまいれば、そういう統計というものが簡単に出てくるものかなというふうに期待はしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 私としましては、今聞きましたら、17投票区でも10代から20代は36%しかない、これは全体的に見ますと、もっと低くなるんじゃないかなと思います。だから、このところはやっていただきたいなと思っておりますので、前向きに検討をお願いいたします。

逆に、期日前投票は投票率が上がってきているんですね。これは全国的な傾向のようですが、今回、宣誓書を事前に記載するということが簡素化となり、これは本当にいいことだと思います。これは、いつの選挙からこういうことを考えておりますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) 今ほどの期日前投票の宣誓書、入場券に前もって印字してお渡しをするということにつきましては、この秋に予定されております衆議院議員総選挙のほうから採用できるように、今準備を進めているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 期日前投票に上がってきている年代の把握とか、細かい分析とか、検証も当然されていることだと思いますが、その中で、投票しやすい環境を整えるということですが、その一つとしまして、今の宣誓書を事前に記載するということがありますし、また、期日前投票所を、今は2か所ですが、増やすことは考えているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) 期日前投票所につきましては、市役所庁舎と保健センター、2か所で行ってございますけれども、他市町の例といたしましては、福井市ではショッピングセンター「L p a」内の催事場に期日前投票所を設けたりしている例はございますけれども、あわら市内には、催事スペースがあるショッピングセンターなどはございませんし、現在のところ適当な箇所が思い当たらないというような現状かなと思っております。できれば数も増やしたいところではございますが、またそれに対応させる職員の配置等も必要になってまいります。これについては、また今後、検討をしてみたいと思います。

しかしながら、投票日当日の投票所はもちろんでございますけれども、期日前投票所につきましても、お子さん連れで入っていただけるというか、投票していただけるということになってございますので、入りやすく気軽に投票できるような環境にさらに努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 私個人としましては、最低あと2か所ぐらいは増やしていただきたいと思っております。確かに人員のこととか、いろんな問題はあると思いますが、そのこのところ、また前向きにお願いいたします。

次に、不在者投票を利用した人はどのくらいおりますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) 不在者投票制度でございますけれども、病院施設で行います不在者投票、それから県外など滞在地の市区町村で行います不在者投票、大体二つのやり方がございますけれども、まず、本年度に行われました市議会議員選挙での病院施設での不在者投票者数については79人で行いました。また、県外での

滞在地投票については、少なかったんですけども、2人というふうになってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 不在者投票といいますのは、手続が結構面倒なんですね。こういうことが原因で、不在者投票はなかなか伸びないのかなと思いますし、県外に出してしまうと、自分が今まで住んでいたところの情報というのもなかなか入りにくいのではないかと思います。ぜひ県外にいる方も、あわら市とか福井県の、今はあわら市ですけど、あわら市の情報を小まめに送られるような制度とか、制度の周知を徹底していただきたいと思います。

次に、先日、これもまた新聞なんですけど、高校生が県議会の議事運営を体験するというふくい高校生県議会が開かれ、これは高校生も理事者もいろいろ成果があったと書かれてありました。あわら市では、こういう取組は考えておりますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) 旧町時代には、たしか模擬議会というのを開いた例はあろうかと思いますが、合併してからは、たしかなかったと思います。

今後、中学生なんかを対象にする場合には、教育委員会、学校等とも相談、協議する必要がございますので、それについては、また今後、検討させていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) ぜひこれは意識を高めるためにもやっていただきたいと思います。

投票率アップにいろいろ取り組まれていることをご答弁いただき、関係者の皆様が大変ご尽力いただいていることが分かりました。しかし、残念ながら、若者の投票率は上がってこないのが現状です。18歳に引き下げられた公職選挙法の改正に合わせて、文科省からも主権者教育の推進が発表されていることかと思えます。

この主権者教育については、単に若者に選挙に行かせるための教育だけでなく、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成人の一人として主体的に担うことができる力を身につけるといえるものかと思えます。ヨーロッパ各国の若者の投票率が高い国々では、政治教育や主権者教育が積極的に行われております。若者の投票率をよくするためには、学校、自治体レベルでの主権者教育のさらなる推進と定着が欠かせません。

あわら市内の学校においても主権者教育に取り組まれているとのことですが、高校生だけでなく、子どもたちの人格形成が行われる幼年期の主権者教育において、

家庭や地域を対象として行う取組も重要な役割になっていると思います。子どもたちの主権者教育を充実したものにするために、学校現場での取組状況や考え方をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 学校現場においても、主権者教育というのは非常に大事なことのひとつになっております。先ほど総務部長の紹介にもありましたように、小学校においては模擬投票ということを行っておりますし、中学校においては、社会科の学習の中で主権者教育というものを行っております。

今後とも、いろんな場面で、主権者教育も含めていろんな教育をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 学校現場でもいろいろご努力をされていることが分かりました。

子どもたちの発達段階に応じた主権者教育を重ねていけば、子どもたちが選挙権を有したときには、当たり前のように投票に行くことが期待できると思っておりますので、学校では時間的制約もあろうかと思いますが、今後も、教育の中でも投票の大切さを扱っていただくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

◇青柳篤始君

○議長(山田重喜君) 続きまして、通告順に従い、2番、青柳篤始君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) 通告順に従い、2番、青柳篤始、一般質問を始めさせていただきますと思っております。

まず一つ目に、コロナ禍における地域振興券の発行ということで伺います。

長引くコロナの影響により、地元商店会では苦境に立たされています。これは、コロナ禍の不安による消費の落ち込みというのではなく、消費者の消費行動自体の変化が大きく、昨年と今年を比べると、その性質は大きく変化があります。60代以上の実に60%以上が、何らかの形でインターネットを利用し、買物をした経験があるという調査結果もあるとおり、生活必需品をネットで購入するようになった、このことが一番の消費行動の変化であります。このままの状態が続けば、あわら市全体の消費額はどんどん下降線をたどることになり、このまま続けば、多くの買物難民を生むことにもつながりかねません。

そこで伺います。

地域経済の活性化策として地域振興券の発行をお願いしたいと思います。また、

その場合の形式は、これまでと同じ商品券による発行が望ましいと考えます。

私は、そのほとんどを電子決済、ここの市役所の1階の自動販売機でもそうすけれども、ほぼ電子決済による支払いで行いますが、他の市町で行われているようなポイント還元サービス、発行額の全てがその市町で消費されるとは限らないから、そのような策よりも、経済効果を最大限に生かすとするならば、期限を設ける、対象となる場所でその全てが消費されること、早くお金が動くこと、直接商品券と現金を交換する方法が、考えられる最も有効な方法と考えます。また、事業者の現金化のチャンスが多く設けられている点からも、マクロ経済の観点から、市民にとってもお店にとっても、これまで市が行った政策を私は高く評価しますが、その発行の手法についてもご答弁ください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) コロナ禍の地域経済刺激策として、国からの大型補正があることを前提とした地域振興券の速やかな発行についてのご質問にお答えをいたします。

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大で、落ち込んだ市内小規模事業者や宿泊事業者等の需要喚起と、市民の皆様への家計支援を目的として、令和2年度に年末年始プレミアム付商品券を、今年度にサマープレミアム付商品券を発行したところです。市では、消費・需要喚起策として電子決済によるポイント還元サービスの利用も検討いたしましたが、付与されたポイントが市内だけで利用されるわけではないため、投資効果が減退することや、電子決済を利用する機会の少ない高齢者にとっても、分かりやすく利用しやすいよう配慮し、従来の紙の商品券を発行することといたしております。

商品券が使用できる事業所は市内のみとし、令和2年度の年末年始プレミアム付商品券の使用期間は12月から翌年1月の2か月間、今年度のサマープレミアム付商品券の使用期間は8月から10月までの3か月間とそれぞれ限定することで、市内事業者が短期間で経済効果を得られるよう、制度設計をいたしております。両事業とも商品券の販売率は高く、事業者及び市民の皆様からも好評であると認識をしております。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大は、ワクチン接種が進んでいるとはいえ収束のめどは立っておらず、福井県においては、県独自の緊急事態宣言が9月12日まで発令されているところであります。

こうした状況の中、市内事業者の経営状況はいまだ非常に厳しく、先行きも不透明なものになっていると認識しております。このため、あわら市商工会や芦原温泉旅館協同組合からも、消費や需要喚起を目的とする年末年始のプレミアム付商品券発行や、小規模事業者に向けた支援策を強く要望されております。

このため市では、今年12月1日から来年の2月13日までの75日間を利用期間とする年末年始のプレミアム付商品券の発行事業、事業費5,000万円と、売上

げの減少している小規模事業者に対して、昨年春に実施したものと同様に、1事業者当たり5万円を給付する事業者応援給付金事業、事業費3,000万円を10月から12月にかけて実施することを考えております。

また、プレミアム付商品券を使って宿泊できる感幸あわら県民宿泊客支援事業については、9月末までの利用としておりましたけれども、利用期限を、県の緊急事態宣言に伴う新規予約の停止や宿泊予約のキャンセルが発生していることから、サマープレミアム付商品券の利用期間に合わせ、10月末まで延長することといたしました。

なお、プレミアム付商品券及び小規模事業者応援給付金事業につきましては、準備にある程度期間が必要でありますことから、今月の27日の本会議に補正予算を追加提案させていただきたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) 年末年始、お金が物入りかと思えます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、事業者の立場で物を発言させていただくのであれば、ウィズコロナ、それからビジネスのニューノーマル、そういったところで私自身も一生懸命頑張りたいと思っておりますので、ぜひご支援のほどよろしくお願い致します。

次に、企業への就職支援策ということで、現在、企業では人材不足の悩みを抱えております。一方、本社機能を多く抱える首都圏や大都市圏では、テレワークなどに代表されるように、DXや、今後飛躍的に導入が進むとされているAI等の先端技術により、人材過多が予想されています。また、毎年数十万人と言われる30代自分探し女子など、これまで語学留学やワーキングホリデーに向いていた方たちが、コロナの影響により国内にとどまっているケースが多数あり、掘り起こせばいろんな方法で人材を確保するチャンスが見つかると思えます。さらに、国の政策でも、東京23区から地方へ移住すれば、最大300万円を助成する制度などもあります。

そこで、例えば給料20万円、家つき、車つきなど、魅力あふれるトータルプランを打ち出し、企業に募集をかけていただく、そこに、あわら市として、今ある助成制度を、課を横断してワンストップで支援する方法は可能ではないかと私は考えます。

あわら市も優秀なオフィスワーカーを多数抱えています。また、助成制度は企業関係で11本、空き家関連でも8本、ほかにもあるのかもしれませんが、助成金の二重取りは駄目だとか、この助成金は違う課でとか、そのような縛りをなくすれば、視点を変えれば、対象を変えれば、既存の補助制度でも十分な武器となり得る企業への提案ができるのだと思われまます。

見方、考え方、視点を変えれば、もっともっと充実した行政サービスが可能だと考え、短期的なKPIを設定するよりも長期的な目標を持ち、あわら市の労働人口の底上げをすることによって、あわら市全体の経済基盤を持ち上げる。そして、こ

れは2025年、労働人口の減少による市の財政危機を回避することにもつながるかと思います。その考え方をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、武田正彦君。

○経済産業部長(武田正彦君) 企業への就職支援につきましてのご質問にお答えいたします。

あわら市では、少子高齢化の進行や若い世代の県外への流出により、労働力人口を含みます生産年齢人口、15歳から64歳までの人口が減少しております。また、市内の一部事業者におきましては、事業拡大などの影響により人手が不足していることを認識しております。

こうした人手不足に対しまして、各事業者は、働き方改革などを推進して雇用環境を改善するとともに、コロナ禍に対応したオンラインによる採用活動や外国人労働者を雇用するなど、人材の確保に鋭意取り組まれているところです。

こうした状況の中、本市では、令和元年度に市内の企業や事業所の魅力を紹介するガイドブック「BRIDGE」を制作いたしました。あわら市には、世界に誇れる技術を持つ製造業や、趣向を凝らして観光客をおもてなしする旅館業、大地の恵みを生かして良質な作物を育てる農業など、様々な産業がバランスよく存在し、やりがいを持って働ける場所がたくさんあることを市内外に広く継続的に発信することで、若者の定住やU I Jターンを促し、企業や事業者の雇用の確保を後押ししているところです。

このガイドブックにつきましては、今年度、掲載する事業者の数を増やすなど、改訂版を発行することとしており、市内の中学1年生をはじめ、坂井市内を含む高校1年生、県内大学の就職課、成人式、そして首都圏などで開催されます就職相談会や移住フェアなどで広く配布を予定しているほか、市のホームページでも公開をいたします。

また、あわら市の移住、暮らし、住まい、子育ての各支援制度は、いずれも若い世代をターゲットとし、充実した支援制度となっております。これらの支援制度も市内事業者の雇用の確保に有利に働くものと考えています。

なお、ご質問にあった東京23区から地方へ移住した場合の最大300万円を助成する国の制度がありますが、これは地方創生起業支援事業及び地方創生移住支援事業による支援金です。地方創生起業支援金は、地域の課題解決に資する社会的事業を、新たに起業などをされた方を対象に最大200万円の助成をするものです。また、東京23区に在住または通勤する方が東京圏外へ移住し、起業や就業等を行う場合には、地方創生移住支援金が最大100万円上乗せして助成されるものです。

これらの支援金につきましては、あわら市が進める移住促進事業におきましても活用できるものであり、支給要件を満たすことであわら市が交付することとなります。

なお、北陸新幹線芦原温泉駅開業に加え、高速無線通信網Wi-Fi6の整備を

はじめとしましたDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進は、市外及び県外から若者や企業を呼び込む大きな原動力になるものと考えています。

こうしたことを念頭に、関係各課の連携を深め、各支援制度の見直しや充実を図っていくとともに、広くPR活動に努めていきたいと考えています。このPR活動の一環として、市内企業や事業者に対しましては、採用活動のアピールポイントとしまして、本市の支援制度も組み込んでいただくよう、働きかけをしてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 「BRIDGE」の制作では、費用対効果以上のものを感じているとお聞きしています。また、内容からもそういうことがうかがい知ることができます。数字として表れない部分、その積み重ねというものが、市民の、そして企業の、あわら市に携わる方々の生活の基礎・基盤というものを押し上げるものだとは信じておりますし、確かに、スマートシティであったりDXといった言葉の派手さはないのかもしれませんが、核心や本質といったものをしっかり押さえて、特に行政のDXでは、そのほかのDXも同じだろうと思うんですけども、マインドセットという部分が非常に重要なポイントとなります。

DXの中で言われている言葉を引用するならば、ウォーターフォールからアジャイル型へ、行政で言うならば、縦割りから総合窓口へと、私自身も今後のあわら市、それからDX、そういったものに物すごく期待しておりますので、私も持てるもの全てをここに投じたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山田重喜君） 暫時休憩いたします。再開は2時15分といたします。

（午後2時05分）

○議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

◇平野時夫君

○議長（山田重喜君） 続きまして、通告順に従い、8番、平野時夫君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 通告順に従いまして、8番、平野時夫、一般質問を行います。

最初に、一向に収束の兆しが見えないコロナ禍にあって、日夜奮闘されている医療従事者の皆様に対しまして、心から感謝と敬意を申し上げます。また、さきの豪雨災害で亡くなられた方々や被災された皆様に対し、心からお悔やみとお見舞いを

申し上げます。

さて、地球温暖化による気候変動の影響で、世界では過去に例を見ない豪雨や熱波などの気象災害が頻発しています。この夏、日本列島も線状降水帯の発生によって記録的な豪雨に見舞われ、各地で大規模な豪雨災害が発生しました。頻繁に起こる自然災害や激甚化の要因とされている地球温暖化に強い危機感を抱いています。

8月9日に国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、最新の科学的知見に基づく報告書を発表しました。この中で注目すべきは、人間活動の影響が大気、海洋、陸域を温暖化させてきたことに疑う余地はないと初めて断定したことであります。報告書では、今後の温室効果ガスの排出に関して五つのシナリオを示している中の一つに、このまま温暖化が進めば、豪雨や熱波、干ばつなどの異常気象が一層頻発すると警鐘を鳴らしているのです。早急に地球規模での温暖化対策が求められており、待ったなしの取組であることは明白でございます。

政府は、昨年10月に2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを表明し、本年4月、中間地点と位置づけられる2030年度までに、2013年度比46%削減とする目標も定めました。

さて、平成19年9月発行のあわら市環境基本計画の中で、二酸化炭素削減の取組については、「地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量削減を図るため、市民、事業者、市がそれぞれの立場で排出量の削減に取り組む必要がある」との方針が示されてきました。

そして、本年度に第2次あわら市総合振興計画後期基本計画が策定されましたが、第7章の各論action1、環境で、施策の方針の中では、(1)環境保全意識の啓発として、「温室効果ガスの排出規制や再生可能エネルギーの普及といった地球温暖化対策に対する意識を高めるため、さまざまな機会を通じて、環境について考え、実践できる仕組みづくりを進める」との方針が示されています。

お伺いいたします。

平成19年度以降、あわら市環境基本計画の改訂はされたのでしょうか。また、本市の地球温暖化対策推進の具体的な行動目標は現在どのようになっているのでしょうか。さきに示された方針決定を具現化すべく、まずは市当局が意識の高揚に力を入れていただきたい。2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すべく、目標、柱を高く掲げて、文字どおりアクションを起こすべきときは、まさに今なのではないでしょうか。SDGs、持続可能な開発目標の13番、気候変動に具体的な施策をです。

そこで提案いたします。

あわら市として、ぜひ気候非常事態宣言とゼロカーボンシティ宣言を打ち出していきたいのですが、いかがでしょうか。環境省は、温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向け、地方自治体の施策を支援する新たな交付金を創設する方針を固めています。これは、地域脱炭素ロードマップのモデルとなる先行地域などへ優先的に予算配分をして、中長期の事業化を後押しするというものです。先行地域の指定に

については2022年度中に始まり、政府は少なくとも100か所を選ぶ方針だそうです。

来年4月施行予定の改正地球温暖化対策推進法に基づく再生可能エネルギー事業（陸・洋上風力発電事業）の市町村が選定する促進区域も重点配分の対象となっています。地域活性化と温暖化対策の両立などが条件となっており、地域の脱炭素化は、多様な施策を組み合わせて進める必要があります。この交付金を利用して自治体が直接手がけることができ、事業者や個人に補助することもできます。このチャンスを生かし、あわら市も、ぜひこの制度を活用して脱炭素化を進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 1点目のあわら市環境基本計画の改訂版はあるのか、また地球温暖化対策推進の具体的な行動目標はあるのかとのご質問にお答えします。

本市の環境基本計画は平成17年度に策定し、目標年次を20年間と定め、令和7年度までとなっています。なお、本市では、地球温暖化対策推進の具体的な行動目標は設定しておりません。しかし、環境基本計画を推進するための具体的施策を定め、その指標と数値目標を設定しており、平成23年度及び平成27年度に一部見直しを行ってきました。

しかし、近年は、気象災害の激甚化をはじめ、海洋汚染や希少生物の損失など、世界的な環境問題が深刻さを増し、将来世代にわたる影響が強く懸念されています。

このため、今日の国際社会では、持続可能な開発目標（SDGs）の基本理念である誰一人取り残さない社会の実現に向け、特に世界全体で危機意識が高まっている地球温暖化や異常気象、自然災害などの問題解決へ向けた取組が活発化しております。

このような中、本市では策定委員会を設置し、今年度新たに第2次あわら市環境基本計画を策定しているところです。策定に当たっては、市民や企業などへのアンケート調査を実施しており、策定委員会では、その結果も踏まえながら具体的な施策を検討しておりますが、行動目標についても新たな計画には掲げたいと考えております。

次に、2点目のあわら市が気候非常事態宣言とゼロカーボンシティ宣言をとのご質問にお答えいたします。

国内外で頻発している猛暑や巨大台風を引き起こす要因として、温室効果ガスの増加による地球温暖化が指摘されており、本市においても、大きな災害には至っていないものの、近年、豪雪や豪雨に見舞われる状況が発生しています。

このような状況の中、世界では、120か国を超える国々が2050年までにカーボンニュートラルを実現すると表明しています。国においても、2020年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を表明し、さらに本年6月には、地域の

脱炭素化に向けた取組を加速させるため、地域脱炭素ロードマップを策定しました。

本市では、現在策定している第2次あわら市環境基本計画にゼロカーボンを目指すことを明記するとともに、今年度末の策定に合わせてゼロカーボンシティを表明したいと考えております。

次に、議員ご指摘の気候非常事態宣言につきましては、気候変動に対する施策については、今のところ十分な議論がなされていないため、本市では、まずは策定中の環境基本計画を着実に推進したいと考えております。

3点目の再生可能エネルギー事業で促進区域となり、脱炭素の推進をとのご質問にお答えいたします。

本市の再生可能エネルギー事業は、あわら温泉旅館における木質バイオマスボイラーの設置、北潟地区における陸上風力発電のほか、市内企業では、太陽光発電など再エネの導入が進められています。さらに、波松地区では陸上風力発電が3基建設中のほか、あわら市沖の海上で洋上風力発電事業の検討が進められていることから、あわら市では再生可能エネルギー導入が着実に進んでいると感じております。県内の市町においても、最も進んでいる市であると考えています。

議員ご指摘の改正地球温暖化対策推進法は、2050年の脱炭素社会の実現に向け、自治体に再生可能エネルギー普及推進の主導役を担うよう促すものです。この促進区域というのは、地域と共生する再エネ事業を促進することを目指し、太陽光や風力などの再エネ発電所を建設しても安全性が確保され、さらに収益が見込めると市町村が判断した地域について、近隣住民らの事前承認を得た上で設定するものであります。

しかしながら、促進区域に指定されると、環境アセスの一部手続が省略されることなどから、全国では、生態系や景観悪化への懸念から反対運動が起きている例もあり、促進区域の設定は慎重に行うことが必要であると考えています。

なお、本市では、この促進区域の指定にかかわらず、脱炭素化については、今後とも様々な支援策を活用しながら、市民や企業、関係機関と共に進めてまいりたいと考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 再質問させていただきます。

政府は今年、2030年、温室効果ガスの排出を2013年度比で46%削減する、この目標の実現に向けて、国や自治体、企業、国民が取り組む対策を定めた地球温暖化対策計画案を了承しました。国連気候変動枠組み条約締結国会議——COP26と言われるものですが——が始まります10月末までに正式決定いたしますが、発電時にCO₂が出ない再生可能エネルギーの導入拡大や、建築物の省エネ断熱化、また電気自動車（EV）の普及などを掲げ、家庭で66%、オフィスで50%、製造業で39%のCO₂削減を目指すとしています。

また、住宅建築物における省エネ対策の在り方も公表し、具体的な目標として、

新築住宅について、2025年度には断熱材の活用などで省エネ基準を満たすよう義務化するとか、2030年時点で新築戸建ての6割に太陽光発電の導入を目指すとしています。このように、脱炭素化施策が打ち出され、急ピッチで進められていきます。

そこで質問いたします。

あわら市は、再生可能エネルギーの導入促進に対する補助制度を設ける考えはないでしょうか。例えば、住宅の太陽光発電設備に対応する蓄電池を設置した際に、補助を受けられるようにすることなどでございます。お聞きいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、堀江好美君。

○市民生活部長(堀江好美君) 今ほどご質問のありました再生可能エネルギーの導入促進に対する補助制度を設ける考えはないかとのことご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの導入に対する補助金につきましては、先ほどの市長の答弁でもありましたが、国の様々な補助金を活用しながら、本市の脱炭素化を推進したいと考えております。このため、県と連携しながら、生活環境課において、国の助成事業の案内や申請を支援できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 市独自としての補助制度は考えていないということですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、堀江好美君。

○市民生活部長(堀江好美君) 今のところ、そのことは考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 環境省は来年度、環境に配慮した行動に付与するグリーンライフ・ポイント制度を設ける方針でございます。システムづくりは国が支援するというものです。ポイントの発行は自治体や企業が担いますが、ぜひこの制度の創設に着手していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、堀江好美君。

○市民生活部長(堀江好美君) グリーンライフ・ポイント制度の創設についてにお答えいたします。

環境省は8月に、令和4年度より、プラスチック製スプーンの受け取りを辞退したり、環境に配慮した商品を購入したりした場合に、消費者がグリーンライフ・ポイントを受け取れる制度を導入すると発表しました。グリーンライフ・ポイントとは、消費活動などによる日常の環境配慮がポイントとして還元される仕組みで、このポイント制度は、スーパーやネット通販等の既存のポイントに上乗せすることを想定しています。環境省では、この仕組みの拡大を通じて、国民のライフスタイル

変革の実現を目指しています。

このため、来年度の新規の要求額10億円で、企業等へポイント制度に必要なシステムの企画、開発、調整等の費用を補助し、環境に配慮した行動を全国に促したい考えです。

本市では、本制度が確定した際には、県の動向を注視するとともに、市内企業や事業所でのポイント制度導入について、協力を得ていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 次に、既に政府は2050年温室効果ガス排出ゼロ、カーボンニュートラルを宣言しております。あわら市、また市民レベルで、具体的にどう実行していくのかを詰めていく必要があると考えます。脱炭素化、気候変動対策の取組として、日々の消費行動を見直すことや省エネの心がけなどが大切であることは当然ですが、それだけでは限界があります。

しかし、社会を変える力として、市民の声は非常に重要でございます。そうした意味からも、国や国際社会の取組を後押しする声を上げていくことが、市民はもとより、行政に関わる私どもの大切な役割ではないかと考えますが、最後に市長、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、堀江好美君。

○市民生活部長(堀江好美君) 昨日、第3回の環境基本計画策定委員会を開催しました。委員からは、本市の脱炭素化を推進するためには、市民、事業者、行政のパートナーシップが重要であるとのことのご意見がございました。このパートナーシップは、上下式や縦割りを排し、全ての市民、関係機関がフラットにつながり、自立的に協働することを意味しております。

その具体的な取組の一つに、ゼロカーボンシティ実現プロジェクトを検討しております。これは、市民や市が主体となって、できることから始めるです。例えば、照明のLED化や再エネの活用です。現在、本市の補助金を活用して、各地区で街路灯のLED化が進められていますが、次の交換時には太陽光パネル一体型のLEDにするであるとか、市内で太陽光発電等を活用したゼロカーボン住宅やビルディングの導入を図るなどです。そのほか、省エネ製品の購入や食品ロス削減も重要な取組であると考えております。

再エネ活用の取組は国の補助金を活用することができますので、先ほども申し上げましたが、生活環境課において、国の助成事業の案内や申請を支援できるよう取り組んで、市民や事業者、関係団体と共に脱炭素化社会の構築を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 今ほど部長から細かいことを説明させていただきましたけれど

も、繰り返しになりますけれども、事業者、市民と一緒にあって、脱炭素化に向けて、あわら市は先進市だと言われるような取組をしてみたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) しっかりと取組を行っていただきたいと思います。我々議員もしっかりと省エネ、再エネに取り組む決意でございますので、よろしく申し上げます。

次の質問に入ります。市営住宅と土地利用について質問いたします。

現在、あわら市には318戸の市営住宅があり、合併時の385戸からも大きく減少しており、ピーク時に比べればもっと大きく減少しています。減少した要因として、市営住宅は昭和30年代から順に建てられ、安い家賃設定で戦後の人口増加による住宅不足を支え、大きな役割を果たしてきましたが、人口減少、少子高齢化が進む現在では、その役割は大きく変化し、あわら市でも市営住宅を減らしていく政策に切り替えたのもやむを得なかったのではないかと考えます。

しかしながら、本来、市営住宅は、生活困窮者が安い家賃をステップとして生活困窮から脱出する役割を担ってきましたが、残念ながら、生活困窮状態から抜け出せずに高齢者となり、無収入及び少ない年金等でぎりぎりの生活をしている人が住み続けている現実もあります。

これは、住宅政策として、行政が支えていることとしては一定の評価もできますが、高齢者福祉政策の観点からは、もっと支えてあげるべき人ではないでしょうか。市営住宅がどれだけ老朽化していても、現在の低家賃のことなどを考えると、簡単には新たな住まいを求めることはできないのです。また、ご承知のとおり、4階建ての市営住宅への引っ越しを促されても、高齢のため階段の上り下りができない入居者も多くおられます。このような、生活に困っておられる方や高齢者の基本的人権は守られなければなりません。

そこでお聞きいたします。

現存する老朽化著しい木造の市営住宅を見ますと、倒壊の危険があるような住宅があります。耐用年数や建築基準法上や公営住宅法上に問題はないのでしょうか。また、自然災害が起きた際、倒壊の危険性は高いのではないのでしょうか。

次に、時代の変化に対応し、市営住宅を減らす政策を進めるために、老朽化した木造住宅の入居者に、ほかの市営住宅などへの引っ越しをお願いしていると聞いています。政策としての方向性はやむを得ないとは思いますが、今後の見通しはどうなっているのでしょうか。私は、もうこれ以上は待てないほど老朽化が進んでいると思えてなりません。

現在、入居者は、移転によって家賃が上がることで、ほかの地域への引っ越しには、容易には同意してもらうのは難しいと思います。平成30年豪雪で大きなダメージを受けた屋根の軒も直さず、ブルーシートを敷いても雨漏りするなど、これほど傷んでいる市営住宅であるにもかかわらず、入居者が引っ越しに同意しないとい

うのには、それぞれに事情があるはずですが、だからといって問題を先送りしているとなれば、これは行政として正しい判断なのではないでしょうか。基本的人権、生存権には抵触しないのでしょうか。

倒壊の危険性があっても、このように入居者が引っ越しに同意しないからと放置している中で、万一、大きな地震などで倒壊し、入居者に何かあった場合、引っ越しを促していたというだけで、行政の責任が問われることはないのでしょうか。市当局の考え方をお聞かせください。

私は、36年前から毎日、目の前の老朽木造市営住宅を見えています。劣化激しく、極めて危険です。大雨、台風、大雪時には大変気になり、時に巡回し、区民館に一時避難を促しています。住人の認識はともかく、入居者の意向に判断を委ね、結果、放置し、退去するのを待つといった、これまでの受け身の政策から積極的な政策に転換すべきではないかと考えます。

近年の市営住宅への新規入居者は、60歳以上の老人の入居が多数を占めていると聞いています。市営住宅だけでなく、今後の住宅政策は、高齢者夫婦や高齢者の独り暮らしのための住宅需要に応えるべきではないのでしょうか。高齢者用の福祉住宅を整備し、安心して暮らせる老後を提供できないのでしょうか。今こそ、そのような政策が必要なのではないのでしょうか。

加えて、違った側面からの課題として、あわら市の土地利用政策についても取組が必要ではないのでしょうか。昭和30年代、40年代には、市営住宅や学校など公共施設が次々と建てられましたが、その多くは借地です。入居者が倒壊の危険がある市営住宅にいつまでも入居している問題同様、この費用対効果の低い状態の借地についても大きな問題ではないのでしょうか。

土地利用の政策を考える場合、道路など交通施設整備と一体に考えるのではないかと思います。新幹線が来るゆえの駅周辺の土地利用もそうでしょうし、今、県道となった都市計画道路南中央線があるから、金津高校が現在の位置にあるのだと思います。この南中央線の計画を進めるに当たり、JR西側の市営住宅稲越団地、そして東側の菅野地係の水田の土地利用も並行して考えるべきと思われると思います。市当局のお考えをお聞かせください。

何らかの施策を実施するには、きっかけが必要でございます。南中央線の整備は、その大きなきっかけになるのではないのでしょうか。決して起きてほしくはありませんが、万が一にも市営住宅が倒壊し、入居者に何かあったときをきっかけにすることなどは、あってはなりません。防災・防犯など、安心・安全面、そして景観面、衛生・環境面、倫理上と、私はこれ以上、放置状態を長引かせるのは、行政上どうなのかと考えてしまいます。改めて当局のお考えをお聞かせ願います。

区画整理とまでは言いませんが、南中央線の整備に合わせて、老朽化した市営住宅の対策、そして、土地は、借り上げているあわら市にとっても、貸している地権者にとってもウィン・ウィンとならなければなりません。ぜひ道路整備と一体に、市営住宅とその土地利用について、再開発的な施策を考えていただきたい。私の居住

地域だからというわけではありませんが、この地域は公共施設、交通機関、商工業施設等が隣接する、利便性や立地条件が非常に良好な土地であることを申し添えさせていただきます。市長のお考えをお聞かせください。

1 回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部長、永井宏昌君。

○土木部長(永井宏昌君) まず、1 点目の耐用年数や建築基準法上、公営住宅法上、問題はないかのご質問にお答えをいたします。

公営住宅法施行令において、公営住宅の耐用年限は、耐火構造で70年、準耐火構造で45年、木造で30年と定義されております。市営住宅で分類いたしますと、耐火構造に分類されるのは、馬場第二団地、稲越鉄筋団地、旭団地、北金津団地となります。準耐火構造に分類されるのは、二階建ての田中々団地、二面元村団地、平屋建ての馬場団地及び稲越第二団地となります。残りの二面温泉災害団地、国影団地、稲越団地につきましては木造に分類されます。

耐用年数で申し上げますと、木造団地については、建築後65年以上経過しているものもございます。法的には問題はありません。しかしながら、地震や台風などの自然災害による倒壊などの危険性は極めて高いものと考えています。

次に、2 点目の木造住宅からほかの市営住宅への住み替えの見通しはどうかのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、老朽化が著しい木造住宅への入居者に対しましては、重点的にほかの市営住宅への住み替えをお願いしているところでございます。なお、ここ5年間で木造住宅からほかの市営住宅へ住み替えをした戸数につきましては、7戸となっております。また、民間アパートなどへの引っ越しをした戸数は21戸となっております。

また、木造住宅の入居状況を申し上げますと、二面温泉災害団地は8戸のうち入居戸数が2戸、国影団地は14戸のうち入居戸数が6戸、稲越団地は58戸のうち入居戸数が25戸となっており、全体では80戸のうち入居戸数は33戸となっております。

次に、3 点目の倒壊の危険性がある中、入居者に何かあった際の責任はどうかのご質問にお答えをいたします。

老朽化の著しい木造住宅では、ここ数年の異常気象による豪雨や暴風雨のたびに極度の雨漏りや、外壁、扉の破損といった居住環境が劣悪となる案件や、屋根が飛散するといった重大事故につながりかねない案件が非常に多くなっております。このような破損などを修繕する際には、入居者へ建物の危険性の説明を行い、住み替えをお願いしているところでございます。

なお、住み替えに応じていただけない入居者の意見といたしましては、現在の家賃が格安である、雨風がしのげればよい、現在の近所付き合い、生活圏を変えたくない、引っ越しが面倒であるといったものがございます。

しかしながら、公営住宅法上、入居者が何らかの不正が行われた場合や、著しく家賃が滞納となっている場合以外では、住宅の明渡し請求ができません。

市としては、施設の適正な維持管理をしなければならないという責任があることから、議員が懸念されているとおり、建物崩壊などにより入居者に何かあった場合は、その状況に応じて市が責任を負うことになると考えています。

今後は、様々な心配事で住み替えに難色を示されている方につきましては、円滑に住み替えができるよう、より一層の支援を検討してまいりたいと思います。

次に、5点目の南中央線に合わせて再開発計画をとのご質問にお答えいたします。

現在、南中央線の整備進捗といたしましては、菅野側のみ一部用地幅ぐいが打つてあるのみでございます。北稲越側はまだ打たれておりません。

このため、概略平面図での話になりますが、竹田川を越える橋梁の橋脚が、一部、稲越鉄筋団地の駐車場や、その北側に面する市道29号線付近に建設される程度で、市営住宅自体に係る工事の影響はほぼないものと理解しております。

しかしながら、南中央線の用地として、市営住宅で借用しております用地の一部も関係することから、道路の用地測量業務と同時に、市営住宅で借用しています用地の測量を実施することが、用途廃止していく上で効率的であると考えています。

また、議員ご指摘の木造で倒壊の危険性が高い稲越団地につきましては、2点目、3点目でも回答いたしました。積極的に住み替えを促し、用途廃止、解体を押し進めてまいります。当該団地の土地は全て借地であり、木造住宅の解体が完了した後は、土地の返還について所有者と協議したいと考えております。

なお、4点目につきましては、健康福祉部長からお答えをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 健康福祉部長、糠見敏弘君。

○健康福祉部長(糠見敏弘君) 高齢者用福祉住宅を整備できないかのご質問に福祉部門からお答えをいたします。

議員ご提案の高齢者用福祉住宅は、高齢者の方が安心して住み続けられるように、安全面に配慮した設備を持つ住宅です。管理人または生活援助員が入居者の生活相談や緊急時の対応等を行う住宅で、平成23年には高齢者の居住確保に関する法律、いわゆる高齢者住まい法が改正され、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度も創設されたことから、全国的に高齢者向け住宅が増えている状況にあります。

こうした中で、本市と坂井市で構成する坂井地区広域連合では、昨年度、令和3年度から令和5年度を期間とする第8期介護保険計画を策定しました。本計画での高齢者向け住宅の設置状況は、有料老人ホームが8施設、定員367名、サービス付き高齢者向け住宅が4施設、定員227名、合計で12施設、定員594名となっています。

また、今後の計画としては、これらの施設がニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、入居者が安心して暮らすことができるよう質の確保を図ることとしており、利用見込み量での不足はなく、新たな施設の整備計画はありません。

ん。

さらに、本市では、環境上の理由や経済的理由により、高齢者が居宅での生活が困難となった場合には、安心して生活が送れるよう、あわら市金津雲雀ヶ丘寮などの養護老人ホームへの措置入所を勧めています。

したがって、高齢者の居住に関して、現在のところ高齢者用福祉住宅の必要性はないものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 少々厳しい言い方になるかもしれませんが、これまで私も何回も、この市営住宅問題に関しては質問してまいりましたけれども、これまでと同様の回答内容で、正直、落胆、失望しております。あまり「たれば」は言いたくありませんが、万が一の際のリスクを大変私は恐れているからなのです。

先ほど、この5年間で民間のアパートへ引っ越したのは21戸とありましたけれども、自らの意思で引っ越しをしたのか、それとも市のあっせんによって引っ越しをしたのか、ちょっとお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部長、永井宏昌君。

○土木部長(永井宏昌君) 先ほども申し上げましたとおりでございまして、市としては、事あるごとにほかの市営住宅への住み替えを促していたところでございます。この21件の民間アパートにつきましては、自らというか、決めて、そちらのほうに移られたといったところで認識をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 先ほどの住み替えに支援するとの話でありましたけれども、現状の市営住宅の住み替えだけではなく、空き家を市が借り上げて市営住宅としてお貸しするという考えはございませんか。現状の収支状況を考えれば、費用対効果はあると思いますが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 先ほども言いましたように、今のままで駄目だということは認識しております。今回の質問に当たって庁内でいろいろ検討いたしましたけれども、何らかの形の支援策を実施していくということについては、庁内で意見は一致しておりますので、今後、空き家がいいのかどうかということも策の一つであると思っておりますけれども、広い観点から検討させていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) ぜひ支援策をお願いします。

市は、市営住宅の全ての借地を地権者に返還する方針ですが、長年お借りしてい

た土地の返還後について、何らかの支援を行うか、また企業誘致をするなど、今後ぜひ再開発を念頭に検討していただくことを強く要請いたします。行政としてのあるべき姿勢を示していただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 土木部長、永井宏昌君。

○土木部長(永井宏昌君) 借地のところにつきましては、今の市営住宅の用途が廃止となった場合につきましては、更地化となって地権者のほうにお返しするのが基本原則でございます。

その上で、ご質問のとおり、再開発の検討がないかということでございますけれども、今のところ再開発の検討というのはないんですけれども、南中央線のところの用地がかかってまいりますので、我々とする、それに合わせて、先ほど申しました、測量で用地の確定をすることが、今後の土地利用策としては、方向性はもっと進んでいくんでないかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 期待しております。

次に、最後の質問でございます。スケートボードの練習用の施設についてです。

大熱戦とともに大きな感動を与えてくれた東京2020オリンピック・パラリンピックでございました。その中で、スケートボード競技も東京オリンピックにて正式種目として初めて採用されました。今、注目の新しいスポーツであり、全国的に競技人口が増加しています。この種目競技で日本人選手のメダルラッシュに沸いたことは記憶に新しいのですが、この人気の高まりの理由の一つに、コロナ禍で密にならないスポーツである点であることも見逃せません。

私が競技を見ていて最も感動したことは、若い各国の選手たちが、競技を楽しみながら、失敗しても成功しても互いにたたえ合っている姿に感動しました。たたえ合う競技とも言われているそうです。グローバルであり平和を象徴しております。とてもすばらしいのです。すぐに仲よし、友達になれるスポーツ、挑戦し、たたえ合うスケートボードは、ぜひとも普及してほしいと願うものです。特に子どもたちには、教育上とてもよいスポーツなのです。

しかし、現在、あわら市にはスケートボードを安全に行える場所が全くありません。市民からも、練習場所をぜひ設置してほしいとの強い要望を受けております。スケートボードの練習用の施設を整備していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、江守耕一君。

○教育部長(江守耕一君) 安全にスケートボードの練習ができる施設の整備をとのご質問にお答えします。

県内のスケートボード施設の設置状況は、2019年4月に福井市のふくい健康の森に整備されたほか、2022年4月にはおおい町のこども家族館に新設される予定で、いずれも県営施設となっています。また、民間施設としては、南越前町と高浜町に設置されています。

施設の状況については以上であります。この競技の特性として、けがをする可能性が高いことや、走行音、着地音などに対する周辺地域住民の理解が得られにくいことなどの側面があります。

さらに、市内小中学校やスポーツ施設の改修や修繕など、優先すべき事業が数多くある中、本市においてスケートボード施設を整備することは、現時点では考えておりません。

今後は、スケートボードの練習場所として、既存の体育施設内において、スケートボードが可能なエリアを設定することができないか、検討してまいります。

なお、今年3月には鯖江市に、4月には南越前町にスケートボード協会が設立されています。本市におきましても、まずは市内の愛好者の把握に努めてまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 部長、休校があります。休校のところにはプールがあります。そのプールの大きさ、面積の広さがあれば、子どもたちがそこで十分に楽しめるということを私は聞いております。ふくい健康の森のような大きな施設は到底無理です。とにかく、そこで子どもたちが存分に練習したり楽しめるという場を、ぜひ早急に与えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、江守耕一君。

○教育部長(江守耕一君) ご提案ありがとうございます。

先ほど申しましたように、既存の施設でのエリア設定でありますとか、今ほどの議員からのご提案を含めまして、現実的にどういった対応が可能なのか、一度調査をさせていただきます。また、それに併せまして、先ほども申しましたとおり、市内の愛好者のまずは把握、また、ほかの市町のように協会の設立でありますとか、その設立を通じての一定のルールづくり、そういったことも必要かと思っておりますので、そういったことも検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

◎延会の宣言

○議長（山田重喜君） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、明日に延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日9月9日は午前9時30分から会議を再開いたします。

○議長（山田重喜君） 本日はこれをもって延会します。大変お疲れさまでございました。

（午後3時08分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第109回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

令和3年9月9日（木）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（散 会）

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木康男	副市長	城戸橋政雄
教育長	甲斐和浩	総務部長	後藤重樹
創造戦略部長	西川佳男	市民生活部長	堀江好美
健康福祉部長	糠見敏弘	経済産業部長	武田正彦
土木部長	永井宏昌	教育部長	江守耕一
土木部理事	西川秀和	土木部理事	龍田雅人
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	大角勇治	事務局長補佐	早見孝枝
主査	佐々木良晃		

◎開議の宣告

○議長（山田重喜君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田重喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、毛利純雄君、10番、吉田太一君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（山田重喜君） 日程第2、これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇室谷陽一郎君

○議長（山田重喜君） 通告順に従い、7番、室谷陽一郎君の一般質問を許可します。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 皆様、おはようございます。通告順に従いまして、7番、室谷、一般質問を行います。

先月の8月24日に、道の駅「蓮如の里あわら」の基本設計による整備計画概要の報告がございました。基本設計報告書の中での外観イメージ図や平面図等の報告がありました。大変すばらしいものと私は思いました。今後は、実施設計、土地購入、既存建物解体工事と続いていく計画と聞いております。

一方、市民の中では、現時点におきましても将来の財政負担になっていかないと不安視する方もおられます。

この道の駅が多くの人に理解され、愛されるために、また、将来しっかりと事業検証をするためにも、ここで、主に運営についてですが、以下のことについて質問いたします。

一つ、道の駅「蓮如の里あわら」の基本設計に当たって、道の駅利用者数推計はどれほどとしているか。また、道の駅の利用台数推計はどれほどか。道の駅「蓮如の里あわら」での農産物直売・物販施設、飲食施設での売上げ推計は幾らとしているか。

二つ目、基本設計提出において、管理運営方法を指定管理（公設民営）としています。指定管理予定者の選定はどのように行うのか。

三つ目、基本設計で示された建築工事費用概算金額はどのようになったか。建築工事費用の財源はどのように考えているか。

以上を質問させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 1点目の道の駅「蓮如の里あわら」の利用者数、利用台数、農産物直売・物販施設、飲食施設での売上額の推計についてお答えします。

今年3月の道の駅「蓮如の里あわら」基本計画の策定に当たり、道の駅基本計画策定委員会では、開業後の姿を定量的に把握するため、経営に関するシミュレーションを行っております。

シミュレーションに当たっては、想定条件を設定しています。まず、営業日については、毎月第3月曜日を定休とする年間355日の営業といたしました。次に、営業時間については、トイレや情報発信コーナーは24時間、年中無休とし、農産物直売・物販部門については9時から18時まで、飲食部門については11時から15時までとしております。道路交通量については、平成27年の道路交通センサスを参考に、国道305号線を2,466台/日、県道福井金津線を3,642台/日とし、合計1日当たり6,108台としております。

議員ご質問の利用者数、利用台数、売上額の推計については、ただいま申し上げた条件を踏まえ、推計しています。

利用者数推計については、県内同規模交通量の道の駅の利用者を参考に、年間約36万人と推計しました。また、利用台数推計についてはNEXCO総研——高速道路総合技術研究所ですが——の設計要領の平均乗車人数「1台につき3.1人」を参考に、年間約11万6,000台と推計しています。

農産物直売・物販施設、飲食施設での売上額推計については、県内全ての道の駅の詳細なデータを入手し、様々な角度で分析を行いました。その結果、物販・飲食面積と売上げに強い相関関係が見られ、面積による推計を行ったところです。具体的には、県内道の駅物販・飲食面積平米当たりの年間売上平均額の約50万円に、基本計画の売場面積340㎡と、安全率としての補正係数0.75を乗じて算出し、売上額を年間約1.3億円と推計しています。

なお、県内の各道の駅では、季節ごとに趣向を凝らしたイベントなどを開催し、集客を図っています。道の駅「蓮如の里あわら」においても、こうしたイベントなどに取り組むことで、集客と売上げを向上させていくことが重要であると考えています。

次に、2点目の指定管理予定者の選定はどのように行うのかとのご質問にお答えします。

道の駅「蓮如の里あわら」の管理運営は、基本計画のとおり公設民営とし、指定管理者による運営といたします。

県内道の駅の指定管理者の例を挙げると、指定管理者には、道の駅「若狭おばま」を管理運営している株式会社まちづくり小浜 おばま観光局のような第三セクターと、道の駅「禅の里」を管理運営している株式会社きらりのような民間企業があります。

あわら市においては、その委託先として、民間の運営ノウハウを最大限に活用するとともに、収益性の確保と質の高いサービスを提供するため、民間企業を選定したいと考えております。

通常、指定管理者の指定については、施設の設置条例制定後、あわら市公の施設指定管理者選定委員会が候補者の選定を行います。その後、議会において指定管理者の指定に関する議決が行われ、正式に指定管理者が決定することとなっております。

現在、道の駅「蓮如の里あわら」については、施設の設置条例が制定されていないため、指定管理者を指定することができません。しかしながら、健全経営に向けた準備を進めるには、運営事業者を早期に選定し、運営内容や商品調達方法、地域連携体制といった様々な分野での管理運営について、市と一体となって検討、確立していくことが重要と考えています。

このため、県の助言もあり、県内他市町の道の駅の例に倣い、指定管理者として指定することを前提に、あらかじめ公募型プロポーザル方式により指定管理予定者として運営事業者を選定したいと考えております。公募型プロポーザルは、業者の参加を公示により広く募集し、企画提案書などで審査、選定する方式です。

現在予定している選定までのスケジュールは、10月1日に市のホームページ等で募集を開始し、企画提案書等の提出を求めることとしています。約2か月後の11月26日には企画提案書に基づいたプレゼンテーションを受け、その審査を行う予定です。12月議会には選定状況を報告し、12月15日頃に結果を公表したいと考えています。

その後、指定管理予定者とは、農産物の集荷や販売の仕組みづくりのほか、特産品のPR方法やオリジナル商品の開発、市内事業者などとの連携などについて十分な協議を進め、令和5年4月の開業に向けた準備を進めていきたいと考えております。

なお、道の駅「蓮如の里あわら」設置条例及び指定管理者の指定については、令和4年9月の市議会定例会への提出を予定しております。

次に、3点目の基本設計で示された建設工事費用概算金額とその財源についてお答えいたします。

まず、一つ目の基本設計で示された建築工事費用概算金額について申し上げます。

道の駅「蓮如の里あわら」基本設計業務については、本年5月の公募型プロポーザル方式により福井市の株式会社木下設計を選定し、業務を進めてきたところです。

プロポーザル時の概算金額は、建築本体工事が3億9,000万円、敷地内外構工事が2,000万円の合計4億1,000万円としていました。しかしながら、その後の資材高騰や地質調査により、想定よりも軟弱地盤であるとの結果を受け、基本設計における工事費用は、建築本体工事が4,000万円増の4億3,000万円、敷地内外構工事はそのままの2,000万円の合計4億5,000万円と算出しております。

次に、二つ目の工事費の財源について申し上げます。

道の駅の基本機能には、休憩施設、24時間利用できる駐車場とトイレといった休憩機能や、道路利用者のための情報発信機能、地域振興を図る地域振興機能の三つがあります。

このうち、休憩機能と情報発信機能に関しては、道路管理者が設置することになります。このため、建築工事費のうち、休憩機能と情報発信機能の部分は道路管理者である県が負担することとなり、市の試算では8,600万円を見込んでおります。

また、この道路管理者分を差し引いた、残り3億6,400万円については、補助率2分の1である地方創生拠点整備交付金を活用したいと考えており、現時点では1億8,200万円を見込んでおります。残りの1億8,200万円は市の負担となります。この一部には元利償還金の70%が交付税に算入される合併特例債の充当を考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 答弁いただきまして、利用台数推計11万6,000台、これは、36万人の利用者推計を、NEXCO総研設計要領の1台につき3.1人の平均乗車人数で算出している。もともとは、ですから、36万人の利用者というところがポイントになるかと思うんですけども、ここのところの算出、少し説明はありましたけれども、なぜ36万人かというところ、一番大事なところだと思いますので、ちょっと説明していただけないでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長(西川佳男君) 36万人、入り込み数を推計するに当たりまして、いろいろなパラメーターを用意させていただきました。先ほどお話しさせていただきましたように、まず考えられるのが前面道路の交通量というのがございます。そのほか、直売所や物販の面積、これらのパラメーターも見せていただきました。

これを、県内のデータを全て分析いたしましたところ、最も相関関係があるのは、直売所と物販所の面積が一番影響があるということが分かりました。分かりやすく言いますと、小さいところでは入り込みは少ないし、大きいところは入り込みが多いという相関関係がございました。面積当たりの入り込みが一番相関関係があるということで、そちらのほうから人数を割り出しております。その県内の状況を数値化しましたところ、面積が340㎡、こちらを基準としてはじき出しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 年間36万人の利用者推計というのは、これはあくまで推計ですし、目標値と言うんですかね、物事を考える基準でもあるのですけれども、これに関しては、実は2月の全員協議会でも資料を頂いておりまして、平日は870人、休日は1,230人と、そこまで計算いただいております。

これは、あくまで予想値に対しての自分の私見になるのですが、年間36万人、利用者推計とすると、ざっと1日平均1,000人の利用者となりますよね。これ、なかなか厳しい推計数字のように思います。率直にどう思われますでしょうかね。

また、利用者推計達成のために、市長もおっしゃっておられましたけれども、もちろん魅力ある道の駅でなくてはなりませんけれども、当面は休日祝日等にイベント等を開催して認知度を高め、利用者数を増やす必要があるかと思います。

率直な感想と、イベント開催についてどのように考えているか、指定管理予定者が決まってからでないと、これは具体的には出てこないと思いますが、この時点ではあくまで市長の思いとして、どのように考えているか、教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 吉崎の道の駅の特徴として、立地している場所が自然や景観、文化という部分と、それから販売のような部分と、あとアウトドアとか、そういうスポーツの面とか、いろんな要素があるということをお話したかと思います。通常、まちの中にあるようなところは、そこまでの要素は備えていないという特徴がありまして、ただし、その部分の強みが今、引き出されてはいないと思います。

イベントに関しては、吉崎汀公園の部分ですね、あそこはイベントをするにはちょっと不便なところですので、あそこもきれいにすることが必要だと思っていますし、蓮如の里吉崎というガイド団体というか、もともと休校利活用の云々のことをつくっている団体がありますけど、あそこが中心にいろんな周遊的な観光とか、ガイド観光ですね、そういうことをやったりとか、また、感幸創造マイスターなんかでは、新たにあそこの弁天島とか、ほかの周辺をどう生かして、誘客してもらう仕組みをつくるかとかということいろいろ考えているわけですね。

ですから、今のここの数字の割り出しも、売場面積ってやったんですけど、実は、大本のところを見ると、いろんなイベントとか云々も含めてなっているんですね。その部分が、同じ物販でもきららの丘とはちょっと違うと思っています。きららの丘が年間、今15万人ぐらいということ、それはもう純粹に買物に来る方ですけども、ここの場所は買物以外にも誘引材料があるということで、そういうことを見込んでいます。

あと、蓮如忌なんかも、当然そういう利用者を見込むということもありますので、そういう周辺のところとの連携というんでしょうかね、そういうことを十分考えないと、今、議員おっしゃるように、そんな簡単に、机上ではじき出した36万人だからといって、安心して集まるかということ、決してそうじゃないということは十分認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) その辺のことを重々認識していただいて、緊張感を持って進めていっていただきたいなと思っています。

次に、昨年12月議会において、私は道の駅「蓮如の里あわら」について同じように一般質問をいたしました。このときに、市長より次のような答弁がございました。整備予定の道の駅「蓮如の里あわら」における地域振興施設は、農産物直売所、土産の販売所、飲食施設等の物販施設であるとともに、地域振興の拠点施設でもあります。このために、経営の効率化はもとより、地域住民の関わりが非常に重要であると考えております。これらのことから、道の駅の管理者は、市の直営だけでなく、指定管理者による管理運営として、地元が参画する第三セクターや民間企業等による運営が最適であると考えておりますというような答弁がございました。

ということで、12月にプロポーザル方式によって指定管理予定者を選定するわけですけれども、こういった地域振興の拠点施設であり、経営はもとよりも、地域住民の関わりが非常に重要であると、ここまで言及されていますが、この辺を考慮した選定基準になっているかどうか、その辺のところをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 要綱はともあれ、考え方は、地域振興に資するかということ、まず、ここでこういうことをやると雇用が生み出されますので、雇用については地元の人の雇用ということをももちろん考えます。

あと、そこで売る物販のものは坂井北部丘陵地のものもありますけれども、例えば北潟漁協なんかはこの策定委員会に入っていたいていましたけど、北潟漁協であるような寒ブナとか、そういうものも新たに売り出したい、売り出せないかというお話もいただいていますし、ふるさと公民館祭りに行くと、よく地元の人たちが、ご本人たちが作っている手作りのものがありますね。そういうものであったりとか、あるいは、金津創作の森で作っている作品であるとか、場合によっては、僕は、加賀市長と話したときには、加賀の丸谷焼とか、そういうものでもいいんじゃないかという話をしています。そういう利用者のニーズとか、あるいは地元から売ってみたいというのは調整する必要がありますけれども、そういうことを巻き込んでそこでやるのは、単にコンビニみたいに、何か同じようなものが並べてあるというようなものは考えていません。

なお、この道の駅は、地元の人たちのほうからは一部コンビニ機能もほしいと言われているので、そういう日用品のコーナーも設けるということは考えております。そういう形で、いろんな角度で巻き込むということは、そういうことでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） くれぐれも地域住民の関わりを大事にして、あくまで地域振興ということに固守した指定管理予定者の選定をお願いしたいと私は思います。

さらに、昨年12月の答弁で、道の駅の駅長について言及されておりました。ここが物すごくポイントなので、念押ししてまた聞きたいのです。

こうおっしゃっていました。道の駅を管理する貴重な役割で極めて重要であり、

道の駅の成否を左右するキーパーソンであると考えていると。施設の日々の管理運営の責任や利益追求だけでなく、地域全体で道の駅を盛り上げる意識の醸成や、お客様が期待する以上のサービスや商品の提供、定期的なにぎわいイベントの開催など、地域振興のためにも尽力されていますと、道の駅長は。今回の道の駅「蓮如の里あわら」においても、そのような組織や道の駅長というものを選定したいと述べられておりましたけれども、当然、この道の駅事業を進める上で駅長が重要であるとおっしゃっていますが、この点もどうなのでしょう、今の進捗状況とか、プロポーザルのときに絡めていくのでしょうかね。その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） どの道の駅を見ても、すばらしい道の駅には必ずすばらしい駅長がいる、これはそういうことでございます。僕いろいろ見てきていますから、そういうことは間違いないです。

ですから、今回、管理運営事業者を選定するに当たっても、道の駅としての駅長はどういう人を採用するんだと。そのときは決まっていなくても分からないし、もしかしたら、こういう人がいるからこれを据えるんだという提案があるかも知りません。でも、そこの部分は、全体の経営をどうするかということもありますけど、重要なポイントだという認識がありますから、当然、今回こういう予定者を決めるに当たっても、どういう人を、どういう経験があって、どういうような力を持っている人ということについては、よく見ていきたいと思えます。

先ほど言った小浜にしても、永平寺町の道の駅でも、僕は直接道の駅の駅長さん方とよくしゃべりますけど、やはりいろんな商売経験があり、その中で、失敗も含め、いろんな経験を持っていて、なおかつ地域愛があるというか、ここを何とか頑張りたいんだというような強い熱意がある方が道の駅の駅長になっておられます。そういう人に道の駅の駅長になっていただけるとするのが一番理想だと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） ちょっと内容を変えますが、道の駅「蓮如の里あわら」に関する報告書に収支計算書シミュレーションがありました。そのシミュレーションですが、その中では指定管理料1,300万円、要するに、売上げ目標に対してそういった形が出てきたと思うんですけども、仮に、農産物直売所、物販や飲食がシミュレーション以上に売上げがあった場合には、要するに営業利益が多く出た場合、あのシミュレーションではたしか3万2,000円か、何かそんな程度だったかなと思うんです。とんとなんかの中で算出した指定管理のシミュレーションだったと思うんですけど、仮に多く出た場合にはどのようにするか、この辺のところもちょっとお聞かせ願いたいんですが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 指定管理料の主なものは、実際に施設の管理運営に係る必要最低限のものということになりますので、光熱費とかトイレとか云々も含めてあるんですけど、売上げ部分というのは、最初の部分は、軌道に乗ってくるまではどうしてもお金がかかるというのは、ほかの道の駅を見ていると分かりますので、その部分について最初は見ているわけですけども、小浜なんかもそうですけれども、状況によって少しずつ下げていっているんですね。それは、今の段階で絶対に下がるかということとは分かりませんが、売上げがあったら、その部分は何らかの形で指定管理料を減らすということも、場合によっては条件の中に入れてもいいのかなとは思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) ちょっと嫌な話ですけど、逆に、残念ながら農産物直売、物販、飲食がシミュレーションどおりに売上げが上がらなかった場合、そうしないように努力するという意気込みだとは思いますが、営業利益が赤字になった場合にはどうなされるおつもりでしょうか。要するに、補助金等、一般会計から補填するしかないかなとは思いますが、そのときのお考えを、最悪の場合も想定してお聞かせ願えますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 指定管理の一般論でまず申し上げますと、先ほど市長が申し上げましたように、この指定管理料には、県の管理設置施設でありますトイレとか休憩機能、ここの維持管理が含まれておりますので、ここは、仮に大幅な売上げがあっても、一定額は指定管理料として残ると考えております。

では、物販とか飲食とか、これはどういう性格の事業かといいますと、いわゆる指定管理者における自主事業、つまり収益事業でございますので、ここの赤字については、一般的な指定管理で申し上げますと、その指定管理者における会計の中で処理をするということが基本であるという具合に考えております。

ただし、光熱水費等の算定が、実施設計が終わらないとできませんし、また、指定管理者がどのような営業をするかによって、その辺のシミュレーションがまだできない状況でありますので、現時点では今、推計値として先ほどの1,300万円をお示しているということでございます。

最終的に、指定管理予定者を決めた段階でどのような営業展開をするのか、この辺が非常に重要になってくるという具合に考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 当然のことなんですけれども、この応募をするに当たっては、

この間、予定者にも大体3,000万円ぐらい、いろんな設備を買うのに補助を予定していると思いますが、それ以上に……。

(「委託料」と呼ぶ者あり)

○市長(佐々木康男君) 委託料を払うということになりますけれども、それ以上に、実は初期投資は要るわけですね。ですから、当然、ここに申し込んでくる人は、そういう初期投資を回収するということを考えるわけで、そこでペイできなければ、そういう計算ができなければ応募してこないと思います。

それは、勝ち目があるということだということだと僕は思っていますので、でも、実際はいろんなことがあるので、先ほど言いましたように、我々としてもそうならないように、この準備期間中にいろんなところのネットワークをつくるとか、我々としてPRするとか、例えば観光の拠点だということ、ここに来るとこんな機能があるよということ、俗に言う「じゃらん」とか、そういう雑誌とか、いろんなところにも載せてもらうとか、いろんなことをサポートするということは絶対に必要だと思っています。

ですから、最悪のことはもちろん考えますけれども、そうならないように事前準備をどうするかということが本当に大事だと思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 非常に大事なお話、なかなか触れたくないところなんですけれども、ここ、大事なところなので聞かせていただきました。

話はまた少し変わるんです。それは何かといいますと、私、一つまた危惧しているのは、比較的近くにきららの丘という農産物直売・物販施設がございますよね。ここの売上げに影響しないか、そこの差別化をどう考えていくかというのが非常に気になるんですが、いかがですかね。私は気になっています。

そこは休日等に行きますといっぱい車が止まっていますし、観光者も寄っているし、たしか観光白書のほうでも伸び率がすごく高かったときがあったと思うんですね。今ちょっとコロナのあれなのでデータはあれですけど、私、議員になったときに見た観光白書では、ぐっと伸びている数字を見せていただきましたが、そこの関係ですね。そこが私、気になるんですが、どのように考えているか、お答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 基本計画策定委員会の中には、もちろんJAの人も入ってまして、逆に、JAの委員からは、こういう施設を造ったらこんなことをしたほうがいいですよと、こうすべきですよという助言もあり、なおかつ、そこで扱っているものですね、どんなものを扱っていて、どういような値段のつけ方をするかということは、我々は逆に勉強に行って、いろいろ教えてもらっています。競合するというよりも共存共栄を考えているわけです。

J Aのところは、僕はしょっちゅう行くからよく分かるんですけど、あそこで売っているものは、J Aが買い上げるもの、それは規格品ですね、あるいは、売場だけ設けておいて、そこに農家が持ってくるのがあるんですけど、そこはちょっと高くなるんですけど、そういう場所とかをいろいろ組み合わせてあるわけですね。あそこも冬場になると売るのがなくなるから、ほかの県からも取り寄せるわけですね、野菜とか云々を。そういうことをやっっているいろいろ努力されています。

僕らが考えているのは、J Aから買うものもあるかも分かりませんが、規格外だから売れないんだと、売ってもらえないというようなものも売ればいいんじゃないかということを思っているんです。

自分が大野にいたときに、越前おおの農林楽舎というのを立ち上げました。それをなぜ立ち上げたかという、考え方は、当時の市長が、J Aは本当に規格品しか買わんと。里芋なんかでも、ちっちゃい小芋なんかをくず芋って言っているけど、あんなのくず芋じゃないんだと。ああいうものもしっかり売る仕組みをつくってくれと。越前おおののブランドを高めてもらって、越前おおののブランド力を高めることによって、もっと買う人、顧客を増やすんだというような役割を農林楽舎でつくってくれて言うので、自分はその立ち上げに関わりました。

そのときも、別にそのところと農協は競合するからどうのこうのじゃなくて、お互い補うべきというか、補うというような中で仕組みを考えていったという経験がございます。

当然、今回やるにしても、ここを担うもの、ここを担うもの、ですから、今度こっちは北潟漁協の水産物も扱うと言っているわけです。そういうようなことで、競合すべきところもあるかも分かりませんが、共存共栄するということと、またこれから観光客を呼び込もうと我々はしているわけですから、その分増えた観光客は、別に奪い合うんじゃないかと、増えた分はシェアし合うという、そういう発想じゃないと駄目じゃないかなと思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) また質問内容を変えます。

合併特例債の話が少し出ましたが、これはまた次回の委員会とか、次回の一般質問でも出させていただきますが、今、合併特例債って幾ら残っているんでしょうかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、後藤重樹君。

○総務部長(後藤重樹君) 令和5年度まで使用可能ということで合併特例債になってございますが、現在、3億3,800万円程度残っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) そうすると、今回、建物のほうに1億8,200万円という数

字が上がっています。全部が全部、それを入れるとは限らないと思うんですが、僕、一般質問のほうで建設費という形でくくってしまったんですが、要するに全体の事業費というんですかね、そうなってくると、当然、たしか8億円か7億円か何か知りませんが、それぐらいになりますよね。

(「七七」と呼ぶ者あり)

○7番(室谷陽一郎君) ありがとうございます。7億7,000万円になりますけれども、それにもこの合併特例債を投入するというお考えなんでしょうか。この辺、ちょっと聞かせていただけませんかでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長(西川佳男君) 先ほど市長の答弁、確かに建築費ということでお答えさせていただいております。

総事業費につきましては、県が支出する分、市が支出分する分、とにかく道の駅関連の全て吉崎に投入される総事業費が7億8,000万円となっております。

(「汀公園も」と呼ぶ者あり)

○創造戦略部長(西川佳男君) すみません、汀公園の整備も含めますし、汀公園に関わる北潟湖の護岸も含みます。

そのうち、県の負担分、国の補助金等々を差し引きますと、市が負担する総額は約4億円となっております。その4億円に、今ほど総務部長が申し上げました、合併特例債をどれだけか充てるというふうな財政見通しとなっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) それに対してどういう考え方をするかというのは、ちょっとまた考えさせていただきたいと思いますが、そういったところを考えていると。それと、全ては4億円近いものがこの事業にはかかるということですね。

道の駅「蓮如の里あわら」は地域振興の拠点となって、地域活性化のきっかけになり得ると思いますが、これだけ整備しても終わりではないと思うんですね。本当に地域活性化とか振興にするためには、やはり地域の住民を巻き込んだ二の矢、三の矢という手だてがないと、きっかけにはなりますけれども、そういったことが必要ではないかと思うんですけれども、今後、これをきっかけにして、どのように地域、空き家等、それから高齢化が進んでいるあの地域の活性とか振興というものを考えているか、お考えをお聞かせ願えませんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) まずは、地元の人への説明というのは、吉崎あるいは浜坂の地区のところは十分しています。

実際には、今回の市議会選でいろんな意見は聞いていると思いますけど、我々がそのとき言ったのは、地元の方々は、60歳ぐらい、五十何歳になっている人は、も

うこんなことは夢のような話だと、我々としてはこれを大事にすると、頑張ろうやという声はいただいています。

実際、令和5年9月末に全日本女子オープンがあることはご存じかと思います。あれは3万人ぐらいの方が来て、4日間、NHKで放送されるわけです。そういうような絶好のPRの機会もある中で、できればこういうところもちょっと言って、近くにはこんなところがあるよとかという中でPRしてもらおうということもあると思いますし、今、サイクリングロードとかどうのこうのという話で、昨日、北浦さんから話がありましたけれども、細呂木地区とか北潟エリアとかを回った周遊的な観光の中での、ここ、自転車の駅にもなりますから、そういうような拠点としても利用していくということで、何も吉崎、浜坂のエリアだけじゃなくて、広くあのエリア全体を活用できるということと、もう一つ、お隣の加賀市というのものもあるわけで、あそこはあわらの人とか福井の人しか使ったらいけないという道の駅ではない。加賀市長ともお話ししたときには、石川県の南の玄関口でもあるというような位置づけの中で、ぐるっとバスとキャン・バスですね、あそこと接点を設けるということについても協力しますとか、そういう話もいただいているわけです。ですから、いろんな意味において考えていくことになると思います。トータル的にですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 運営面のほうは、12月の指定管理予定者の選定でまたいろんなことが検討し、協議されていかれるかなと思うんですね。そのときにご報告も受けますので、またいろいろ質問させていただきたいなと思っております。

最後に、実は私、先週の日曜日に道の駅「越前おおの 荒島の郷」を見てきました。また、途中にある永平寺町の「禅の里」ですかね、この道の駅もちょっと見てきました。

荒島の郷は、もう論外ですよ、大きなスペースで。行ったら、本当にショッピングセンター並みでした。今後どうなっていくかということのも興味深いところですけども、バイクとか、ちょうど和泉とか岐阜に抜けるところのキャンプ、バイクがいっぱい集まったり、ひよっとしたら、あそこで泊まっているんじゃないかというような、そういう敷地のロケーションで、すばらしいものだったと思います。

幾つか僕も何か物販を買いましたけれども、そこでも人が行き来して、買うのも結構大変だったような、そんな感じでした。

これはちょっと論外かなとは思いますが、一方、永平寺町の禅の里、これ、すごく興味深かったです。売場面積を見ますと、うちのほうの半分ぐらいしかないんですけども、本当に36万人も来ているのかなというのは疑問ですが、隣に温浴施設がございまして、本当に道の駅、温浴施設、その辺り周辺を地域の方が利用し、応援している、協力している、そういったものを感じまして、やはり道の駅というものは、外来者のことももちろんなのですが、地域に愛されることが一番かなと。

そういうことで、地域振興ということに絞って質問させていただきましたけど、

外向けじゃなくて、吉崎地区の人にとってどうなのかということも、結局そこが一番のポイントかなというふうに思いますので、一考願いたいと思います。

繰り返しますが、市民の中では、将来において市の財政負担にならないかと危惧している方の声も、私は聞いております。また、一方で、蓮如の里あわらが、市長の言うように、地域振興、活性として期待しているという声もあります。

12月の指定管理者の選定があり、健全経営に向けた準備が検討されていく、進んでいくと思いますが、その中でいろいろご報告を受けながら、委員会または一般質問において質問させていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わります。

◇三上寛了君

○議長（山田重喜君）　続きますので、通告順に従い、1番、三上寛了君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君）　1番、三上寛了君。

○1番（三上寛了君）　おはようございます。三上寛了です。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

いろいろな場所で聞かれている方がいらっしゃると思いますが、思いを込めてしゃべりますので、少しお時間をください。

それでは、今回、私の初めての一般質問では、私の公約である、あわらを面白く、住み続けたいまちにするという、その目的の土台となることについて質問させていただきたいと思います。

今あわら市に最も必要なことは、今後このあわら市がどのようにあるべきなのか、そして、私たち市民は一体何を目指し、そして、次の世代、孫や子どもたちの世代に何を残すのか、そんな将来像というものを市民、行政にかかわらず、皆で考え、共有していくことだと思っています。

それは、もう少し具体的に言いますと、あわら市における20年、30年の後を見据えた長期ビジョンというものを考えることではないかと思っています。

福井県につきましては、もう既に令和2年7月に、2040年を見据えた形で福井県長期ビジョンというものを策定しております。そのときには、市民や、それから有識者などがワークショップや議論を繰り返して策定したという経緯があります。私たちあわら市にも、その内容に沿いながら、さらにもっと具体的で特色のあるビジョンというものが需要ではないでしょうか。

長期ビジョンというものについて、それは一体なぜ必要なのかということをお話したいと思っています。

私が思う大きな理由は三つあります。

一つ目は、今まきに行われている施策の一つ一つというものが、なぜ今行われていて、それが将来何につながっていくのかということが非常に明確になること、腑

に落ちること、市民が納得してそれに参画できること。二つ目は、進むべき未来というものが共有されることによって、市長や議員といった人材が、4年で、もし変わったとしても、最も重要な理念の部分というものが共有されて、一つの方向に向かっていくことができるということ。そして三つ目は、私たちが最も大切にすべき子や孫の世代を意識して政策を決定することができること。この三つが非常に重要な長期ビジョンの必要性だと思っております。

そのような目線を見たときに、長期ビジョンというものについて必要性をどう思われるでしょうか。お答えいただけると幸いです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 市の目指す在り方を市民参画の下に定めた長期ビジョンが必要ではないかとのご質問にお答えします。

ビジョンとは、実現したい未来であり、言うなれば、みんなが共通して認識する進むべき方向であります。

現在、あわら市には20年、30年を計画期間とする長期ビジョンはございませんが、市のまちづくり全般の基本方針を定めた最上位計画であり、中長期的な市の羅針盤となる、あわら市総合振興計画が長期ビジョンに代わるものと考えております。

この計画は10年間を計画期間とし、市の目指すべき将来像を示した基本構想、基本構想の実現に向け、施策の方針や内容を明らかにした基本計画、そして、基本計画で示した施策について、具体的な事業を定めた実施計画の三つで構成しております。また、基本構想は議会の議決を経て決定しますが、その下に位置づけられる基本計画につきましては、10年間の計画期間を前期と後期に分け、5年ごとに見直すことといたしております。

平成28年には、「暮らしやすく 幸せを実感できるまち」を基本理念とした10年間の基本構想と、5年間の前期基本計画をまとめた第2次あわら市総合振興計画を策定しています。

平成30年2月の佐々木市長就任の際には、既にこの計画は策定されていたわけですが、一人でも多くの市民の皆様に笑顔で元気に暮らしていただけるよう、計画の基本理念に沿って各種施策を展開してまいりました。

さらに、この第2次あわら市総合振興計画における前期基本計画の計画期間が令和2年度をもって満了することを受け、令和3年度を初年度とする5年間の後期基本計画を本年3月に策定したところです。これは、「暮らしやすく 幸せを実感できるまち」を基本理念とした10年間の基本構想のうち、後期5年間の計画に当たります。後期基本計画のテーマは、10年後、20年後を見据え、「誰もが 夢や希望を持ち 元気に笑顔で暮らす 活力あふれるまちへ」と位置づけ、基本目標を「活力人口 10万人 あわら市の創造」としています。

策定に当たっては、前期基本計画における社会情勢の変化を踏まえることはも

とより、前期基本計画に掲げた施策を評価、検証するとともに、市民アンケート等を実施し、基本施策や施策の方針、事務事業の見直しを行っています。また、市内各種団体の代表者や市民による外部委員を加えた総合振興計画策定委員会から提案された計画案について、諮問機関である総合振興計画審議会へ諮問するとともに、パブリックコメント手続により広く市民の声をお聞かせいただいております。

今後は、後期基本計画のダイジェスト版や広報あわらなどを活用し、この計画について市民の皆様と共有してまいりたいと考えております。

なお、新たな基本構想を示す第3次あわら市総合振興計画は、後期基本計画の期間が満了する令和7年度に策定する予定です。

計画期間10年を超える長期ビジョンの策定につきましては、その際に改めて検討するとともに、市民参画の下、市の目指すべき新たな将来像をどのように描くべきか、議論を重ねることが重要であると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 1番、三上寛了君。

○1番（三上寛了君） お答えいただいたことで、現状がよく把握できました。

そのようなあわら市の総合振興計画、前期、後期合わせて10年という計画が存在していること、よく分かりましたし、それを基にあわらのまちづくりが行われていくということは非常に重要であり、特に、10年というスパンは、現世代が暮らしやすいまちづくりをしていく上では本当に重要であり、これはぜひ推進していただきたいというふうに思います。

ただし、もう少し長い目を見たビジョン、それは、子や、やはり孫の世代ですね、その世代がどうなるのかという目線を持ったビジョンというのは、特に産業とか教育といった、後々にまでつながっていくような分野については重要であるというふうに認識しております。

今おっしゃっていただいたように、5年後の策定ということも非常に重要なので、そこで議論をしていただくこともとてもありがたいのですが、5年待つのではなくて、5年後の策定を目指した議論というものを重ねていくことはできないでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 10年後、20年後を見据えて計画をつくるということはどうということかという、これは僕の理解ですが、10年、20年先のロードマップをつくるということは難しいです。常に情勢は変わりますから。僕が3年間やっても、コロナが起これ、新たなDXが起これというんですから、それは見込めない。

でも、僕が言う10年、20年先を見込むというのは、10年先、20年先がどういう状況になっていて、どういう将来を目指すかという将来像を描くということですね。将来像を描いて、じゃ、今この時期にその将来像に向けて何ができるか、何を

すべきかということをお我々はこの施策の中でやっているというふうにご理解いただけると、これは僕の考え方かもしれないけど。ただやたらに、ここにこうやってビジョンの中身をやっても、なかなかそこをすくえていないので、前の西川県政のときには長期の総合振興ビジョンはつくらなかつたんです、西川前知事さんは。それだけ世の中、常に変わるのど。でも、今回、杉本知事は、県民の参画を得て、福井県、どうするんだということをお分かりやすくする必要があるので、県の長期ビジョンをつくつたわけです。

我々は、今回のこのビジョンをつくつたときに、県のビジョンというのでも大事なんです、上位で。県はこういう方向に行くと言っているわけですから。ですから、我々もそれなんかも見てみて今回のビジョンを見直しています。その中には、SDGsの問題に取り組むとか、あるいは、あわらとか坂井エリアをどういうふうにお県はしようとしているのかということも当然捉える必要があるのど、僕らがここで見ている以上に、県のところなんかも考える必要があるということも大事だと思つています。

その中で、県のビジョンには活力人口という言葉を使つたわけです。そういう意味において、杉本知事が言う活力人口、県が考える活力人口という考え方は、これまでの交流人口以上に、もっと身近なところでどれくらいかということをおやるのに関係する人口なんかも含めてやるんだという考え方があったのど、うちもその考え方も取り入れました。

ただし、県の言う活力人口という考え方は定義がないんですね。今の70万人を100万人の活力人口にするというだけの考え方で、細かくは議論されていない。だから、私どもは、さっき言った、これまでの前期基本計画にはなかつた目標というのをつくりましょうということど、後期基本計画では目標、それも漠つとした、細かく売上げはどうかとするんじゃないかと、まず、我々が担う、減少における人口をどうするかを補うべく、関係する人口とか交流人口をどうしようかということをおしっかり考えないと立ち行かなくなるよということど、活力人口10万人という、今8万人だけど、あと2万人増やしましょうということをお目標に掲げたというような感じですよ。

ちょっとくどくど言いましたけれども、おっしやるように、これができたからといって、将来のことを語らないとか、20年先、30年先を語らないというわけじゃないですよ。特に今、我々がやろうとしているあわら市のスマートシティとかDXの社会というのど、僕らは分からない部分がいっぱいあるので、それこそ若い人の世代も含めて、5年後、10年後、DXでこんなまちにしていくんだというような議論は活発にして、そういう中で、いろんな施策とか、市民にできることはしてもらおうということをおやっていくことが今は大事かなと、僕はそう思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 今お尋ねの中に、次の振興計画、どのように始動していく

か、策定に取り組むかということについて私からお答えいたします。

通常、先ほど申し上げましたように、10年を期間とし、次、令和7年度に終わりますので、7年度に策定すると先ほどお答えいたしました。通常、基本構想を策定するには、その2年程度前から現状分析等を行うための準備を進めてまいります。そういった中で、今、市長が申し上げたような現状の情勢であるとか、あるいは今後の将来像はどうあるべきかとか、そういったことの現状分析を踏まえながら策定準備に入っております。

先ほどの最初のご質問でもございましたが、どのように市民が関わっていくべきかということですが、この基本構想策定の際には、また改めて基本構想策定委員会、これが長期ビジョン策定委員会になるかも分かりませんが、そういったものを設置いたします。その際に、広く市民の皆様に参加をお願いし、議論に加わっていただくということを予定しております。

さらに、10年を超える構想に関しては議会の議決をお願いすることになっておりますので、議会の中でも十分ご議論をいただいて、最終的に議決を経て決定をしていくと、こういったプロセスになりますので、よろしくお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 1番、三上寛了君。

○1番（三上寛了君） ただいまお答えいただき、市長には生の声をいただき、そして、副市長には制度面でどのようになっていくのかということをお教えいただき、非常によくこれも理解することができました。

実際に、私が今思うことというのは、今、市長がおっしゃってくれたような、まず生の声というのを聞かせていただくことが非常に重要なことと考えております。今のうちに、本当にこうしていきたい、あわらをこのようなまちにしていきたいんだというような考えをお聞かせいただき、それが一人一人の市民の、何よりも自分事になることということがこれからのあわらの発展にとって最も重要だと思っております。できる限り開けた形で、オープンにして議論ができる環境づくりをぜひ早いタイミングでお願いできるとありがたいと思います。

そして、もう一点だけ、もう少しだけ詳しく聞かせていただきたいんですけども、そのように行政と市民が手をつないでまちづくりを行っていくと。その際に、行政としての体制づくり、例えばですけども、市民参加型で意思決定のプロセスを経ていくような仕組みづくり、もしくは、小規模多機能自治のような自治体制というものがある程度用意して、そのような形で市民が自主的にまちづくりに関わっていただけるような環境を整えることはいかがでしょうか。お聞きしたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 今の人口減少、少子高齢化の中で、今おっしゃったキーワードの一つである小規模多機能自治という話がございまして、全てが行政でできるなんて考えられません。これは、各集落とか地域等の連携が必要なんですけれど

も、私どもが今考えているのは、もともとの旧小学校単位であるとか、公民館単位ぐらいで、そこでそのエリアのことをみんなで少し広域的に連携して協力してやるというような仕組みが大事だと思っています。

今の公民館というのは生涯学習の場であるということで、教育委員会に所管があるわけです。そこで何かやろうとすると、いや、それは教育委員会の施設だからできませんとかという話になるんですけども、前々から小規模多機能自治というのは、1年ほど前から僕は言っているんですけど、今コロナであつたりとかでなかなかできていませんが、将来的には、自分の集落だけでできない部分を少し広めて、広域的に検討するような小規模多機能自治というような仕組みをつくると、より行政に参加できる仕組みの一つになるという考え方もあります。

その中で、防災のこと、健康づくりのこと、あるいは、その地域の村づくりの活性化のこととか、いろいろエリアで知恵を出し合えるような仕組みをつくるというようなことも大事だと思います。

なお、昨年来、創造戦略部をつくって、市民協働課というものをつくって、それはまさに今言うところの、市民がいろんな参画をしてやってもらう担当課をつくったわけです。ただし、今やっているのは、移住定住とかを中心とするところと、ふるさと納税とか、男女共同参画とかをやっている二つの島なんですけど、昨日、僕は三つ目のところで、市民のいろんな活動を活発化したいという考えがあると言いましたけど、市民協働課は機能強化する必要があると思います。

それぞれの部署が市民を参画させる仕組みはつくる、それは一つの課ではできないわけです。いろんな課がやらなあかんのですけれども、そういうことを取りまとめて、太鼓を鳴らすようなところとして今の市民協働課、グループを離して、もう一つ、本当に純粋な市民活動を促していくようなところをつくるのは、今後自分が進めているビジョンを進める上では必要じゃないかと、市の幹部の中ではそういう話はしています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 1番、三上寛了君。

○1番（三上寛了君） 市長がそのような考え方でこの先を見ていただいているということは非常に今よく分かったので、ぜひ市民と手を携える形でそのような議論を今後も継続していただけると、とてもありがたく思います。そして、市長だけではなく、ぜひ行政の皆さん、ここにいる方だけではなく、全員が本気で取り組んでいくことがとても重要だと思っています。ぜひ本当の声を聞かせていただけるととてもうれしいです。よろしくをお願いします。

では、二つ目の質問に行かせていただきます。こちらはちょっと具体的な話となります。

市民の課題解決というテーマで少し質問させていただきますが、特に市民に対しての課題解決というのは、行政にとってはとても重要なテーマかと思われます。その促進について、今回は特に情報分野についての質問をさせていただこうと思いま

す。

まず、現代において、とても情報化が進んでおり、市政を分かりやすく、そして市民の課題が解決しやすくなるためには、市政に関するデータのオープン化が必要であるというふうに様々なところで言われております。国内外においても、オープン化されたデータを用いた社会活動というものが非常に活発になっており、そして、最も最近の話題で言うと、シビックテックと呼ばれる、市民がテクノロジーを活用し、地域課題を解決していくというような新しい取組がなされつつあります。

具体的に言いますと、例えばごみの収集日だとか、出し方だとかというものを住所ごとに簡単に検索ができるようなアプリがつくられていたりだとか、そのように身近な生活を変えていくものから、もうちょっと大きいところで言うと、海外の事例ですけれども、市政の議論、市はどのようなことをしていくのかというような意思決定の議論も、市民が気軽に声を上げられるようなプラットフォームというものができており、参加率も非常に高いと。これはスペインのバルセロナの事例ですけれども、そのようなことが様々なところで行われております。

そんな背景を踏まえて、我が市でも行政のデータというものを市民が活用しやすい形で提供していただく体制づくりというものを進めていただきたいというふうに思っております。その本当の第一歩としまして、今回は市のデータ提供についての現状、それから将来の展望についてご質問したいというふうに思っております。

現在、あわら市では、公共トイレだとか公共施設といった、一部のデータについてはオープンデータ化していただいております。今後、それ以外の市の独自のデータについて、例えば市民のアンケートや、もしくは行政評価などについてもオープンデータ化していただくことは可能でしょうか。

そして、それ以外にも、市の財政状況を示すようなデータとして財政状況資料集というものがあるんですけれども、こちらは現在、総務省のホームページ上からアクセスする形になっています。そちらについても、市のほうでリンクを貼っていただいて、市民が分かりやすい形で提供していただけないでしょうか。

そして、先ほど述べたシビックテックといった新しい市民の市への関わり方というものが生まれてきております。そのような市民が主体となった課題解決の取組について、市としてご協力いただけるのかということをご質問させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長(西川佳男君) 市政の見える化と課題解決の促進における1点目の二次利用がしやすい形でのデータの開示についてお答えします。

平成28年12月に施行された官民データ活用推進基本法において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務づけられました。市町村においては努力義務とされておりますが、本市におきましても、市の保有する公共データを二次利用がしやすい形で提供することは、経済活性化や行政の高度化、効率化が期待され、市民参加、官民協働の推進を通じた様々な課題解決、行政の透明性、信頼性

の向上につながるなど、市の新たな強みになると考えています。

現在、福井県と県内17市町は、福井県オープンデータライブラリにおいて、施設情報やごみ収集日、避難所などのデータを主にCSV形式で共同公開しています。このほか、市のホームページなどでは公共データの情報を公開しておりますが、これはPDFを中心に、基本的に人が読むことを前提とした掲載となっております。このため、大量、多様なデータを高速に横断的に組み合わせる処理することができないデータとなっております。

今後、オープンデータを進めていくためには、庁内体制の整備、職員の意識改革、保有データの洗い出し、システムの整備、ルールづくりなど、環境の整備を行う必要があります。

いずれにいたしましても、オープンデータについては、現在策定中のDX推進基本計画に基づくアクションプログラムにおいて具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、地方公共団体には、地方財政状況調査など、法令等に基づく調査が多くあり、これらの調査結果は国の各省庁のホームページ上で公開しているものもあります。それらについては、今後、できる限り市のホームページの関連ページの中でリンクをさせていただきたいと思っております。

次のシビックテック推進への協力についてお答えします。

シビックテックは、市民（シビック）とテクノロジーを掛け合わせた造語ですが、近年、市民が望む社会をつくり上げるため、市民を中心に情報通信技術（ICT）やデータを活用し、地域が抱える課題を解決しようとする動きが出てきております。また、市民の目線から、行政サービスの効率化や利便性の向上、最新テクノロジーを駆使した行政参画や行政の透明性、信頼性の向上などを通して、行政の在り方や施策に変革を与えてくれる可能性を秘めているものと思っております。

本市においては、少子高齢化や人口減少、さらには、地域の担い手不足や空き家の増加、災害の大規模化、激甚化など、様々な課題が山積みしており、これらの地域課題を効率的、効果的に解決を図っていくためにDXを推進していくこととしております。

こうした中、市民と共にDXを進めていくためには、市民自らがテクノロジーを活用して地域課題を解決するというシビックテックの取組は、とても重要であると考えております。また、複雑化、多様化する近年の行政需要に的確に対応していくためには、市民が積極的に行政に参画するシビックテックの動きは、大いに歓迎すべきものと考えております。

このシビックテックを推進していくためには、オープンデータへの取組が重要であり、現在の出せるデータの拡充と利用しやすいデータへの移行が不可欠となります。

こうしたことから、1点目のご質問でもお答えしたように、今後、オープンデータ化を推進するとともに、このシビックテックへの取組に協力してまいりたいと考

えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) お答えいただいたように、オープンデータ化の促進、それから、シビックテックへはご協力の意思を持っていただけているということが確認できて、非常にありがたく思います。ぜひ今後とも、その部分についてはよろしくご検討をお願いしたいと思います。

難しい印象を抱く方が多分多いと思うんですけども、この話は、最終的な形としては、市民が分かりやすく、ワンストップで課題が解決できるというようなプラットフォームの開発につながっていくと思われまますので、ぜひ活発な議論をしていただきたいというふうに思います。

そして、もう一点だけ再質問をさせていただきますが、先々への検討ということは、そこは理解できたんですけども、早期の段階では、多分この体制が整うことは難しいのではないかなというふうに聞いていて感じました。

現状のデータ、先ほどおっしゃっていただいたように、現状、市のホームページ上で閲覧できるデータはPDFと呼ばれる、見ることに特化した分かりやすいデータということになっております。逆に、それを使う場合、数字を使っているいろいろなことを見せていきたい、市民がデータを活用したいといった場合には、やはりエクセルのデータ形式だとか、もしくは、一般的なCSVと呼ばれる形の、数値が並んでいるデータ形式と呼ばれるものが適しているため、もしできるならば、そのような形、PDFだけではなくて、エクセルやCSVといった形のファイルもご提供いただけないでしょうか。

また、ほかの市町にも多くのオープンデータ化の例はあり、オープンデータだけではなく、出している通常のデータもあるんですけども、そのような他の市町では利用可能な情報についても、あわら市としても同様のデータを出していただけるようご協力いただけないでしょうか。お聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) ありがとうございます。

オープンデータ、大本は、先ほど議員もおっしゃったように、アプリの開発に役立terるとということが最大の目的で、CSVがこれまでの中心であったということでございます。しかしながら、全国的にアプリの開発はあまり進んでおりませんで、あわら市ではごみのアプリ、ゴミわけるチャンでしたか、そういうものは開発されておりますが、おっしゃるように、オープンデータ、今までの形式だけでは進まない。

ご提案の内容でございますが、議員のご質問の中にもありましたが、他の自治体ではそういった協議会が立ち上がるとか、市民団体ができるといったような動きもございますし、まだあわら市の中ではそういう動きがございませんが、できました

ら、昨日、吉田議員のご質問に答える形で市長も申し上げましたが、市民のそういう活動に対する新たな仕組みと、それを支援する体制を整えるという、この中には、こういったことについての市民活動、あるいは市民団体、グループでも結構なんです、行政データを活用して、それを市政に反映したいんだといったような動きが出てきて、そこからのお声で、こんなデータがいただきたいというご提示があれば非常にスムーズにできるのかなと考えております。そういったこともぜひともお考えいただければと思います。

それともう一点、財政データ等をエクセルで出すことは可能なんです、これまでPDFで出してきた考え方とすれば、それが生データですと後でいろいろ加工ができてしまうので、言わば、改ざんという言葉はおかしいですけども、誤った情報に変更されてしまうことが危惧されるので、それができないPDFが中心であったということです、生データそのままがいいのか、先ほど申し上げたように、こういう加工の下にデータが出せないのかと、こういったご議論をいただいた上でご請求いただくという仕組みも考えるべきではないかという具合に考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) 今お答えいただいたように、まさにデータの利用というのは、実際にはよい方向だけではなくて、いろいろな可能性があることですので、十分ご検討をいただきたいかなというふうにこちらも思います。

そして、それは活用する人あってということも間違いないので、そのあたりについては、私たちも活用法というものについてどんどんと見識を深め、実践をしていくことが重要かと思っております。

実際、福井県においては、最近の話ですけども、6月25日にシビックテックを推進するCode for FUKUI、もともとはCode for JAPANという日本全国におけるシビックテック推進団体なんですけれども、福井でもそういう活動が徐々に盛り上がってきております。

まだまだ遠い話というわけではなく、もう間もなく一般的に語られる議論だと思われまので、ぜひなるべく迅速な、そして、他市もしくは海外の事例を参考にし、早い動きというものを意識して進んでいただくと非常にありがたいと思います。

細かい部分はまたお話しさせていただこうと思っておりますけれども、今回の一般質問については以上とさせていただきます。

○議長(山田重喜君) 暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

(午前10時54分)

○議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇島田俊哉君

○議長（山田重喜君） 通告順に従い、3番、島田俊哉君の一般質問を許可します。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） それでは、通告順に従いまして、3番、島田俊哉、質問をいたします。

今日は二つのテーマで質問をいたします。

まず1点目でございますが、地方創生応援税制への取組についてということで質問します。

聞き慣れない言葉だと思いますけれども、この地方創生応援税制、通称企業版ふるさと納税につきましては、5年前である平成28年に創設された制度でありまして、内閣府が認定をした地方公共団体の地域再生計画に対して企業が寄附を行った場合、損金算入による軽減効果（寄附額の3割）と併せて、令和2年度からは拡充をされ、税額の控除（寄附額の最大6割）、合わせまして二つで寄附額の9割が軽減され、寄附をした企業の実質的な負担が1割まで圧縮されるという制度でございます。

この制度に取り組むには内閣府の認定が必要であることから、令和2年度の第3回認定（令和2年11月）において、内閣府よりあわら市の地域再生計画が認定を受け、令和2年度から企業版ふるさと納税を受け入れることが可能になった。つまり企業の受皿をつくったということですが、その後の取組状況、例えば本社が市外にある企業への寄附の働きかけなどはどうなっていますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長（西川佳男君） あわら市も令和2年度から地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を受け入れることが可能になったが、その後の取組状況はどうかとのご質問にお答えします。

本市では、昨年度の機構改革において、幅広く市民の活躍を促すとともに、積極的に市民と協働しながらまちづくりを進め、活力ある魅力的なあわら市の創造を図る一環として、創造戦略部市民協働課を新設し、ふるさと納税業務を移管したところです。

以降、本市では、ふるさと納税のさらなる増額を目指して、市内の返礼品提供業者と協働しながら、ポータルサイトの増強などによるPRの強化や返礼品の充実に取り組んでまいりました。

その結果、昨年度は寄附額が約1億1,000万円、前年度比1.7倍、また本年8月末現在は前年度比2.6倍、約2,700万円の寄附額となっております。

ご質問の企業版ふるさと納税制度につきましては、各自治体が定める地域再生計画に掲げた事業の推進に対して、企業から寄附を受け入れることができるものです。本市においても、令和2年度の制度改正に合わせて、昨年11月に国から地域再生計画の認定を受け、以後、市外企業から寄附を受け入れられるようになっておりま

す。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、これまで具体的な市外企業への寄附の働きかけはできておらず、受入れ窓口を整えるにとどまっております。

市といたしましては、今後、市ホームページを通じて企業版ふるさと納税制度を広く周知していくとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、あわら市ゆかりの企業に直接訪問し、寄附の協力をお願いするなどしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) ただいまの答弁は、これまで企業の働きかけはできていない、今後は寄附の協力をお願いしたいということでしたが、この事業は内閣府の認定まで受けて受皿整備をしたにもかかわらず、議会への報告もありませんでした。また、市の広報やホームページなどでも何らPRしておらず、市職員においても、この事業を知っているのは関係する一部の職員という状況でございます。

あわら市がこの事業に取り組んでいることを知るには、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトを見るしかないということになっていますが、このような状況では到底企業からの寄附は見込めないと考えますが、これまでこの事業をオープンにしてこなかったことについて何か理由はありますか。

それと、先ほどの答弁の中で、通常個人のふるさと納税業務に取り組んでいて幾ら実績があったという答弁がありましたが、聞いている人は、今回の企業版ふるさと納税と通常個人のふるさと納税を混同するので、今回の答弁では、通常ふるさと納税はちょっと横に置いておいていただけますか。

オープンにしてこなかった理由を教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長(西川佳男君) オープンしてこなかった、そのまま申し上げますと、そこに取組が弱かったということでございます。先ほどふるさと納税のほうは言うなとおっしゃられましたが、そちらのほうに今は力を注いでいるというところでございます。

ご指摘のように、ホームページ等々、先ほども申し上げましたが、この制度に対してのPRを今後進めていかなければならないこと、反省しつつ進めていかなければならないということで、ホームページももうすぐアップさせていただき、今後取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 令和2年度における寄附額の実績は、今定例会に提出されてございます決算書を見るとゼロであります。開始初年度におきましていきなり実績を得るということは困難だとは思いますが、令和3年度、今年度に入ってから

も、今月末でやがて上半期を終えようとしている時期でございます。これまでに議会に対し報告や、また広報などで寄附を受けましたよというふうなお知らせもない中で、令和3年度は実施2年度目として、企業から寄附を受けるような予定はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長(西川佳男君) 現時点では、どの企業からも幾らというお話はできておりませんので、今のところ受入れ予定があるのかと聞かれますと、今のところはございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 現時点で今年度も寄附の予定がないという残念な答えでしたが、令和2年度の全国的な寄附実績を言うと、寄附額、寄附件数、寄附をした企業数、いずれも前年比1.5倍から3.3倍となっており、令和2年度、寄附を受けた自治体数は533団体でございまして、前年度比1.8倍、平成28年度からの累計は641団体と、企業版ふるさと納税の寄附実績は大きく増加しております。

また、身近な隣接市の寄附実績でいうと、坂井市では本年度までにみくに龍翔館の整備に500万円、学生応援プロジェクトに10万円の寄附を受けています。

市長は、坂井市のことをあわら市の3倍パワーがあるという言い方をしますけれども、3倍強い坂井市でも企業からの寄附を募る努力をしておるのです。また、加賀市においても、本年度、5月に観光コンテンツ開発にと3,000万円の寄附を受け、北陸新幹線の開業に備えております。

このように、全国の多くの自治体が制度を活用しているという状況ですが、あわら市も他の自治体に後塵を拝することなく、もっとスピード感を持って取り組む考えはありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 昨年度、市民協働課をつくって、ふるさと納税について一生懸命やっています。

私の指示が悪かったのかも分かりませんが、まずは通常のふるさと納税について力を入れるように指示しておりました。

コロナ禍において、企業回りというのは至ってできません。そうした中において、我々はそちらに集中していたということで、ふるさと納税に係る業務について怠っていたとは思っておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 今定例会に提出されております令和2年度の決算議案について、主要施策の成果報告が併せて提出されております。この成果報告につきましては、

任意のものでなく、地方自治法の規定により議会に提出しなければならない重要なものであります。

あわら市が令和2年度にスタートさせた企業版ふるさと納税制度は、財政難に苦勞するあわら市にとって企業からの寄附に期待するところは大きく、重要で大きな事業であると考えます。担当職員が努力し、地域再生計画を策定して内閣府の認定を受け、受皿整備をしたこと自体が一つの大きな成果であるというふうに考えます。

たとえ令和2年度における企業からの寄附額がゼロであったとしても、成果報告書には企業版ふるさと納税の項目を設けて、その旨や今後の方針を明記すべきであると考えますが、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長(西川佳男君) 議員ご指摘のとおり、今回、予算決算としては数字はゼロでございますが、事務の成果、事務の実施があるものについては、今後記述させていただきたいと思っております。

また、今回の議会においてもその状況を、書面はもう修正できませんので、口頭なりでご報告させていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) それでは、成果報告の追加資料として、決算審査資料の提出期限である今月17日までに、他の資料と併せて提出していただけますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長(西川佳男君) 用意させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 認定を受けたあわら市の計画を見ますと、大きく四つの寄附活用事業が示され、令和6年までの5年間で8億5,000万円という寄附の目安が設定をされております。

この制度については、令和2年度において大きな制度の見直し、充実が図られ、興味深い点では、企業からの人材派遣の人件費を寄附金とみなすこともでき、自治体では専門的な知見を有する人材の確保が人件費の自治体負担なく行えるということになりました。

このことから、この制度を活用する自治体は令和2年度に大きく増加しており、本年7月時点では市町村数で1,148と、全体の68%にも達しており、あわら市もそのうちの一つの自治体であります。

また、現在では企業から寄附を受けたい自治体を公募するという取組もございません。

以上の本制度の充実や企業からのアプローチもあるという状況を踏まえ、あわら

市としてもこの制度を大いに活用し地域活性化に努力すべきであると考えますが、残り3年半の期間で具体的に企業からの寄附を受けて取り組むんだという事業の絞り込みや、事業実現のための企業への働きかけの計画等の体制整備はどうなっていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、西川佳男君。

○創造戦略部長(西川佳男君) あわら市の企業から寄附を受けて取り組む事業としては、議員おっしゃられました四つ、あわら市における安定した雇用を創出する事業、多様なつながりを築き、あわら市への新しいひとの流れをつくる事業、結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業、そして、ひとが集い、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業としております。

これらを幅広くやっておりますので、企業へのアプローチとしましては、現時点では事業の絞り込みを考えておりません。ただ、今後いろいろ研究していく中では、絞り込みが有効となれば策は講じていきたいと考えております。

企業への働きかけにつきましては、各県人会や関西あわら会など、市内に工場を立地する企業や本市にゆかりの深い企業に対して、今後、積極的にアプローチしていきたいと考えております。さらには、必要に応じまして市長によるトップセールスも行うことと考えております。

議員各位におかれましても、本市に関係が深い企業をご紹介いただくなど、事業の推進にお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 具体的な事業の特定が困難な場合は、標準財政規模の10%を上限に目安にすることができ、あわら市はその上限額を目安にしたということは理解できました。その8億5,000万円を上限の目安に、残り3年半で企業からの寄附を得るということは至難の業であり、万全の体制を整える必要があると考えます。

しかしながら、追い風としては、最近の日本企業におきましてもCSRという社会貢献活動が盛んになってきています。企業の価値観として、収益を追求するだけでなく、環境保護やボランティア、寄附活動などの社会貢献をどれだけ行っているかという企業の社会的責任が問われる時代となっております。

CSR活動の筆頭は環境保護ですが、最近では文化支援、人権保護、女性活躍、貧困、疾病などにも広がりを見せております。あわら市においても、企業がこういったテーマに社会貢献したいと考えているかも踏まえ、あわら市の寄附活用事業を設定することだと考えます。

また、この事業の成功の鍵は、市長のトップセールスも重要ですが、市の執行機関や議員はもとより、市民、市民でなくても市出身者であるあわら市に縁のある方、また関係人口と言われるあわら市を応援してくれる方など多くの方が、あわら市は企業からの寄附をもらってこんな事業を実施し、市の活性化を図りたいんだとの共

通の認識を持ち、全員がセールスマンとなって企業に寄附の働きかけをすることがポイントとなると考えます。

市民やあわら市に縁のある人で、市外の企業経営に携わっている人も多くいると思いますし、多くの人々の口コミからどういった縁で寄附が実現されるか分かりません。残り3年半、最後の年度となる令和6年度は、あわら市にとって北陸新幹線の芦原温泉駅開業、また、あわら市合併20周年、あわら温泉開湯140周年、日本最大の観光キャンペーンである北陸デスティネーションキャンペーンなど、今後のあわら市の運命を左右すると言っても過言でない大切な時期を迎えます。

内閣府からの大切な認定書を書庫にしまっておかず、企業版ふるさと納税を大いに活用してあわら市の活性化を図り、少子高齢化の中でも持続可能なまちづくりの実現に向け、私も一議員として、一市民として努力したいと考えますが、市長はどのように考えますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 今言っています8億5,000万円ということですがけれども、議員ご指摘のとおり、これは目標額を記載したわけではございません。法の規定によりまして、先ほど言った財政標準額10%相当額以内を用いることが可能ということで、平成30年度あわら市の標準財政規模である85億9,040万8,000円を基に内閣府と事前に相談をし、受領することができる寄附額の上限となる目安を8億5,000万円としたということでございます。したがって、寄附の金額の目標額として記載のある8億5,000万円は寄附額の上限額であり、目標額としての記載したものではありません。

だからといってどういうわけじゃないんですけれども、今8億5,000万円が目標みたいになっているから、どうのこうのというような責めのされ方は、市民にとってちょっと誤解があるので、そこはそういう数字だということだけは申し上げておきます。

その上で、今コロナ禍において、先ほど部長が言いましたように、動きようにも動けないわけです。これは観光誘客についてもそうです。県外に行けないんです。企業回りできないんです。そういう状況の中で実際にできてこなかったということについてもご理解をいただきたいと思えます。

なお、一般の普通のふるさと納税につきまして、今とにかく坂井市に追いつけ追い越せという中で、坂井市とも連携しながら一生懸命やっております。そうした中で、限られた人員の中で、企業版のふるさと納税について力が及んでいないということについては、私も反省をいたします。

今後、体制を整える中で、コロナが収束した暁には、いろんな形でこの金額についても頂けるように頑張りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） 私も8億5,000万円にこだわっているわけではございませんけれども、みんなで力を合わせてやっていきたいと思いますということを申し上げただけでございます。

続きまして二つ目の質問事項、芦原温泉上水道財産区水道事業について質問を進めさせていただきます。

ご案内のとおり、芦原温泉上水道財産区は地方自治法によって認められた法人格を持つ特別地方公共団体でございます。温泉地区で水道事業を営む財産区としては全国で唯一無二の存在であります。

その始まりは、明治16年に温泉が発見された翌年の明治17年に、温泉区民が竹管を導入管とした共同の井戸による簡易水道を創設したことが起源でございます。その後、今日に至るまで、財産区民の生活や、商売の源である水の供給に尽力し続けると同時に、福井県ナンバーワンのあわら温泉の発展を水の面から支えてきたことは、まさに先人から受け継いできた努力のたまものであり、財産区民のプライドでございます。

現在では人口減少等の状況を背景に、財産区の給水人口は約2,800人、年間給水量も約100万トン、令和2年度はコロナの影響もあり85万トンまで減少してしまいましたが、管理者においては、おいしい水を安心・安全に供給し続け、あわら温泉を支えているプライドと責任を持ち続けて財産区の経営に取り組んでいるものと考えますが、平成30年度から3年連続の赤字決算や、今年4月からの水道料金の値上げに踏み切ったこと、また近年、市の上水道との統合までささやかれる状況下において、どのような決意、信念を持って今後の財産区の経営のかじ取りをしようと考えておりますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者（高橋啓一君） ご質問の芦原温泉上水道財産区水道事業の運営について、どのような決意、信念を持って今後の財産区経営のかじ取りをしようと考えているかのご質問にお答えします。

まず、ご質問の中の財産区の歴史説明は議員ご認識のとおりでございますが、財産区設立までの経緯について改めてご説明させていただきます。

明治16年に温泉が発見され、翌17年には温泉区民により竹管による簡易水道を建設したのが始まりとなっております。明治30年に北陸線が開通し、同43年にその支線である三国線が開通したことにより、入浴客も飛躍的に増加し、水需要が増えたことから、大正9年に県内で初めて上水道布設が認可され、同15年に給水を開始しております。

この事業の建設費用は、温泉3区、いわゆる財産区民の借入れによって賄われ、創設費の償還及び維持管理の費用も賄われ、現在に至っております。

こうした経緯があり、昭和30年の芦原町と北潟・本荘村の合併の際、温泉区民の水道としてその権利が損なわれることがないよう、芦原町議会の議決及び福井地

裁の判決により施設の所有権を確立し、同年8月に温泉区民の財産として、地方自治法による財産区を設置しております。

また、昭和43年には地方公営企業の適用を受け、平成16年のあわら市合併の際にも、同法に基づき財産区として存続し、今日まで独立採算制の原則の下、独自の運営がされているものでございます。

平成27年に北陸新幹線金沢開業の効果もあり122万トンまで回復した年間給水量も、年間給水量の6割弱を占める旅館営業用等の給水を抱える当財産区においての温泉旅館数の減少、居住人口の減少、節水器具の発達、それからまた近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の負の影響により、令和2年度には85万トンにまで落ち込んでいる状況でございます。

以上のような状況に加え、あわら市から分水されている県水受水量は1日2,850トン、年間104万トン余りとなっており、必要水量とは別に県水受水の負担が大きいのが現状でございます。

このような諸事情はございますが、平成30年度から3年続けての赤字については、私が管理者に就任してからのものであり、責任を痛感しております。

また、あわら市の上水道との統合については全く考えておりませんが、大正時代から守り抜いてきた財産区の豊富で良質な地下水、これは現在、牛山区のご協力により地下水をくみ上げておりますが、財産区民はもとより、あわら市民の水道であるとも考えております。

あわら市には当財産区のような水道があることにより、近年頻発する自然災害等から、市と財産区の二重の体制で取り組むことができる強みでもあると考えております。安全で安心のできる上水の供給をすること、また経営についても、健全な安定した経営状態にすることが使命と考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 高橋管理者、本会議での初答弁、お疲れさまでした。

厳しい経営環境においても、財産区のプライドと責任感あふれる答弁内容を聞いて、財産区民マインドを持つ私としても安心しました。

さて、3年連続の赤字決算となることについては、今ほどの答弁でも管理者として責任を痛感しているということでしたが、令和2年度においては、市へ支払う県水受水費を2,000万円減額してもらっても赤字決算となりました。これは、新型コロナウイルス感染症による大口需要者の水道利用減が大きな原因であるものと考えますが、結果的に3年連続の赤字決算となったことについて、再度、管理者の所感を伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(高橋啓一君) 結果的に3年連続の赤字になったことについては、前問でもお答えしておりますが、所感はあるかのご質問に

ついてお答えを申し上げます。

先ほども申しあげましたように、平成30年度から3年続けて赤字となったことにつきましては責任を痛感しておりますが、要因としては、平成27年に122万トンまで回復した年間給水量も徐々に減少し、近年においては、全国的に頻発する台風や豪雨等の自然災害による観光人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は85万トンにまで激減している状況でございます。

水道料金収入によってのみ運営されている事業といたしましては、独自の努力では解決のできない面があり、厳しい経営状況であるということをぜひご理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 事業内容が水道事業に限られている中、独自の努力にも限界があり、厳しい経営環境であることは十分理解できます。

次に、1回目の答弁で独立採算制の原則の下、独自の運営をしているとの答弁がありましたが、確認になりますが、財産区はこれまで独立採算を堅持し、旧芦原町やあわら市からの赤字補填は一切受けていないと承知しているが、それで正しいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(高橋啓一君) あわら市からの赤字補填、あわら市イコール旧芦原町でございますが、赤字補填は受けていないかのご質問にお答えします。

旧芦原町、あわら市からの赤字補填は一切受けておりません。

ただ、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国及び県から緊急事態宣言が発出され、あわら市においても旅館や民宿、飲食業関係事業者に対し休業が要請されたことから、これにより激減した給水量の減免措置として、財産区があわら市に支払う県水受水費、年間7,437万円のうち、影響のあった営業用の使用水量分を前年度と比較し、2,000万円を軽減していただいたということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 合併後の平成18年、19年また平成22年、23年も収支が赤字となり、料金値上げにより、独自に自力で、市の赤字補填なしで経営を立て直してきたことについても財産区民のプライドの一つであると私は考えますが、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(高橋啓一君) すみません、もう一度質問を

お願いできませんか。ちょっと聞き取りにくかったもんで。

○3番（島田俊哉君） 時間がカウントされてしまう。ノーカウントでいいですか。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者（高橋啓一君） 要点だけちょっと言ってもらえますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） 合併後の平成18年と19年、また平成22年と23年も収支が赤字となりましたよね。それで、そのときはその翌年に料金の値上げをしました。ということで、独自に自力で、市からの赤字補填なしで、料金の値上げで経営を立て直したということですが、それも財産区民のプライドであると私は考えますが、どう思っているのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者（高橋啓一君） これは私個人的な話になりますが、水道料金の値上げも区民の方にお願いをいたしまして負担をかけております。それ以外に、財産区というのは独立採算制の中で、余剰金は2億円ありましたので、その取崩しとか、そういうふうなものでしのいできたというのが現実でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） 財産区の経営において、区域内人口の減少や節水型給水器具の普及、さらには令和2年度のコロナによります水道使用の落ち込みなどに苦慮しているということですが、それ以外で経営上の懸案事項はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者（高橋啓一君） 給水量の落ち込み以外に経営上の懸案事項はあるかとのご質問でございます。

一番大事なことでございますが、当財産区においては給水区域も限られており、例年の歳出費用についてもおおよそ1億5,000万円程度の支出となっております。費用につきましては、歳出努力の効果にも限界があり、固定経費の約50%程度を占める県水受水費の負担が経営上の最大の懸念でございます。

ご承知のように、財産区の県水負担はあわら市からの分水となっており、昭和47年時の芦原町の居住人口比率で33.3%、1日2,850トンの負担をしており、龍ヶ鼻ダムの計画から約50年、完全供給開始の平成7年からでも26年、あわら市となってから17年を経過しておりますが、この負担率は全く変わっておらず、経営上大きな負担となっております。

佐々木市長になられて、初めて財産区というものの中で平成30年12月に財産区調査委員会を立ち上げていただきました。現在まで4回の会議を行ってまいりま

した。途中、市のほうの料金改定の改定委員会や新型コロナウイルス感染症対策等で1年以上会議が開かれない状況でしたが、その間にも、あわら市としては、県に要望書を提出し精力的に活動していただいておりますが、現在に至るまで見直し、改善等の回答はいただいております。

財産区は県に対して、直接水量の見直しを要望することはできません。あくまでもあわら市と交渉することになりますが、あわら市も現在1日6,000トン強の余剰水量を受け入れており、言い換えれば、あわら市と財産区は、県水に関しては運命共同体であり、県水受水量が希望水量に変更となれば、様々な問題が解決されると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 県水受水費の負担が経営上最大の懸念であるということで、昭和47年当時の居住人口比率33.3%の負担が今でも続いていると。

これにつきましては、昭和53年に当時の芦原町と財産区において締結した、県水受水量についての確認書についての話のことですよね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(高橋啓一君) 今ほど申し上げましたように、財産区調査委員会を立ち上げていただきまして、確認書の内容についての検討をしている途中でございます。

希望としましては、改善していただきたいという希望はございますが、今、話合いの途中でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 確認書に記載されている財産区の県水受水量は、居住人口割で受け入れるとなっていることについて、財産区の主張は、居住人口割ということは読んで字のごとくであり、現在では財産区域の居住人口は旧芦原町内で計算しても25%にも満たず、ましてや、あわら市全体で計算すると10%程度であり、そのような中でも、現在でも33.3%の負担を強いられていることについて、確認書に記載されている居住人口割を主張して、そのとおりに是正をしてほしいと、市との間で3年前から協議を重ねているんだという理解で正しいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(高橋啓一君) おっしゃるとおりでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) しかしながら、これまでも、例えば実際に県水の受水がスタート

した昭和63年や合併した平成16年時におきましても、そのときの居住人口割で計算すると既に33.3%を下回っていたと思いますが、毎年でなくても、節目節目で現在要望しているような見直しの要望をしてきたことはございますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(高橋啓一君) ちょっと詳しい資料がございませんが、最近の一番新しい資料としましては、平成24年4月に、財産区の料金改定をするに当たり、検討委員会から大きな負担となっている県水受水費を改善するべきではないかとの意見があり、同年2月、前市長でございますが、橋本市長に同年2月に財産区管理会として、当時、口頭で受水量の見直しを要望してございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 今回、以前にも平成24年に同様の市への要望をしてきた経緯があることは分かりましたけれども、そのときの市からの回答はどんなものでしたか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(高橋啓一君) これについての正式な回答はございませんでした。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 財産区の主張が正しいとすると、昭和63年の県水受水がスタートしてから令和元年までの市への負担額の差額、分かりやすく言うと、財産区側からいうと、過払い額というのは幾らになるかという考えはありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(高橋啓一君) 非常に難しいご質問でございますが、過去においては当時の財産区関係者が判断し支払いを行っているから、過剰負担であると言い切ることはできませんが、そういった意味も含めまして、先ほど申し上げました確認書、その他の財産区に対するいろいろなことについて、今後、早急に市と協議ができればと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 管理者の答弁の最後に、市と財産区は、県水に関しては運命共同体であり、県水受水量が希望水量になれば様々な問題が解消されるとの発言がありましたが、この希望水量という意味は、使用した分に応じてその額を負担する受益者負担制度を意味しておりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者、高橋啓一君。

○芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(高橋啓一君) そのとおりでございます。引水量については、財産区の将来の見通しを立てた上で市と協議を行い、先ほど申しましたように、改めて確認書の見直しをしていただきたいというのが私の気持ちでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 県が県水受水費について受益者負担制度に変更してくれたとしたら、財産区は全く県水を使用していないので、基本的に県水受水の負担額はゼロになるということですね。

さて、ここからは市長に質問します。

財産区は3年前から、昭和53年に当時の芦原町と財産区が締結した確認書に記載されている居住人口割という文言に従い、県水受水費の財産区の負担割合の見直しを求められ、これまで4度にわたり市と財産区の協議が重ねられてきましたが、両者の合意には至っていないと承知しております。

市長においては、財産区からの要望に応じて財産区の負担割合を見直す、また、3年を費やしても合意が得られないということは、40年以上も前に締結された確認書をベースには見直しが困難であるのではと私は考えますが、そうであれば、未来志向で市と財産区が新しい確認書を締結するなどの何らかの決着を図る考えはありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 今ほどきめ細かな質問を管理者にされました。管理者側というんでしょうかね、財産区としてそういうような考え方があるということですが、これは相手があることございまして、市の考え方もありますので、大変申し訳ございませんが、答弁について、これまでの経緯もありますので、細かい説明となりますけれどもよろしくお願いたします。

あわら市には、市が水道を供給する水道と芦原温泉上水道財産区が水道を供給する水道の二つがございます。後者は芦原温泉街を中心に、温泉3区、牛山の全部、堀江十楽、田中々、二面、舟津、芦鶴の一部に水道を供給し、それ以外を市が水道を供給しています。

一方、この市の水道といいますのは、ほぼその全てを県が運営する坂井地区水道用水供給事業から受水をしています。芦原温泉上水道財産区の水道は、当財産区が保有する井戸水で全て賄っています。そういう違いがあります。

県からの受水ということでございますが、昭和47年に龍ヶ鼻ダムの建設に併せまして、県営による水道用水供給事業の設立を、当時、県に要望いたしております。

昭和48年に認可を受け、その認可に当たり、当時、坂井郡6町に責任引受水量というものが決定しております。

県から受け入れる責任引受水量は、昭和47年に当時の6町において合意したもので、1日当たり旧芦原町が8,556 m^3 、旧金津町が7,626 m^3 でした。これはその当時、人口が増える、観光客が増えるという中で、このような責任引受水量となったと思われます。

旧芦原町の責任引受水量には、芦原温泉上水道財産区の引受水量分が含まれており、この量について昭和53年に両者が協議を行い、確認書を締結し、決定しています。この確認書では、旧芦原町の受水量（責任引受水量）の8,556 m^3 のうち、財産区水道事業の受水量（責任引受水量）は、居住人口割で受け入れるとだけ定めてあり、水量についての定めがありませんでした。

県から受水が開始されるのが10年後の昭和63年だったことから、当時の記録が残ってなく定かではありませんが、財産区において協議の上、8,556 m^3 の33.3%である2,850 m^3 を引き受けることが決定し、県から満量を受けることになった平成7年度以降、2,850 m^3 分の県水受水費を負担していただいております。

なお、昭和63年の財産区の居住人口比率は27.9%に下がっておりました。確認書に記載がある居住人口割どおりに遂行されていれば、毎年または何年かスパンで見直しされたり、県から受水を開始した昭和63年や、旧芦原町と旧金津町と合併した平成16年など、区切りの際には見直しされていたのではないかと思います。

これまで見直しされることなく財産区が2,850 m^3 を引き受けてきたことは、両者の間で何らかの了承がされていたものであると私は認識しておりました。しかし、人口減少や節水器具の普及、そして、リーマンショックによる景気低迷期における旅館等の減少などもありまして、財産区においても給水収益が年々減少しており、平成30年度の財産区水道事業会計の当初予算を見ても赤字が見込まれていました。

財産区も市の水道と同じ、市民や市内事業者、観光客への水道を供給している重要な水道事業者であることから、この状況は安全・安心な水道水の供給に何らかの影響が危惧される中、確認書に記載されている居住人口割ではなく定量で負担している要因、財産区の経営状況等をきめ細かく協議するために、平成30年12月に財産区調査委員会を立ち上げ、これまで4回にわたり会議を開催してきております。

県水受水費が給水収益の約半分を消化してしまうことを考えると、現状の財産区の責任水量は大きな負担であり、経営上問題の一因であることは理解しています。

市の水道事業においても同様な状況であり、一般会計から令和2年度決算で1億607万4,000円を補助し、料金を改定した令和3年度予算においても9,470万円の補助を予定しており、一般会計からの補助金なしでは本市の水道事業も経営が立ち行かない状況にあります。

このため、現時点での確認書の見直しにつきましては、本市の責任引受水量を県が何らかの見直しをしていただいた上で、財産区の引受水量についても見直しをし

ていくべきであると考えています。県への責任水量の見直しの要望については、昨年度に引き続き、今年度も最重要項目として知事に要望していくことになっております。

責任水量の見直し時期でございますが、令和5年には龍ヶ鼻ダムの建設に係る起債償還が終わることから、これを機に、県においてダムからの水道用の水量を引き下げ治水に割り当ててもらふことや、坂井市とあわら市における責任水量の割合を見直しすること、また、県の水道事業に係る経費を削減するため水道事業施設をダウンサイジングしてもらふことなど、いろいろな方法があるのではないかと考えており、県とは引き続き責任水量見直しのための協議をしっかりと行っていきたいと考えております。

人口減少や社会経済情勢の大きな変化の中、40年ほど前に決められた責任水量が未来永劫続くというのはあまりにも不合理であり、多くの使っていない責任水量分を負担しているということ自体、あわら市民にとって大きな負担となっていることは、杉本知事も理解されていると認識しております。

昨年の知事要望の際には、知事からは、何かいい方法がないか知恵を出し合いましょうと言っていたいております。ただし、責任水量の見直しは今すぐには難しい点があるということでしたが、要望の後日、令和3年度から県水単価を2円引き下げるという話をいただきました。

こうしたことを総合的に勘案し、現時点においては、今後、責任水量などについて県から前向きな回答が得られれば、それを機に財産区の引受水量について見直すべきかも含め、議員の皆様にご相談をさせていただき、確認書の再締結をしたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 市長の答弁の中では、確認書はこれまで両者間で了承されていたものと認識しているということと、あと、市全体の水道のことを考えると、県水の引受水量の見直しを県に要望することが優先事項ではないかということだったかなというふうに思います。

市長の言うところの県の回答が得られればということが今ちょっと気になったんですけども、どういう内容の回答が得られれば、財産区との見直しをすべきかどうか、次のステップに進むという判断でしょうか。

県としても、今答弁にございましたように、今年度から受水費を2円減額してくれたばかりでありまして、引き続き、直ちに県水の引受水量の見直しや、さらに責任水量から受益者負担制度に変更することは、県も令和5年度末まで龍ヶ鼻ダムの起債の償還も残っていることから、現実的には厳しいというふうに私は考えますが、あくまで県の回答なしには財産区の見直しには応じないと、市が望む内容での県の回答があるまでは、財産区との間では暫定的な見直しもないという考えだという理解でよろしいでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) さきの答弁でも言いましたように、財産区も市民に対する給水責任というのを負っていますから、財産区の経営が立ち行かなくなり、事業ができなくなるということは、それは許せる話ではございません。大きなライフラインを担ってもらっているわけですから。

これは、今後コロナ禍が収束し、観光客が増えて旅館の水量が増えるとか、そういう要因がある中で、安易にいつ直すということは言えませんが、今回のコロナ禍でもありましたように、何かあれば、それはあわら市として、財産区はあんたのところで独立採算でやってんだから、勝手にやれなんていうことは言うつもりもありません。ですから、県のことがなければ見直しをしないと言っているわけじゃなくて、現時点では県の見直しをするということをやらずには頑張ると。

今回の水道料金の値上げのときも、僕は議会のほうから、まず市長、そんな簡単に水道料金を上げるなど、県からの責任水量の見直しとか、水道単価を少しでも勝ち取ってこいということを強く言われる中で動いたわけです。今回もこのことについてはさっき運命共同体と言いましたけれども、僕は財産区、そしてそれ以外の水道も含めて値下げをしていくということについては責任がありますから、もちろんそれをやって、それをやる時期がうまくいかないかも分かりません。そうしたときは、それはそれでまた財産区としっかりと協議させていただきます。そのことについては、当然、議会のご理解とかご協力も要ることはもちろんのことでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 市長の答弁を聞きまして、県の回答に絶対こだわるものでないと。それまでに財産区が経営できないということがあれば、令和2年度に実施してきたように、地方創生臨時交付金、コロナ交付金を2,000万円全額充当して、財産区の県水受水費を減額してあげたこともありますので、そのようなことも考えられるという内容であったと思います。

財産区も、今年値上げをしましたけれども、令和3年、4年、5年と厳しい経営が続くと思います。ぜひ、運命共同体という言葉がありましたけれども、その言葉のとおり、財産区へも十分目配りをして、財産区民を含めた市民が安心して安全な水道の供給を受けられるようにしてあげていただきたいと思います。

市長、いかが思いますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 議員おっしゃるとおりでございますので、そのように実行します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） 一般質問は、最後は執行部の答弁で終わるというふうな決まりになっておりますので、最後にくどいようですが市長の答弁をいただきました。

以上をもちまして、私の一般質問を時間内に終了いたします。

○議長（山田重喜君） 暫時休憩いたします。なお、再開は13時10分といたします。
(午後0時09分)

○議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

◇山川知一郎君

○議長（山田重喜君） 続きまして、通告順に従い、14番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 14番、日本共産党の山川知一郎でございます。

市政に関わる2点について質問をいたします。

まず一つは、平和行政の推進についてでございます。

皆さんご承知と思いますが、1945年8月6日と9日に人類史上初の原爆が広島、長崎に投下され、21万人以上が犠牲となり、今なお多くの被爆者が放射能の影響で苦しんでおります。

「核兵器をなくせ」「広島、長崎を繰り返すな」は多くの国民の声であり、2017年には国連で核兵器禁止条約が成立いたしました。この条約は、核兵器の製造、使用だけでなく、研究開発等も含めて全てを禁止する画期的なものであります。

今年の1月にはこの条約を批准した国が50か国以上となり発効しましたが、核兵器保有国と「核の傘でこそ平和が守られる」とする日本など幾つかの国は、この条約に参加しておりません。

世論調査でも、この条約に参加するよう求める声は過半数を超えており、政府に条約への参加を強く求めていかなければならないと思いますし、そのためには世論をもっと喚起することも必要です。

あわら市も、既に平成23年4月には議会で満場一致で非核平和都市宣言をしておりますし、毎年の核兵器廃絶を求める国民平和大行進には、歴代の市長や議長なども賛同してこられました。核兵器廃絶については誰も異議ないものと思いますが、この声をさらに大きくするために、市として平和行政を積極的に進めるべきだと考えます。

福井市は「非核平和都市宣言のまち」という石碑を市役所敷地内に設置しておりますし、坂井市は市が原爆写真パネルを購入し、平成20年より毎年、市が主催して原爆パネル展を開催しております。

あわら市としても、非核平和都市宣言を市庁舎などに表示するとともに、原爆パ

ネル展などを開催し、市民に積極的に非核、平和を訴えるべきだと思いましたが、いかがでしょうか。市長の考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 非核平和都市宣言を庁舎などに表示するとともに、原爆パネル展を開催するなどして核兵器廃絶と平和の大切さを市民にアピールしてはどうかとのご質問にお答えします。

私たち日本人は世界唯一の被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさと平和の尊さ、健康な日々を送ることのできる喜びを全世界に訴えるとともに、多くの貴い犠牲の上に引き継いだ、かけがえのない平和のバトンを守り、次の世代にしっかりと引き渡していかなければならない重大な責務があります。

あわら市では、今、議員おっしゃったとおり、平成23年4月に平和首長会議に加盟しております。また、議会として、同年6月の議会定例会において非核平和都市宣言が決議されております。

平和首長会議は、原子爆弾による悲劇が二度と繰り返されてはならないとの信念の下、都市の連帯を通して核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島、長崎の両市が中心となって設立されました。

活動内容は、加盟都市相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としており、平和行政に対し、より認識が深まってきていると考えております。

このほか、戦没者の追悼と援護事務といたしまして、さきの大戦における戦没者や一般戦災死没者などを追悼するため、戦没者の遺族や市民が行う活動を支援しております。また、あわら市戦没者追悼式を毎年開催しており、私も出席し、恒久平和への願いを新たにしております。

終戦から76年が経過し、戦争を知らない世代が増え、戦争を体験した方々の高齢化が進んでおります。平和への認識を新たに、戦争の惨禍の記憶、被爆国としての原爆の記憶を風化させることなく、次世代に継承していくことが非常に重要であると考えております。

ご提案いただきました非核平和都市宣言の庁舎への掲示や原爆パネル展につきましては、今後、実施に向け検討させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 今後、実施に向けて検討していきたいということで、ぜひ実現をしていただきたいと思いますが、県内でも、敦賀だけちょっと違いますが、敦賀市は平和都市宣言、ほかの市は全部、非核平和都市宣言というのをしております。

しかし、そういうことを決議していても、宣言を市民にきちっと周知しているところ、私の知っている限りではほとんどないのではないかなというふうに

思います。そういう点で、せっかく議会として決議をしたわけでございますから、例えばこの市役所の玄関を入ったところにそういうものを展示しておくとか、ぜひそういう宣言をしているんだ、非核平和を願っているんだということを市民にアピールするように、何か具体的にしていきたいなど。

福井市みたいに石碑を造るっていうと、ちょっと半端な金ではできないと思いますので、そこまではともかくとして、玄関にそういう宣言をしているんだとか、宣言文そのものを掲示しておくとか、そういうことでぜひ市民にアピールをしていただきたいというふうに思いますし、昨年、核兵器禁止条約に日本政府も参加すべきという請願を議会に出しまして、残念ながら議会では否決をされてしまいましたが、市長にも核兵器禁止条約に日本政府が参加すべきという署名をお願いしましたが、市長もちょっと議会との関係もあってということで今はされておりませんが、県内の市町の中には、議会は反対しても首長としては賛成やということで署名していただいているところもありますので、お隣の坂井市もそうですが、ぜひ市長にはできれば署名をしていただきたいというふうに思っております。

ちょっとお尋ねしたいのは、平和首長会議にも長いこと加盟されておりますが、具体的にどんなことをやっているのか、市長はそれにどういうふうに関わっておられるのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) この会議には、ちょっと私、参加はしておりません。個人的には、もちろん広島の実爆ドームとか、いろいろ行っていますけれども。

署名の件は、議会と考えを一にしたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 歴代の市長も、議長もそうですが、毎年私どもは国連に向けて核兵器を廃絶してほしいという署名運動も何回もやってまいりました。今まではずっと、市長も議長も毎年大体署名していただいていたんですけども、昨年、日本政府がこれに参加すべきだという署名については、今、市長も議会と同じでということでちょっと消極的な態度なんですけど、その点は非常に残念に思いますが。

あと、今後、実施に向けて検討したいということなんですけれども、例えば原爆写真パネルを購入するとか、何か具体的に考えていることはありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) せんだってハスの実のあそこでやられていましたよね。あそこもお借りしてやったと聞いています。やり方についてはちょっと考えますけれども、やればいいと思いますし、僕も原爆、広島で見ますけど、ああいうようなのを見るとやっぱり悲惨さというの間近に感じますし、いいことだと思いますので、やり方を今後どうするか。買わなくても借りることができるなら借りればいいのかと思う

し、考えさせてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 写真パネルは買っても3万円か5万円ぐらいのものでございますので、借りるなどと言わず、ぜひ市として、できれば2組ぐらい買ってあちこちでやるというぐらい、ぜひお願いをしたいなと思いますけど。非核平和都市宣言を掲示するっていうのも、そんな大して金のかかることではありませんので、ぜひ今後、できるだけ早く具体化していただきたいというふうに思います。

今この議場におられる同僚の議員でも被爆二世という方もおられますし、原爆の悲惨さを感じている市民はあわら市にも何人もおられますので、76年たってもまだ核兵器廃絶の見通しがつかないと。それどころか、むしろ最近では軍事的な、日本を取り巻く環境は非常に厳しくなっているというふうに聞いておりますので、何としても核兵器禁止条約に日本政府が一日も早く参加するようということ、市としても積極的にアピールする、そして非核平和を実現するというところで頑張っていたきたいというふうに思います。改めて、市長にその点の決意をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 非核平和都市宣言の庁舎の掲示については、もう指示してございますので。パネル展示も来年になるか分かりませんが、確かに購入して、公民館祭りとか云々で回すとか、やり方、活用の仕方によって購入してもよろしいかと思っておりますので、検討させてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) ぜひ実現していただきますように強くお願いをしておきたいと思っております。

それでは、二つ目の問題に入ります。

国民健康保険税についてでございますが、私は大体、選挙のたびに市民アンケートを行っておりますが、いつも、とにかく国保は高過ぎると、何とかもう少し下がらんかというのが多数の市民の声であります。

そこで、今までにも何回かこの問題を取り上げておりますけれども、改めて現状について伺いたいと思っております。

国保加入世帯数と被保険者数、滞納世帯数と滞納総額、短期保険証と資格証明書の発行数、それから国保基金残高が幾らあるか。また、あわら市の国保税は県内自治体の中でも高いほうだと思いますけれども、高いほうから数えて何番目ぐらいになっているか。

それから、前回質問したときに、国保税は所得割と資産割と均等割と平等割と、四つの基準で算定しておりますけれども、資産割はもう既に全国的にはかなりの自

治体で廃止をされておりますし、県内でももう既に廃止しているところもあります。資産は持っていますが、そのことによって何か収入が得られるというのはほとんどないと思うんですね。不動産とか、そういうことをやっていけば別ですけども、そういう点では、資産割は早急に廃止すべきだというふうに思いますし、それからもう一つは、少子化時代で子育て支援が求められているときに、均等割というのは被保険者の頭数に応じて増えるわけですね。赤ん坊であっても均等割の対象になると。

均等割の対象から子どもは除くというふうにして、子どもをたくさん産んでも保険料は上がらないというふうにするのが、子育て支援という点でも大変いいと思うんですが、そこら辺についてのお考えも伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、堀江好美君。

○市民生活部長(堀江好美君) 1点目の国民健康保険の現状はどうなっているかのご質問にお答えします。

国保の県単位化という国民健康保険制度の改正が行われ、平成30年度から県は財政運営の責任主体としての役割を、一方、市町は資格管理や保険税の賦課徴収、保険給付、健康診査事業などを担っています。

まず、国民健康保険の加入世帯数と被保険者数についてお答えします。

本市の令和3年6月1日現在の国民健康保険加入世帯数は3,582世帯で、被保険者数は5,467人となっており、制度改正後の平成30年度と比較すると500人近く減少している状況です。また、世代別構成割合では65歳以上が56.7%を占めています。

次に、滞納世帯数と滞納総額についてお答えします。

令和2年度の国保税滞納額は、現年度分2,063万6,000円、滞納繰越分5,788万8,000円、総額7,852万4,000円となっており、平成30年度と比較すると807万6,000円減少しています。滞納世帯数も同様に、285世帯から232世帯へと減少しています。

次に、短期被保険者証や被保険者資格証明書の発行数についてお答えします。

払いたくても払えないなどの理由による納税相談があった場合に、分割納付を履行されている人には医療機関での負担割合が変わらない短期証を交付しています。平成30年度の194世帯から、令和2年度は162世帯へと減少しています。

また、資格証は、十分な負担能力があるにもかかわらず、納税の意思がない人に交付するものです。医療機関では一旦10割を負担することとなり、後日、本人から請求があった場合には療養費として7割を返還するものですが、その際、納税相談をした上で、税へ充当するなど滞納の解消に導いております。

資格証の交付は、平成30年度の29世帯から令和2年度は9世帯へと減少しています。

なお、納税の意思が示された際には、速やかに短期証あるいは通常の保険証に切

り替えるなど、適宜対応しております。

次に、国民健康保険基金残高についてお答えします。

国民健康保険基金につきましては、保険給付費の費用に不足を生じたときの財源に充てるために設置されており、令和2年度末の残高は4億8,442万5,000円となっています。

次に、2点目の高過ぎる国保税を引き下げるべきではないかのご質問についてお答えします。

本市の令和元年度の1人当たりの国民健康保険税は10万2,642円で、県内17市町中6番目の高さとなっています。一方、1人当たりの医療費は44万5,116円と県内5番目に高い水準となっています。これは県平均より2万6,969円高く、最も低い市町とは6万799円高くなっています。

なお、県は、標準的な算定方法により市町ごとの標準保険料率を算定していますが、県が算定する本市の保険料必要額は、さらに約2万円高い12万5,392円となっています。

これらのことにより、受益者負担の原則からすると、決して高過ぎるとは言えないと考えております。

保険料については、県では直ちに保険料水準の統一は行わないが、将来的には県内の保険料負担の平準化を目指すこととしております。県内どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となる保険料水準の統一化を福井県国民健康保険運営方針において明記しています。

今後は、保険料水準の統一に向け、段階的な取組の方向性や目標年次を含めたロードマップを、県と市町の協議の上、次期運営方針改定時である令和6年度までに検討することとなっています。

次に、資産割の廃止についてお答えいたします。

県の運営方針では、令和8年度までに資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式へ移行するとしています。

本市では令和元年度に、平成24年度以来となる税率改定を行っています。県の運営方針に基づき資産割の段階的な廃止に向け、必要額の総額を変えないことを前提に、医療給付分の資産割を29%から15%に変え、後期高齢者支援金分と介護納付金分の資産割を廃止しています。この分の補填として、所得割を全体で9.9%から11%に変更しています。

今後は、県が算定する保険料必要額の確保を前提に、令和8年度までに資産割を段階的に廃止し、急激な負担増となる世帯が出ないように、基金を活用しながら計画的に改定していきたいと考えています。

次に、均等割から子どもを除くことについてお答えします。

均等割は、地方税法で「受益者負担として人数に応じて負担する分」と定められており、その割合につきましては県の運営方針により示されています。

現在、県全体の保険料水準の統一化を図っていく過程にあることから、本市だけ

が均等割から子どもを除くことは適切ではないと考えております。

なお、低所得者に対しては、この均等割額と世帯単位に賦課する平等割額について、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置を講じているところです。これに加え、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年度以降、全ての世帯の未就学児に係る均等割額について、その5割を公費により軽減する制度改正が行われる予定となっています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) さらに幾つか伺いたいと思いますが、先ほど現状についての説明がありましたけれども、国保加入世帯1世帯平均の所得っていうのは幾らかということと、先ほど1人当たり10万幾らっていう保険料ですが、1世帯の平均保険料は幾らかということ、それから国保加入世帯で所得ゼロという世帯はどれだけあるかということについて伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、堀江好美君。

○市民生活部長(堀江好美君) ただいまご質問のありました1世帯当たりの平均所得は、令和2年度で90万534円であります。

1世帯当たりの医療費につきましては、資料を持っておりません。

所得なしの世帯は、加入世帯数のうち、令和2年度で780世帯、21.7%となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 1世帯平均所得が90万円ちょっと、これで間違いないんですね。そして、そのうち所得ゼロの世帯が780世帯。1世帯平均の保険料は15万円ぐらいでないかと思いますが、90万円しか所得のないうち、国保の保険料だけで十五、六万円払わないかんというのが実態なんですね。しかも、780の世帯は所得ゼロと。それでも保険料は払わないかんということですから、いかに国保税が重過ぎるかということは、はっきりしているというふうに思います。

さらにちょっと伺いますが、軽減措置で7割、5割、2割というのがありますが、これはどれだけの世帯に適用になっているんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、堀江好美君。

○市民生活部長(堀江好美君) 令和2年度の軽減世帯数を申し上げます。7割軽減世帯数が加入世帯のうち918世帯の25.3%、5割軽減世帯は加入世帯のうち621世帯の17.1%、2割軽減世帯数は449世帯の12.4%となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 軽減適用になっているのが、今言われたのを足すと50%ぐ

らいだと思えますけども、軽減措置が適用になるというのは、重過ぎるということ
でなるわけで、それが加入者の半分も適用になるということは、そもそもが重過ぎ
るということはこの面でも私は示しているというふうに思います。

どこから見ても国保税は高い、何とかしてほしいというのが大きな声なんですけ
れども、それでも払いたくても払えないということになると、まともな保険証がも
らえずに短期保険証とか資格証明書ということになるわけですが、短期保険証やら
資格証明書の人たちに対してどういうふうな対応をしているか。こういう世帯を訪
問して状況をつかんでいるのでしょうか。その点について伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、堀江好美君。

○市民生活部長(堀江好美君) 訪問をして状況を把握しているということは、私は今
のところ聞いてはいないんですけれども、来ていただいた上でお話をします。そして、
高校生以下の子どもさんをお持ちの世帯であれば、子どもについては短期の保険証、
6か月の保険証を出しているというふうに対応しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 隣、滋賀県のたしか草加市やったと思う。そこの市長さんは、
市長としてですね、一番市民に対応する基本は、税金とかいろんなものを滞納して
いる人に対して、直接訪問をして実情をしっかりとつかむ、そこから全て始まるとい
うふうに私は前にお聞きしたことがありますけども、短期保険証なり資格証明書を
交付している方については、市役所へ相談に来なさいと。来なければ、言ったら悪
いかもしらんけど、悪質な滞納者とみなしてですね、ただ機械的に短期証にする
とか、資格証明書にするとかというようなことが実際には行われている。実際、家庭
まで訪問をして、本当にどんな状況かというのをしっかりとつかむということが私は
絶対必要だと思うんですけれども、それはいろんな事情で、納税相談に来なさいと
言っても、仕事の都合とかいろんなことで来られない人もいるわけですね。そう
いう人たちに対して、こちらから出かけて行って、どういう状況ですかと、しっか
りつかむということが必要だと思いますが、そこら辺についてはいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、堀江好美君。

○市民生活部長(堀江好美君) 保険証を発行しております市民課のほうでは、直接伺
うことはしていないんだらうと思うんですけれども、税務課のほうで、収納のほう
で滞納といいますか遅れが発生したときに、徴収員さんが訪問してお話を聞いて
いる。そこで窓口に来ていただけないとか、そういうお話も聞いて対応をしている
ということもあると思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) ちょっと市長に伺いたいんですけど、こういう払いたくても

本当に払えないという人はたくさんいるんですね。所得ゼロ世帯が780世帯もある、それに対しても保険料は課税されるという、どう考えても国保税っていうのはむちゃくちゃ高過ぎるというふうに思うんですけども、そういう点では、滞納しているところには、市から出かけていってきちんと実情をつかむというのを基本にすべきだと思います。私は、国保が高い最大の原因は、国が負担を減らしているところにあると思います。国保ができた戦後間もなくの時期から比べれば、国庫負担率はどんどん下がる一方です。

全国知事会も、去年でしたか、おととしでしたか、国保会計は、地方、どこの自治体も大変になっているので、国が国保会計に1兆円出すべきだという提言をいたしましたけれども、国保について、私は国庫負担が少な過ぎるというふうに思いますけれども、そこについても市長のお考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) まず、事実誤認がありますので、その点1点申し上げますと、先ほど1世帯当たり90万円の所得と申し上げました、部長は。これは収入ではございません。例えば公的年金であれば公的年金控除がありますので、去年ちょっと税制改正されましたが、それまではたしか、65歳以上は110万円ほどの控除がありましたので、収入がゼロではないということはまず申し上げておきたいと思います。もちろん、営業所得、事業所得の方々は、必要経費を差し引いた手元に残る金額が幾らかというのが所得でございますので、それが90万円であればそれは大変なことになりますけど、その確認だけはまずさせていただきたいと思います。

それから、国庫の負担が少な過ぎるということでございますが、この点、私は以前、同じ議員のご質問にお答えいたしましたように、国保税の今いただいている総額は5億円台でございますが、ちょっと今仕組みが変わりましたけれども、当時、直営で市が行っていたときの国庫負担額は、たしか20億円を超えていたと思います。その比率は明らかに公的負担が多くなっております。

加えて、先ほど来の議論の中で、この保険制度とは何かと、受益者負担という言葉もありましたが、いわゆる共助のシステムであります。かかった医療費をその加入者が一定のルールの下に負担するというのが保険制度でありますので、最大の問題は、医療費を抑制することが結果的に保険料が下がるということもありますし、少々、国保の加入構成が高齢化したり、あるいは加入人数、世帯数も減っているところが大きな問題です。加えて、半数以上が軽減がかかっている、まさにそのとおりでございますが、これは全体的に所得が下がっておりますので、そのルールに基づいて2割、5割、7割の軽減を行っているということでございます。

議員ご指摘のように、保険税、県に財政主体が移ったとか、これは国のお考えの中で国保財政が非常に厳しいという認識はあるはずでございますので、こういった点も踏まえて、まずは県内における保険税の統一とか医療費の抑制に努める、あるいは国が抜本的に国保制度をどうするかと、こういった議論は必要かとは思いますが

が、現時点では国においても十分に——十分と言うと議員にまた指摘を受けまされども、一定の負担は行っているということでご認識いただきたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) あと、滞納者を見守っていくという話ですね、これは広域連合でも同じような質問が出ていまして、介護保険料を払えないところはやっぱり行くべきじゃないかと。広域連合が行くわけにはいかないですけど、それは構成市とまた相談するという話にさせてもらったんですけども、今後、そうしたことについてどうするかということについては、通常の見回り活動も含めて、どうあるべきかはちょっと検討させていただきたいと思ひます。

今はいろんな面において、コロナ禍でちょっと行っていないというのが現状でございますけれども、アフターコロナにおいて、そういう人がどんどん増えてきているということは事実でございますので、それは市全体で、この部署だけじゃなくて、全体でどうするかということを考える必要があると思ひますので、それはそういうことでご認識いただければと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 所得イコール収入ではないというのは、私はよく分かっておりますから、所得ゼロの780世帯が、収入がゼロではないということは分かっておりますけれども、しかし、それは、例えば年金控除があるとか、そういうことで所得には算入されないというのはありますけれども、それにしても所得ゼロっていったら収入が200万円も300万円もあることはまずないんですよ。せいぜい100万円か150万円ぐらい、控除があつて所得ゼロになるというのはあると思ひますけれども、それで、その中から保険料を払うというのは、そんな簡単なことではないというふうに思ひます。

それと、副市長から、何か国保は共助といいますか、お互い助け合いだというような。私はこれは違ふと。日本の国民健康保険制度は皆保険制度ということで、世界でも非常に優れた医療制度だと言われておりますけど、この考え方の基本は、憲法第25条の生存権、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があると。そして、国は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上、増進に努めなければならないという。だから、共助でなくて、やっぱり国が責任を持ってきちっとやるべきだというのが第25条の精神だと思ひます。絶対そこから出発をしなければ、共助だというようなことだと、結局、医療費がようけかかっているんやからしゃあないとか、そういう議論になってくるんで、そこはやっぱりちょっとおかしいんじゃないかというふうに思ひますが、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) ただいま憲法の生存権のことをおっしゃいましたけど、そ

れのための制度として生活保護制度というものがございます。これは公助でございます。先ほどあえて共助と申し上げましたけど、受益者負担金という話であれば、今の介護保険制度も制度上は共助という具合に位置づけられております。これは、それぞれの加入者の負担によって事業が成り立っているという意味での共助という意味で申し上げたところでございます。

したがいまして、ここは見解の違いでございますので、共助をもってしても生活が成り立たないとか保険が払えないという場合において、最後のセーフティーネットとして生活保護という制度があるわけでございますので、この点は、先ほどの実情をよく把握しながら収納に当たるべき、あるいは保険証を考えるべきということについては、当然において、例えば福祉部門と情報を共有するとか、そういったことによって市民の生活を守っていくということは当然であろうと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 国保がいかに高過ぎるかということ、また払いたくても払えない市民がいるということについては、ご理解いただけていると思います。

そして、あわら市は医療費が高い。何か医療費が高いのも市民の責任みたいに時々言われるんですけど。医者にかかり過ぎとかね。決してそうではない。かかりやすい医療機関が身近にあるということは、あわら市民にとっては大変いいことだというふうに思います。それで医者に行くから悪いんやみたいな、だから保険料が高くなっても仕方ないみたいなことも時々言われますけど、決してそうではないということで、とにかく具体的に県が保険料を統一するという、この間お聞きしましたら、まだこの先、議論はするけれども、そう簡単にはいかんと。10年から20年かかるでしょうっていうような県の担当者の話でした。

そんな悠長なことは言っておられんと思うんで、何としても早く統一した保険料にして、県内どこにいても、いつでも、誰でも安心して医療を受けられる体制をきちっとつくるという点で、頑張っていたきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長(山田重喜君) 以上で一般質問を終結いたします。

◎散会の宣言

○議長(山田重喜君) 本日の日程は全て終了いたしました。

明日から9月26日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれの常任委員会において審査をお願いいたします。

本会議は9月27日に再開します。

本日はこれをもって散会します。

大変お疲れさまでございました。

(午後1時58分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第109回あわら市議会定例会議事日程

第 4 日

令和3年9月27日（月）

午後1時30分開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第52号 令和3年度あわら市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 3 議案第53号 あわら市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第54号 あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 陳情第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第 6 報告第10号 令和2年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の訂正について
- 日程第 7 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 8 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 9 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第10 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第11 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第12 議案第56号 令和3年度あわら市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 発議第 5号 あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第14 発議第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第15 発議第 7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

（散 会）

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木康男	副市長	城戸橋政雄
教育長	甲斐和浩	総務部長	後藤重樹
創造戦略部長	西川佳男	市民生活部長	堀江好美
健康福祉部長	糠見敏弘	経済産業部長	武田正彦
土木部長	永井宏昌	教育部長	江守耕一
土木部理事	西川秀和	土木部理事	龍田雅人
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	大角勇治	事務局長補佐	早見孝枝
主査	佐々木良晃		

◎開議の宣告

○議長（山田重喜君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） ただいまの出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田重喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、毛利純雄君、10番、吉田太一君の両名を指名します。

◎議案第52号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第2、議案第52号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

○議長（山田重喜君） この議案につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査を願っておりますので、委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 16番、卯目ひろみ君。

○16番（卯目ひろみ君） 予算決算常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案第52号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第6号）について、二つの分科会を設置し、9月10日に総務厚生分科会、9月15日、16日には産業建設教育分科会を開催しました。各分科会においては、所管事項について慎重に調査いたしました。

これを受けまして、24日、委員会を開催し、各分科会長から調査の報告を求め、審査を進めた結果、議案第52号の議案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第6号）について、主な質疑を所管課ごとに申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

一般管理経費の1,500万円の増額は、会計年度任用職員に係る管理業務の負担軽減、効率化を図るためのシステム構築に要する経費を補正計上するものです。委員からは、委託料の内訳はどうなっているのかとの問いがあり、理事者からは、システムソフトウェア等の購入費用、構築に係る作業費用等も想定して予算を計上したとの答弁がありました。

次に、福祉課所管について申し上げます。

障害者自立支援給付事業1,042万6,000円の国庫負担返還金について、コ

コロナ禍でサービスの提供を受けることを控えて給付が減ったということはないのかとの問いがあり、理事者からは、直接的なコロナ禍の影響はないと考えているとの答弁がありました。

続いて、観光振興課所管について申し上げます。

セントピアあわらの指定管理経費 308 万円の増額は、指定管理者が行う改修等に要する費用の一部負担のため補正計上するものです。委員からは、308 万円の火災保険の共済金分について指定管理料の増額となっているが、市からの補助金ではないのかという問いがあり、理事者からは、施設そのものが市の財産であり、施設改修の負担相当額を指定管理料で負担することと調整しているとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

防災・安全社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う 76 万円の減額について、委員からは、交通安全施設の工事を途中で打ち切るのか、それとも翌年に送るのかとの問いがあり、理事者からは、今回できない部分が 20 m あり、その分については来年度に予算計上し、引き続き事業を進めるとの答弁がありました。

次に、新幹線まちづくり課所管について申し上げます。

都市構造再編集中支援事業補助金の交付決定に伴う市道 105 号線改良工事 5,381 万 4,000 円の増額について、委員からは、PC の製作に二、三か月がかかるために、それまでに下部工を終わらせるということだったが、現場打ちではないので、PC だけ別発注するのかという問いがあり、理事者からは、上部工については PC のみ別発注するのではなく、桁、舗装、高欄をまとめて発注する予定との答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

通学援助経費（小中学校）55 万 2,000 円の増額は、小学校、中学校のスクールバスタイヤ、スタッドレスの更新に要する費用です。委員からは、スクールバスは何台あり、更新するのはどの学校のスクールバスか、更新しないスクールバスは問題がないのかという問いがあり、理事者からは、スクールバスは 3 台あり、今回更新するのは金津東小学校と芦原中学校で、残る 1 台は金津中学校の吉崎ルートを走るバスで、昨年更新しているとの答弁がありました。

なお、政策広報課、市民協働課、生活環境課、子育て支援課、健康長寿課、農林水産課所管については、特段の質疑はありませんでした。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

- 議長（山田重喜君） これより、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を許可します。
- 議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 議案第52号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第6号）について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） ただいま議題となっております補正予算、議案第52号の中には、吉崎の道の駅整備に関する経費7,700万円の増額が提案されておりますけれども、私はこの吉崎の道の駅整備には大変疑問があり、賛成することができないということを申し上げたいと思います。

吉崎に道の駅を整備する狙い、これは吉崎地域の振興、そこは異論はありませんけれども、しかし、計画では年間36万人、そして、道の駅にできる売店などでの売上げは年間1億3,000万円と。この目標といいますか計画は、どう考えても無理ではないかというふうに思います。

市長は、道の駅そのものを目的にして人が来るようにしたいとおっしゃったと思いますけれども、しかし、県内の他の道の駅を見ますと、例えば勝山の道の駅は、高速道路を下りて、そして恐竜博物館に向かう途中にある。恐竜博物館へ行くお客がちょっと道の駅で止まるということはたくさんあると思いますし、小浜の道の駅も高速道路を下りたところにありまして、そして小浜には、国宝級のお寺とかいろんな名所がたくさんあります。そういうところへ行く客が道の駅へ寄る。しかし、吉崎には、私はそういう目的となるようなものがないというふうに思います。そういう点では、狙いは分かりますけれども、どう考えても、この年間36万人、売上げ1億3,000万円というのは過大過ぎると、大幅な見直しが必要だというふうに思います。

私は、6月の市会議員選挙のときに、このことについても市民にアンケートをお願いをいたしました。回答でもやっぱり7割ぐらいは必要がないということでございました。そういう点から考えても、現時点で市民の理解は得られないというふうに思います。

吉崎地区の振興策を何か考えなければならないということについては異論がないわけですが、やっぱり大幅に見直しをする必要があるというふうに思います。そういう点で、今回のこの補正には賛成できないということを申し上げます。

以上です。

○議長（山田重喜君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第52号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立多数です。

したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第53号から陳情第1号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第3から日程第5までを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 総務厚生常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月10日に、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第53号、あわら市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第53号は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、陳情1件につきましては、賛成全員で採択すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第53号、あわら市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、各種行政手続の簡素化、効率化を実現し、行政改革を推進するため、押印見直しを行う所要の改正を行うもので、委員からの特段の質疑はありませんでした。

次に、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、委員からは特段の意見はありませんでした。

以上、総務厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（山田重喜君） 続きまして、産業建設教育常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 産業建設教育常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月15日及び16日に、市長、副市長、教育長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第54号、あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第54号については所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第54号、あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、旅客特定車両停留施設に関する基準の新設等の所要の改正を行う

もので、委員からの特段の質疑はありませんでした。

以下、産業建設教育常任委員会の報告といたします。

○議長（山田重喜君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、日程第3から日程第5までの討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 議案第53号、あわら市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第53号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第54号、あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第54号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、陳情第1号を採決します。

この陳情に対する総務厚生常任委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎報告第10号の上程・提案理由説明

○議長（山田重喜君） 日程第6、報告第10号、令和2年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の訂正についてを議題といたします。

○議長（山田重喜君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました報告第10号、令和2年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の訂正について申し上げます。

本案は、8月31日の定例会において提出いたしました報告第8号、令和2年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告についてでご報告いたしました将来負担比率について数値の誤りがありましたので、訂正して報告するものでございます。

訂正の内容につきましては、将来負担比率を46.9%と報告しておりましたが、正しくは47.6%となり、0.7ポイントの増となります。

数値は増加となりますが、本市における早期健全化基準を大きく下回る数字となっており、訂正した監査委員の意見を付して議会に訂正を報告するものであります。

今後、このようなことが起こることのないよう十分に精査してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告いたします。

○議長（山田重喜君） 報告第10号は、これをもって終結いたします。

◎報告第11号から報告第15号の一括上程・提案理由説明

○議長（山田重喜君） 日程第7、報告第11号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第8、報告第12号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第9、報告第13号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第10、報告第14号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第11、報告第15号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、以上の報告5件を一括議題といたします。

○議長（山田重喜君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました報告第11号から報告第15号までの専決処分の報告についてご説明申し上げます。

報告第11号につきましては、本年6月27日に、国影地係において、相手方が運転する車両が駐車場に進入しようとしたところ、市道側溝の蓋が跳ね上がり、車両下部に接触しマフラーを損傷させたため、修理に係る損害賠償の額について、9月10日付で専決処分を行ったものであります。

報告第12号につきましては、本年8月18日に、北地係において、相手方が自宅車庫から出庫しようとしたところ、市道歩道部の側溝蓋が跳ね上がり、車両前部バンパー、前輪等を損傷させたため、修理に係る損害賠償の額について、9月10日付で専決処分を行ったものであります。

報告第13号につきましては、本年1月12日に、伊井地係において、市所有の除雪車で道路除雪作業中に雪の塊の処理をしたところ、民家のフェンスを損傷させたため、修理に係る損害賠償の額について、9月16日付で専決処分を行ったものであります。

報告第14号につきましては、本年7月14日に、坂井市三国町水居地係の坂井合同庁舎の駐車場において、バックして駐車する際、駐車中の車に衝突し、相手方車両後部を損傷させたため、修理に係る損害賠償の額について、9月16日付で専決処分を行ったものであります。

報告第15号につきましては、本年7月20日に、市姫一丁目地係のあわら市商工会の駐車場において、公用車の運転席側ドアを開けた際、隣に進入してきた車両が公用車のドアに接触し、相手方車両のフロントバンパー等を損傷させたため、修理に係る損害賠償の額について、9月16日付で専決処分を行ったものであります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（山田重喜君） 報告第11号から報告第15号までは、これをもって終結いたします。

◎議案第56号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第12、議案第56号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

○議長（山田重喜君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第56号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

議案第56号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ8,000万円を追加し、予算の総額を164億2,378万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、商工費の商工振興費で、あわら年末年始プレミアム付商品券発行事業に係る経費として、委託料など5,000万円、小規模事業者応援給付金

に係る経費として、給付金など3,000万円を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金の総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,773万3,000円、繰越金の前年度繰越金5,226万7,000円を計上いたしております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田重喜君） 本案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） それでは、通告に沿いまして、議案第56号、令和3年度一般会計補正予算（第7号）について、議案質疑をいたします。

本会議での議案質疑の例はあんまりないと承知しておりますが、この案件につきましては、予算決算常任委員会への付託を省略する予定だということでございますので、本会議におきまして議案質疑をさせてもらう方法しかございませんので、ご了承をいただきたいと思っております。

さて、今回の補正予算に計上されております年末年始プレミアム付商品券発行事業につきましては、コロナウイルス感染症によりダメージを受けております商店での消費喚起や市民の家計支援を図るためのもので、令和2年度における年末年始プレミアム商品券、また、今年度夏のサマープレミアム商品券に続き、あわら市では3回目のプレミアム商品券の発行となります。

今回につきましては、これまでの2回とは異なり、今後の国の補正予算においてコロナ交付金の追加があることを見越して、一般財源で財源手当をしておいて10月からスタートをするということで、後にコロナ交付金の決定があってから補正予算にて財源更正をしようとするものでございますが、私もこの事業により、市内の事業者や市民が安心して年末年始を過ごせるよう願うものであります。

あわら市がプレミアムをつけた地域経済活性化策は、今回を含めて3回とも紙の商品券と限定していることについては、Pay Payなどのスマートフォン決済によるポイントの還元や付与、また、福井県が県商工会議所連合会や県商工会連合会とつくる、ふくいデジタルバウチャー推進協議会が令和2年度から実施、推進している「ふく割」などのスマートフォンアプリを活用した電子クーポンによる割引を導入した場合には、スマホを持っていない、または持っているけれども使い慣れていないんだという高齢者などから、公費を投入するのに、私たちが恩恵を受けられないのは公平性に欠けるんじゃないですかというふうな声を受けていることが大きな理由になっているものと私は考えます。

また、Pay Payなどでは、実施単位が1か月からということで、プレミアム分としてどれだけの予算措置が必要になっているかという財政的な不安ですね、それとか、紙の商品券で事業執行とする場合と比較しての経費の問題なんかもあ

ると思います。しかしながら、市民や市内の事業者の中には、紙の商品券ばかりでなく、スマホを利用した地域経済活性化策を望む声があることも、これまた事実であると考えます。

現在の消費や納税の中心は、20代中盤から60代までの、いわゆるジェネレーションXやジェネレーションY世代になると思います。特にジェネレーションY世代、つまり、ミレニアル世代と言われる人たちは、デジタルネイティブであり、スマホネイティブであります。物心ついたときにはスマホの利用がもう当たり前の時代になっておりまして、紙の商品券の利用は面倒だ、また、コロナ禍において接触型となるため、感染のリスクがあるので、あまり興味を示さないという傾向があると思います。

福井県が強力に推進している電子クーポン「ふく割」のアプリ登録者数は既に20万人を超え、もはや県民にとって日常的な買物ツールになっております。私のような高齢な者でも、通常のふく割に加え、しょうきぼ割、ようふく割、じざけ割、こうげい割、スポカル割など、どんどん増える各種割引を楽しく利用させていただいております。

また、坂井市や勝山市、鯖江市、南越前町は、これまでに既にスマホ決済を利用したポイント還元に取り組んでおり、現在、お隣の坂井市では、今年9月の1か月間、PayPayを活用したポイント還元を実施しており、今回まで3回全てPayPayを利用した地域活性化策を講じております。

坂井市においてももちろんのこと、紙の商品券を求める声があると思います。しかしながら、スマホ決済を活用し続けるそれだけの理由、メリットが私はあるんだと思います。坂井市のお店で尋ねたことがあります。PayPayのポイント還元を実施をすると、お隣のあわら市や福井市の北部からお客さんが来てくれて商品を購入してくれるので、新規顧客の拡大にもつながるといふうに喜んでおりました。この効果は大きいんじゃないかなというふうに思います。少子高齢化の中、市民だけの消費に頼っていても、じり貧は明らかであります。

福井市におきましても、令和2年度は紙のクーポンとして、がんばれ福井応援券を発行しましたが、本年度は、10月から12月までの期間で、県の電子クーポンアプリ「ふく割」を活用したプレミアム率33%から50%のデジタルクーポンを2種類発行し、苦境が続く市内のお店をみんなで守るんだということです。

この県の電子クーポンアプリ「ふく割」は、コロナの感染状況を見て、直ちに一時利用の停止ができたり、また、予算の上限に達すると利用打切りができます。さらに、利用されている業種や利用者の年代などを素早く収集でき、今後の対策にも役立てることができるということで、福井県におきましても、9月補正予算にて、プレミアム分で8億円を超える規模でのふく割の追加発行をすることになっております。

確かに、あわら市のように紙の商品券を発行しますと、市民が全部購入し、使用しないともったいないから、これは全て期間内に使用してくれると思います。それは、2割のプレミアム商品券を購入すると、それだけ家計の現金支出が抑えられる

からではないでしょうか。また、全部市内のお店で利用し、それだけの消費効果があったといっても、単に現金から商品券の利用に切り替わっただけで、プレミアム分の消費の増加があったとは言い切れないのではないのでしょうか。

仮に商品券の使える期間だけ消費が伸びたとしても、駆け込み需要的な面もあり、果たして年間を通して見ると消費が伸びている、つまり、売上げが増加しているのでしょうか。そんなことを示すデータもないというふうに思います。もしかすると、坂井市がPay Payを実施している期間は、あわら市の消費が坂井市に持っていかれて、あわら市の消費は減少しているという現実もあるのではないかと不安に思います。

以上のことを考慮しますと、一部の人の意見に配慮し、紙の商品券を用いてのみの地域経済活性化策を繰り返すのではなく、スマホ決済を望む市民や事業者の要望に耳を傾け、スマートフォンを活用した方策も検討し実施することも必要だというふうに思います。行政サービスはバランスが大切ではないのでしょうか。

今回は無理といたしましても、今後さらに同様のプレミアムクーポンを発行するということがあれば、紙とデジタルの2つのクーポンの併用を組み合わせた、いわゆるハイブリッド型の施策を検討してみることもやぶさかではないのかなというふうに考えます。

また、さきに開催されました総務厚生常任委員会でも、私が質問したとおり、今年度と来年度の2年間は、地方交付税の基準財政需要額にデジタル推進費という国が項目をつくり、あわら市でも約3,600万円が措置されております。これは、国が地方自治体におけるデジタル推進を後押ししようという財政支援であり、特に額の算定に当たっては、高齢者の数によって補正増額がされております。ということは、高齢者にもデジタル技術のメリットを享受できるように、各自治体さん、取り組んでくださいよということではないのでしょうか。

また、9月1日に発足しましたデジタル庁では、コロナワクチンの接種証明についても、年内にスマホ表示の実用化を目指してアプリを開発するということです。これにつきましては、先ほどの全協におきましても、副市長から、あわら市においても強力に進めるんだということを言っていました。

さらに、あわら市では現在、市長自らがDX推進本部長となってDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していますが、推進する過程において、高齢者にもスマホやタブレットを活用してもらおうというシーンが出てくると思いますので、ぜひ国の交付税を利用した高齢者やスマホをネガティブ、スマホが苦手だなと思う人を対象としたスマホの講習会を数多く実施をしてもらって、デジタルクーポン利用のデジタルメリットを気軽に享受できる体制整備も必要ではないかというふうに考えます。

以上、高齢者が気軽にスマホやタブレットに慣れ親しむデジタルリテラシーを含め、紙とデジタルのハイブリッド方式による、あわら市の地域活性化策の検討、実施を考える必要があるというふうに私は考えますが、いかがでございましょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、武田正彦君。

○経済産業部長(武田正彦君) では、ただいまのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

今、議員もおっしゃいましたけれども、本市では、令和2年度に年末年始プレミアム付商品券、今年度にあわらサマープレミアム付商品券、こちらのほうを発行しているところがございます。

これまでに、消費需要喚起施策としましてのPay Pay、また、「ふく割」といった電子決済によるポイント還元サービスなどの利用につきましても検討をいたしました。しかし、これらのサービスにつきましては、まず利用者を市民に限定することができないことや、付与されたポイント、すなわちプレミアム分、こちらが市内の店舗だけで利用されるわけではないといったことなどから、投資効果が減少すると考えております。また、経済対策の実施の要望がありましたあわら市商工会や旅館協同組合からも、紙による商品券の発行を強く要望されました。

現在、本市のプレミアム付商品券事業、こちらに参加する店舗は市内419ございます。一方、「ふく割」の登録は約140店舗、Pay Payの利用ができる店舗は約300といった状況にとどまっております。さらに、高齢者にとりましては、キャッシュレスサービス、すなわち電子決済はいまだ利用しにくいことなどから、分かりやすく利用しやすい紙の商品券を発行することとし、現時点ではPay Payや「ふく割」を活用した消費喚起策は検討しておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 現時点ではデジタルの施策は考えていないということでしたが、今のお答えの中に一つ気になりましたのが、Pay Payとか「ふく割」にすると、それを使う人が市民だけじゃなくなってしまうという答弁がありました。私が当初質問したように、市民だけに限定しても、やはり市民だけの消費では、お店で買ってくれるというものが増えないのではないかとということと、市民だけに限定することとにこだわるのであれば、昨年度の夏に、県民宿泊客支援事業ということで、あわら市は市民以外、福井県民であれば2,000円割引するという制度を実施し、3,660万円ほどですかね、1万8,000人ほどに割引を実施しました。これは市民だけに限らず、あわら市民以外の方にも利用してもらっておりますので、この県民全てを対象とした県民宿泊客拡大事業については、あわら市以外の人もいいですよ、県民ならいいですよということと、今ご答弁にありました消費喚起の紙のクーポンにしないと、市外の人でも購入できてしまうと。その区分けはどう考えているのか、お答え願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 昨年実施しました県民宿泊割と、これは全然性格が違います

ので。あれは誘客するものですから、当然県民に利益がないと誰も来ませんので、これとこれは全然質が違いますので、その辺はよくお考えになってください。

それと、P a y P a yにつきましては、加盟店そのものが少ないわけですね。坂井市がうちの3倍ぐらい人口があっても、そこに加盟しているのは坂井市も1,000店ばかりです。あわらはそれに比べて小規模事業者が非常に多い中で、商工会が頑張って400店舗以上今掘り起こしていますので、そういう方々へ隅々まで今行き届いているというふうに僕らは理解していますので、現時点でというのは、当然、DXを推進して、そういうような活動が活発になってくれば、当然そういうことのやり方も考えられるんですけど、今、部長が言うように、現時点ではというのは、今やるにおいては、このペーパーでやるのが一番効率がよく市民も利用しやすいということで、今はこういうふうに考えているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) もうこれで私が質問するのも最後になってしまいますけれども、市長は今ほど、旅館の誘客、昨年の夏実施した件については、コロナで夏の忙しい繁忙期の旅館のお客さんが少ないので、県民を対象に2,000円の割引をして、誘客を促進して、旅館の苦境を支援してあげましょうということで、今回の商品券を用いての地域経済活性化策と私は大して違うものではないなというふうに思うのと、今ほど最後にはおっしゃってくれましたけれども、現時点では考えていないということですが、今後、やはりDXの推進も併せて、もし今後また同様のような施策を打つのであれば、ハイブリッド方式で考えていただくことも必要じゃないかなという質問をさせてもらいました。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 旅館の支援といいますのは、例えば、グランディア芳泉とかまつや千千ぐらいですと、従業員が100人以上いて、それに参加するいろんな下のほうの企業が多いわけですね。ただ、その旅館を支援しているわけじゃなくて、その旅館を支援することによって、その経済的な循環が広がる、あるいは従業員の雇用が守られるという、そこはここの事業者を支援する、こことはちょっと違うと思います。

それと、去年は県のほうがやっていた誘客事業、あの場合は最大で1万5,000円やったかな、もらいがありましたから、それとの相乗効果が出たものですから、物すごくあれは何かあわらの独り勝やって言われましたけれども、ああいうようなのは、時期とかタイミングを見ながら、県の動きを見ながら、あれはうちのほうが先に考えたんですけど、県も乗ってきてということで。それが終わったら今度G o T o トラベルとかなっていますので、交流人口を増やすという、あれは主目的ですから、こことはちょっと質が違っていると、僕はそういうふうに理解しています。

今、島田議員が言いましたように、将来ずっと紙でやるんだと、そんなこと言っているわけじゃなくて、そういうようなことに慣れてきて、こういう取扱いが増えてくれば、当然そういうような扱いはしていかないと、我々が目指すところのあわらのスマートシティであるとか、DX化による生活の向上ということにつながりませんので、そういうことについては今後念頭に置きながら検討してまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（山田重喜君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（山田重喜君） ただいま議題となっております議案第56号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 議案第56号、令和3年度あわら市一般会計補正予算（第7号）について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第5号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第13、発議第5号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

○議長（山田重喜君） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 議長のご指名がありましたので、発議第5号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について趣旨説明を申し上げます。

デジタル機器の活用にあつた会議規則の見直しを行うため、本規則の所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、本会議場システムの入替えに伴い、電子表決システムを使用して、電子的に表決を取ることができる条項を加えることと併せ、本会議または委員会等に入る者の携帯品の持込みの取扱いを改めるため改正するものであ

ります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、規則案については、お手元に配付のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山田重喜君） これより、本案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） ただいま議題となっております発議第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 発議第5号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決することに決定されました。

◎発議第6号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第14、発議6号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

○議長（山田重喜君） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 議長のご指名がありましたので、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの出現により、地方自治体は多くの行政事象が発生し、あらゆる課題に即時の対応が求められると同時に、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持確保など、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にあ

る中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

地方の財源対応については、2021年度の地方財政計画までは2018年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきていますが、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2020年度以降の地方財政が十分に確保できるか大きな不安が残されています。

2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、その対策を政府に求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山田重喜君） 本案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、発議第6号を採決します。

本案は提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、発議第6号は提案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第15、発議第7号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

○議長（山田重喜君） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 議長のご指名がありましたので、発議第7号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

本意見書は、令和3年7月16日付で、全国市議会議長会長から積極的な対応を

国会関係行政庁に提出するよう呼びかけられており、内容については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や、公共施設の老築化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、確実に実現されるよう強く要望する。

旨の文書が発出されており、総務厚生常任委員会において協議を行った結果、全会一致で意見書を提出すべきものと決しました。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田重喜君） 本案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 発議第7号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、発議第7号を採決します。

本案は提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、発議第7号は提案のとおり可決されました。

◎散会の宣言

○議長（山田重喜君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から10月12日までは休会とし、本会議は10月13日に再開します。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時34分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第109回あわら市議会定例会議事日程

第 5 日

令和3年10月13日（水）

午後1時30分開議

1.開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第43号 令和2年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第44号 令和2年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第45号 令和2年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第46号 令和2年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第47号 令和2年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第48号 令和2年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第49号 令和2年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第50号 令和2年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 議案第51号 令和2年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第11 発議第 8号 環境対策調査特別委員会の設置について
- 日程第12 発議第 9号 総合交通まちづくり調査特別委員会の設置について
- 日程第13 特別委員の選任
- 日程第14 議員派遣の件

1.閉議の宣告

1.市長閉会挨拶

1.議長閉会挨拶

1.閉会の宣告

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木康男	副市長	城戸橋政雄
教育長	甲斐和浩	総務部長	後藤重樹
創造戦略部長	西川佳男	市民生活部長	堀江好美
健康福祉部長	糠見敏弘	経済産業部長	武田正彦
土木部長	永井宏昌	教育部長	江守耕一
土木部理事	西川秀和	土木部理事	龍田雅人
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	大角勇治	事務局長補佐	早見孝枝
主査	佐々木良晃		

◎開議の宣告

○議長（山田重喜君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） ただいまの出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田重喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、毛利純雄君、10番、吉田太一君の両名を指名します。

◎議案第43号から議案第51号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第2から日程第10までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査を願っておりますので、委員長よりその審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 16番、卯目ひろみ君。

○16番（卯目ひろみ君） 予算決算常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案第43号、令和2年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第51号、令和2年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分についてまでの9議案について、二つの分科会を設置し、9月29日、30日に総務厚生分科会、10月1日、4日には産業建設教育分科会を開催しました。各分科会においては、所管事項について慎重に調査いたしました。

これを受けまして、昨日、委員会を開催し、各分科会長から調査の報告を求め、審査を進めた結果、議案第43号及び議案第44号は賛成多数、その他7議案は全員賛成で認定及び可決すべきものと決しました。

なお、審査内容はかなり膨大なものとなりますので、報告につきましては主な意見と要請の結果についてのみ報告させていただきますことをご了承願います。

最初に、総務課所管について申し上げます。

防犯カメラ設置事業補助について、各区の申請に対しての設置補助だけではなく、市として危険な場所を管理するために、防犯カメラの設置を検討するよう要請しました。加えて、防災関係備蓄物資の廃棄の多さを指摘し、廃棄数をゼロにするよう要請しました。また、育児休暇の取りやすい環境づくりを率先して進めてほしいとの意見がありました。

次に、監理課所管について申し上げます。

公用車管理について、使用した職員が定期的に点検、掃除を行うことや、事故を起こさないように運転方法などの指導、管理を行うよう要請しました。

次に、政策広報課所管について申し上げます。

吉崎経済会議について、この会議でつながった著名な方の輪を吉崎地区、あわら市のさらなる発展につなげていってほしいと要請いたしました。また、インターネット放送局「ねっとdeあわら」について、視聴回数や登録者が少なく、決算額に対して結果が伴っていないと思われる。登録者を増やすべくいろいろな手法を検討するよう要請しました。

次に、市民協働課所管について申し上げます。

市民活動サポート助成金について、申請する団体を増やすために掘り起こしに力を入れ、広報誌やホームページだけでなく、いろいろな機会を通じて積極的な呼びかけをするよう要請しました。また、ふるさとあわらサポート基金事業について、基金をさらに増やしていくよう努力すべきとの意見がありました。

次に、市民課所管について申し上げます。

マイナンバーカード交付件数について、設定した目標の交付率へと近づくよう、引き続き出張申請などを行い、積極的な推進を行うよう要請しました。

次に、生活環境課所管について申し上げます。

デマンド交通について、待ち時間を短くすることや、乗り合い率を高め、利用者を増やし、市民が使いやすくするためにデジタルを活用した予約システムの取組も考えるべきとの意見がありました。加えて、北潟湖や河川の水質調査の結果を市民に公表すべきとの意見がありました。また、波松海岸線の海のプラスチックごみの処分について、引き続き対応するよう要請しました。

続いて、福祉課所管について申し上げます。

子どもの学習支援事業については、貧困の連鎖の防止のため、生活困窮世帯の子どもたちに学習支援を実施するものです。このような事業は分野をまたいで取り組むべき重要なことだと思うので、教育委員会を含めて連携するよう要請しました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

認定こども園の入園状況について、こども園の定員を減らす調整をするのではなく、通園する園児たちを増やすため、あわら市に住んでもらい、子育てしてもらうための施策を講じていくべきとの意見がありました。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。

在宅福祉事業の住まい環境整備支援事業助成は、介護保険における住宅改修の対象外で、要介護者の在宅生活のために住宅の改造をする場合の助成金です。対象になる方が増えた場合でも、申請の相談に乗り、対応するようとの意見がありました。

続いて、農林水産課所管について申し上げます。

水産資源の回復が結果として表れていない。当然、外来種駆除も大切ではあるが、再生のための放流事業を継続し、もう少し手厚い補助をしたほうがよいとの意見が

ありました。

次に、観光振興課所管について申し上げます。

セントピアあわらの指定管理者の収支報告にある事業管理費について、納得できる資料を出してほしいと要請しました。また、コロナ禍において、観光協会の魅力発信事業について、昨年と金額が変わっていない。事業費に対する理解が得られる成果を示してほしいとの意見がありました。また、越前加賀県境の館の利用者がかなり減っている。県境の館には200万円近くの人件費も払っている。運営の仕方について検討するように要請しました。あわせて、芦原温泉芸妓協同組合補助金についても検討するように要請しました。

続いて、建設課所管について申し上げます。

道路維持管理について、センターラインの引き直しや除草、街路樹剪定を計画的に進めてほしいと要請しました。さらに、区からの要望にある門型側溝の設置や生活道路の改修についてももっと予算をつけて、少しでも早く要望に対応できるように要請しました。また、老朽化した木造の市営住宅の撤去について、強制退去はできず、入居者の意向もあるが、継続して退去を働きかけるよう要請しました。

次に、上下水道課所管について申し上げます。

かなりの集落で下水道の未整備戸数があるが、合併浄化槽等で対応しないと不公平感がある。何とか救済できるようにすべきであるとの意見がありました。

次に、芦原温泉上水道財産区について申し上げます。

滞納者の水道料金の徴収について、現年度分から徴収をし、滞納を増やさないように収納体制の検討を要請しました。

続いて、教育総務課所管について申し上げます。

ふるさと愛というのは、遠いものではなく身近なところから始まっていく。間口を広げて教育に取り入れてほしいとの意見がありました。また、学校のトイレの洋式化改修を計画的に進め、洋式化率を高めていくようにとの意見がありました。また、児童相談支援活動業務については、しっかり経過を見ながら、慎重に対応してほしいとの意見がありました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

金津創作の森美術館は、建設に莫大な費用がかかり、また、金津創作の森事業に対する市からの補助金、指定管理料として毎年9,100万円程度がかかっている。前に進んでいく方向で空調も整備したので、今後の方向をどのようにするのか検討するようにと要請しました。

次に、スポーツ課所管について申し上げます。

市民体育祭について、今まで何回も議会でも体育祭の形を変える必要があるという意見が出てきている。分割するなり、地区でやるなりの検討を要請しました。

最後に、監査委員事務局所管について申し上げます。

現金監査の不適切な取扱いの指摘事項に対して、公金全般の適正な管理については、総務課から指示を出し、適正化を図るべきとの意見がありました。

以上、審査での概要について述べましたが、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん、事務事業の執行方策などについて、多くの指摘・要望等を行っております。委員からの要望や意見、また指摘事項については、次年度の予算編成や行政運営に生かされることを強く期待いたします。

特に、令和6年春の北陸新幹線福井開業に向けた芦原温泉駅周辺整備関連事業に加えて、新型コロナウイルス感染症が中長期的に経済、財政に与える影響はいまだ不透明です。厳しい財政状況の中にあっても、市民の安心・安全を確保し、市民の生命、財産を守ることは本市の責務だと考えられます。

必要な対策には躊躇なく取り組み、感染拡大防止と社会経済活動の維持及び回復を図っていくために、今後はより積極的かつ戦略的な行政運営が求められます。今後とも市民のニーズを的確に把握して、来年度の予算編成に当たり、優先順位づけによる事業の取捨選択、さらには創意と工夫による一層の効率化と徹底した節減・合理化に理事者、職員が一丸となった取組を切に望むものであります。

以上、予算決算常任委員会の審査結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（山田重喜君） これより、予算決算常任委員長の報告に対する総括質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、日程第2から日程第10までの討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 議案第43号、令和2年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 一般会計の決算の認定に反対の立場で討論を行いたいと思います。

日本共産党は、新幹線の建設そのものを全て否定するものではありませんけれども、あまりにも新幹線関連工事費の支出が多過ぎる。投資したものに見合うような効果が得られるとはとても思えません。昨年の新幹線関連工事を見ても、駅周辺整備工事に3億1,000万円とか、自由通路の建設などで約10億円の支出がありますけれども、本当に市民がこれを求めているかといえば、大変疑問だというふうに思います。

決算審査の中でも、市民から門型側溝の設置とか、道路の維持補修をきちんとしてほしいとか、暮らしや子育てに関わるような要求がたくさん出されておりましたけれども、理事者からはなかなか予算がないから思うようにできないという回答が何遍もありました。

私は、新幹線関連工事は見直しをして削減をすべきである、そして、こういうインフラの整備、また、暮らしや子育て支援をもっと強化すべきであるということで、この決算の認定に反対するものでございます。

議員各位のご賛同を心からお願いして、討論といたします。

○議長（山田重喜君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） これで討論を終わります。

○議長（山田重喜君） これより、議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立多数です。

したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第44号、令和2年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 国民健康保険特別会計の認定にも反対の立場で討論をいたします。

今議会の初めの一般質問でも国民健康保険税が高過ぎるという問題を取り上げましたが、あわら市の国保税は非常に高い。払いたくても払い切れないということで、滞納者も多い。こういう中で、国保基金は3月末で4億8,000万円あります。この基金を毎年毎年取り崩すことをずっと続けるわけにはいかないということはよく分かっておりますけれども、取りあえず1世帯1万円引き下げようということは、3,000万円ちょっとあればできるわけでございますから、国保基金を取り崩してでも市民の願いに応じて、国保税の引下げをすべきであるというふうに考えます。

議員各位のご賛同をお願いして、討論といたします。

○議長（山田重喜君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） これで討論を終わります。

○議長（山田重喜君） これより、議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立多数です。

したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第45号、令和2年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第46号、令和2年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第47号、令和2年度あわら市水道事業会計決算の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第48号、令和2年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(山田重喜君) 起立全員です。
したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(山田重喜君) 議案第49号、令和2年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 討論なしと認めます。

○議長(山田重喜君) 議案第49号を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(山田重喜君) 起立全員です。
したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(山田重喜君) 議案第50号、令和2年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について、討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 討論なしと認めます。

○議長(山田重喜君) 議案第50号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決とするものです。
委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(山田重喜君) 起立全員です。
したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長(山田重喜君) 議案第51号、令和2年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分について、討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 討論なしと認めます。

○議長(山田重喜君) 議案第51号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決とするものです。
委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(山田重喜君) 起立全員です。
したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎発議第8号から発議第9号の一括上程・趣旨説明・総括質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第11、発議第8号、環境対策調査特別委員会の設置について、日程第12、発議第9号、総合交通まちづくり調査特別委員会の設置について、以上の発議2件を会議規則第35条の規定により一括議題とします。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 議長のご指名がありましたので、発議第8号、環境対策調査特別委員会の設置について、発議第9号、総合交通まちづくり調査特別委員会の設置について、一括して趣旨説明を申し上げます。

本市は、山、海、湖、河川、丘陵地など豊かな自然環境に恵まれ、これらが相まって、豊かな生活を享受し恩恵を受けております。しかし、土砂採取による山肌の露出、廃棄物の不法投棄、北潟湖の富栄養化による水質の汚濁など、自然環境への影響が懸念されております。さらには、生活様式の変化や人口減少などにより増加する空き家なども問題となっております。

このようなことから、市民の健全な生活環境を守ることや自然環境を適正に保全することなど、総合的な環境対策に関し調査を行うため、7人の委員をもって構成し、閉会中も継続して調査研究する環境対策調査特別委員会の設置を提案するものであります。

また、令和6年春には、北陸新幹線県内延伸と北陸新幹線芦原温泉駅が開業します。

このようなことから、2年後のまちづくりを見据えた、あわら市全体のまちづくりと、それに大きく寄与する並行在来線や二次交通整備など、まちづくりと交通を一体的に捉え、あらゆる角度から調査研究を行うため、8人の委員をもって構成し、閉会中も継続して調査研究する総合交通まちづくり調査特別委員会の設置を提案するものであります。

いずれも、所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、各特別委員会設置（案）については、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） ただいま議題となっております発議第8号、発議第9号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 (山田重喜君) 異議なしと認めます。
- 議長 (山田重喜君) これより、討論、採決に入ります。

-
- 議長 (山田重喜君) 発議第8号について、討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 (山田重喜君) 討論なしと認めます。
- 議長 (山田重喜君) これより、発議第8号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

- 議長 (山田重喜君) 起立全員です。
したがって、発議第8号、環境対策調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

-
- 議長 (山田重喜君) 発議第9号について、討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 (山田重喜君) 討論なしと認めます。
- 議長 (山田重喜君) これより、発議第9号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

- 議長 (山田重喜君) 起立全員です。
したがって、発議第9号、総合交通まちづくり調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

◎特別委員の選任

- 議長 (山田重喜君) 日程第13、特別委員の選任を議題とします。
ただいま設置されました環境対策調査特別委員会、総合交通まちづくり調査特別委員会、以上の二つの特別委員会は、その調査終了まで閉会中も引き続いて調査活動ができることとし、それぞれの特別委員会の委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 (山田重喜君) 異議なしと認めます。
したがって、各委員会の委員の選任は議長において指名することに決しました。
- 議長 (山田重喜君) 環境対策調査特別委員会に、4番、木下勇二君、5番、北浦博憲君、8番、平野時夫君、9番、毛利純雄君、10番、吉田太一君、14番、山川知一郎君、16番、卯目ひろみ君、以上7名を指名いたします。
- 議長 (山田重喜君) 総合交通まちづくり調査特別委員会に、1番、三上寛了君、2番、青柳篤始君、3番、島田俊哉君、6番、堀田あけみ君、7番、室谷陽一郎君、1

2番、八木秀雄君、13番、笹原幸信君、15番、北島 登君、以上8名を指名いたします。

○議長（山田重喜君） ただいま特別委員を指名いたしました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの特別委員に選任することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 暫時休憩いたします。

（午後2時04分）

○議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時04分）

○議長（山田重喜君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 局長。

○事務局長（大角勇治君） 休憩中の各特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

環境対策調査特別委員会委員長に、14番、山川知一郎議員、副委員長に、9番、毛利純雄議員、総合交通まちづくり調査特別委員会委員長に、13番、笹原幸信議員、副委員長に、2番、青柳篤始議員、以上のとおりであります。

◎議員派遣の件

○議長（山田重喜君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

◎閉議の宣告

○議長（山田重喜君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

◎市長閉会挨拶

○議長（山田重喜君） 閉会に当たり、市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、8月31日の開会以来、44日間の長きにわたりまして、提出いたしました議案や決算につきまして慎重にご審議をいただきました。また、全ての議案について妥当なるご決議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの第5波がようやく落ち着き、7月中旬から東京を中心に出来ていた緊急事態宣言も先月末で解除され、福井県内におきましても、10月15日から感染拡大警報が解除される予定となり、注意報等の発令がないのは約200日ぶりとなります。この間、市民の皆様、また、事業者等の皆様には、不要不急の外出自粛や感染症予防対策のための新しい生活様式の励行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

また、これまで感染予防、あるいは感染拡大防止の柱として取り組んできたワクチン接種につきましても、1回目の接種完了者が85%を超え、県が目標とする接種を希望される方の10月中の終了につきましては、おおむね達成できる見込みとなりました。引き続き、医療機関などと連携し、円滑な接種に努めるとともに、補正予算でお認めいただいた2つの経済支援策であるあわら年末年始プレミアム付商品券発行事業及びあわら市小規模事業者応援給付金を通じて、市民生活の応援や感染の長期化で厳しい経営状況が続いている事業者の皆様、地域経済を下支えする取組に力を入れてまいります。

新型コロナウイルスにつきましては、幾度も感染拡大と収束の波を繰り返しており、引き続き、一人一人が感染防止に努めていく必要がありますが、市民の皆様と一丸となってこのコロナショックを乗り越え、北陸新幹線開業効果の最大化やデジタルトランスフォーメーションの推進、あるいは、市民の活動の推進など、アフターコロナを見据えた市政発展に職員と共にしっかりと取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

秋も深まり、朝夕の冷え込みが厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康にはくれぐれもご留意いただき、引き続き本市の発展のためにご活躍いただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長閉会挨拶

○議長(山田重喜君) 一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月31日から本日まで、44日間にわたる超ロングランの9月議会は本日をもって終了いたしました。期間中、いろいろな意見、要望等があったわけですが、理事者はこれを謙虚に受け止め、1つでも改善されるよう、また、成就されるよう強く要請するものであります。

今、秋本番でございますけれども、議員各位におかれましては、健康に十分注意

されまして、議員活動に積極的に取り組んでいただくことを心からお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。大変ご苦労さまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（山田重喜君） これをもちまして、第109回あわら市議会定例会を閉会いたします。

（午後2時10分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署名議員